

安養寺

老楠繁茂せり。氏地は本地及び大字下島頭にして、祭日は十月十五日なり。

安養寺は字經塚にあり、靈松山と號し、曹洞宗興聖寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。萬治二年萬安禪師の開基なり。境内は壹百六拾五坪を有し、本堂兼庫裏を存す。外に辨天堂あり。

明光寺

明光寺は字滿所前にあり、月光山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は六拾七坪を有し、本堂兼庫裏を存す。外に觀音堂あり。

本地は寛永年間より徳川氏代官の支配たりしが、其の後不詳。寛政十二年大坂城代松平右京亮輝和の役知となり、享和元年再び徳川代官の支配に歸し、天保元年村高六百拾四石九斗六升九合の内、四百四拾四石八斗四升壹合七勺は大坂城代太田備後守資好の役知に轉せしも、同六年三たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同年六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉す。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第九區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まりて、同四月十三日其の十四番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十七年七月一日第七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 下島頭

本地は古來茨田郡に屬し、もと八個莊の内にして、下島頭村と稱す。字地に北畑・北脇・南脇といへるあり。

心願寺

心願寺は字吉藏にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は九拾六坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は其の領主中、天保元年村高四百六拾參石壹斗參升八合の内、參百參拾五石壹斗四升を大坂城代太田備後守資好の役知に轉じたるの外は、區畫の變遷も共に、大字上島頭に同じ。

大字 巢本

本地は古來茨田郡に屬し、もと八個莊の内にして、巢本村と稱す。

安乘寺

安乘寺は字中道にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。もと門眞一番上村にありしが、明治十二年五月當所に移轉せり。境内は九拾壹坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年同族永井伊賀守尙庸に與へ、尙庸の男尙富貞享四年下野國烏山城に移りて上地し、元祿元年徳川氏代官の支配に歸し、寛保二年京都所司

代牧野備後守貞通の役知に轉じ、寛延三年再び徳川代官の支配に歸し、寶曆三年大坂城代松平右京太夫輝高の役知に移り、天明二年三たび徳川代官の支配に歸し、寛政十二年大坂城代松平右京亮輝和の役知に移り、享和元年四たび徳川代官の支配に歸し、同二年大坂城代青山下野守忠社（後、所司代、老中となる）の役知に轉じ、天保六年五たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まりて、同四月十三日其の十四番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同四月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十七年七月一日第八戸長役場の管理區域に入りて、同十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 岸和田

本地は古來茨田郡に屬し、もと八個莊の内にして、岸和田村と稱す、字地に川中・大西・川田・中村・坂口といへるあり。

産土神社

産土神社は字川場（あり）、菅原道真を祀り。創立の年月は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は壹百五拾五坪にして、本殿・拜殿を存し、數株の松樹は社頭に繁茂せり。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十五日なり。

長福寺

長福寺は柳塘山と號し、曹洞宗興聖寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。花園天皇の御宇、關白師教一大伽藍を造營して柳塘山別所寺と號し、塔中に七福寺を建てたりしが、貞和五年兵火に罹りて堂坊悉く烏有に歸し、僅に一坊を殘せしもの即ち當寺なり。然るに當寺も亦多くの星霜を経るに従ひて荒廢しけるを、慶安五年五月領主永井信濃守之を再興し、興聖寺の萬安禪師を開山たらしめて今に至る。境内は參百五拾八坪有し、本堂兼庫裏を存す。外に鎮守堂・地藏堂あり、地藏堂は部落の中（ありし）を、明治五年此に移せしものなり。

善福寺

善福寺は字道場（あり）、臥龍山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百參拾五坪を有し、本堂・庫裏・廊下・長屋・門を存す。

本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年同族永井伊賀守尙庸に與へ、尙庸の子尙富貞享四年下野國鳥山城に移りて上地し、元祿元年徳川氏代官の支配に歸し、寛保二年京都所司代牧野備後守貞通の役知に轉じ、寛延二年再び徳川代官の支配に歸し、寶曆二年大坂城代松平右京太夫輝高の役知に轉じ、天明二年三たび徳川代官の支配に歸し、寛政十年大坂城代松平右京亮輝和の

役知に轉じ、同十一年四たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區一小區内の十二番組となりたるの外は、大字巢本に同じ。

大字上馬伏

本地は古來茨田郡に屬し、もと八個莊の内にして、上馬伏村と稱す。享和元年西上馬伏村を分置せしも、文政八年復た合して一村となれり。字地に堤垣内・乾垣内・南垣内・東垣内・北脇・西脇といへるあり。

産土神社は字宮地にあり、菅原道眞を祀れり。創建の年月は詳ならず、明治五年村社に列せらる。境内は參百八拾貳坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地及び大字巢本にして、祭日は十月十五日なり。

寶藏寺は字宮垣内にあり。眞言宗高野派安樂院末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は六拾七坪を有し、本堂兼庫裏を存す。外に觀音堂あり。

西法寺は字垣内にあり、白駒山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百四拾七坪を有し、本堂・庫裏を存す。

産土神社

寶藏寺

西法寺

本正寺

本正寺は字藪の下にあり、青柳山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百貳拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は享保元年より徳川氏代官の支配たりしが、寛保三年京都所司代牧野備後守貞長の役知に轉じ、寛延三年再び徳川代官の支配に歸し、寶曆三年大坂城代松平右京太夫輝高の役知に換り、天明二年三たび徳川代官の支配に歸し。享和元年村高五百四拾參石九斗貳升七合の内、壹百拾石八斗參升七合は大坂城代青山下野守忠祐の役知に轉じたるも、天保十一年同氏土地して徳川代官の支配に復し、全村同代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治五年二月河内國第九區に屬したるの外は、大字巢本に同じ。

大字下馬伏

本地は古來茨田郡に屬し、もと八個莊の内にして、下馬伏村と稱す。字地に高繁・札場・來損・道場前・江畑といへるあり。

産土神社は北方字高繁にあり、菅原道眞を祀れり。創建の年月は詳ならず、明治五年村社に列せらる。境内は壹百五拾八坪にして松樹雜木茂生せり。本殿の外に拜殿を存し、末社に嚴島神社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十五日なり。

産土神社

景雲寺

景雲寺は字宮の内にあり、梅養山と號し、曹洞宗興聖寺末にして十一面觀世音を本尊とす。萬治二年正月萬安禪師の開基なり。境内は壹百六拾八坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

明泉庵

明泉庵は字西垣内にあり、淨土宗來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。嘉永六年二月の創立・僧圓隆の開基なり。境内は四拾七坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

總道場

總道場は字北垣内にあり、眞宗大谷派願得寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は四拾九坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年同族麾下永井伊豫守直右の采地となり、同氏世襲して同左門に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて、大阪府司農局の支配となり(上地は二月)、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第九區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まりて、同四月十三日其の十三番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十六年二月二十八日横地村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字野口

野口の里

本地は古來茨田郡に屬し、もと八個莊の内にありて、大和田莊に屬し、野口村と稱す。小部落に過ぎざれども、野口の里と呼ばれて、歌枕の一たり。

夫 木

御狩野の野口の尾花なひくまで羽風はけしき眞白班の鷹

顯

仲

新 六

しちまりし野口の里に宿かりて道の芝生にいまそ朝たつ

信

實

堤根神社

堤根神社は北方字若林にあり、延喜式内の神社にして彦八井耳命及び菅原道眞を祀れり。彦八井耳命は茨田宿禰の祖にして、姓氏錄河内國皇別に「茨田宿禰、多朝臣同祖、彦八井耳命之後、男野現宿禰仁德御代造茨田堤」と見ゆるもの是れなり。即ち茨田宿禰の茨田堤を築きし時に、其の祖神を祀りしものならん。文徳天皇嘉祥三年十二月癸酉從五位下を授かり給へり。中世の沿革は詳ならず。明治五年村社に列し、同四十年八月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳百七拾九坪を有し、本殿の外に拜殿・神饌所・祭器庫・社務所等を存す。末社に若宮八幡宮・九頭神社あり。氏地は本村全部にして、例祭は十月十五日に行はる。

常光寺

常光寺は字向田にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百九拾壹坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字常稱寺の明治十六年二月二十八日横地村と二ヶ村聯合となりたるを除きたるものに同じ。

大字横地

本地は古來茨田郡に屬し、もと八個莊の内において、大和田莊に屬し、横地村と稱す。字地に曾根の内といへるあり。

得淨寺は部落の内にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百貳拾九坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

淨圓寺は字手池にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は七拾八坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字常稱寺に同じ。

大字打越

本地は古來茨田郡に屬し、もと八個莊の内において、大和田莊に屬し、打越村と稱す。

常稱寺は字ノモンにあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境

得淨寺

淨圓寺

常稱寺

内は壹百五拾八坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は元祿二年より徳川氏代官の支配たりしが、寛政二年永井日向守直進の預所に轉じ、天保九年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十七年七月一日第七戸長役場の管理區域となりたるの外は、大字北島に同じ。

大字北島

本地は古來茨田郡に屬し、もと八個莊の内において、大和田莊に屬し、北島村と稱す。

願泉寺は字前にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百貳拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は寛永五年より徳川氏代官の支配たりしが、寛文七年大坂定番米津出羽守由盛の役知に轉じ、貞享元年同松平縫殿頭乗次の役知に換り、同四年同遠山主殿頭政亮の役知に屬し、元祿七年再び徳川代官の支配に歸し、寛保三年京都所司代牧野備後守貞長の役知に移り、寛延元年三たび徳川代官の支配に歸し、寶曆三年大坂城代松平右京太夫輝高の役知に換り、天明二年四たび徳川代官の支配に歸し、

願泉寺

文政二年京都所司代松平和泉守乗完の役知に屬し、同六年五たび徳川代官の支配に歸し、天保三年大坂城代松平伊豆守信順の役知に換り、同九年六たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず、而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まり、同四月十三日其の十三番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十七年七月一日第五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

| 大字 | 字 | 舊石高 | 明治八年改正 有地反用 | 明治九年一月 一日現在人口 | 町村制施行 當時の反別 | 町村制施行 當時の人口 | 大正元年三月 末日現在人口 | 大正九年十月二日 國勢調査の人口 |
|----|-----|---------|----------------|------------------|----------------|----------------|------------------|---------------------|
| 大 | 常稱寺 | 六、七〇〇 | 三、四四〇 | 一三 | 三、七〇〇 | 一三 | 一、五三 | 一、七二 |
| | 野口 | 六、五七〇 | 七、九八五 | 三〇 | 七、〇〇〇 | 四一 | 一、八〇 | 一、七二 |
| | 横地 | 四、四〇・八三 | 四、〇六六 | 二〇 | 五、二六〇 | 二〇 | 一、三三 | 一、三三 |
| | 打越 | 五、四・五九〇 | 四、八六七 | 二六 | 四、〇二五 | 二六 | 一、三三 | 一、三三 |
| | 北島 | 四、九・三六〇 | 六、二六五 | 五六 | 六、〇二五 | 五六 | 一、八〇 | 一、七二 |

計 一、二〇七・六〇〇

三、七〇五

一、五三

三、七〇〇

一、五三

一、八〇

一、七二

第十項 庭窪村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、佐太村・大日村・大庭七番村・八雲村・東村・北村・藤田村・金田村・梶村九ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の一半は舊大庭莊に、一半は同大窪郷に屬せしに依り、其の郷莊名を交互折衷して庭窪村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて茨田郡所屬たりしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬し、同二十九年より着手せられし淀川改良工事の爲め、拾七町參反貳拾壹歩の地は同川敷となる。

大字 佐太

本地は古來茨田郡に屬し、もと大庭莊の内にして、大庭一番村・大庭二番村・大庭五番村の三ヶ村たりしが、明治十九年十月合併して佐太村と稱す。舊大庭一番村に堤の上といへる字地あり。舊莊名は朝野群載の遊女記に、掃部寮大庭庄と見ゆるものか。和名抄に「茨田郡佐太郷」と載せ、舊一番村は一名を佐

大村と呼べり、舊郷名の残れるものなるべし、河内志にも佐太郷方に廢して村存すと記せり。思ふに舊大庭莊の地は佐太郷にして、郷名は姓氏録右京諸蕃に「佐太宿禰、坂上大宿禰同祖、出自後漢靈帝男延王也」と見ゆる佐太氏の居りし所なり。世に蹉跎村を此の佐太郷に擬するものあるも恐らくは非ならん。而して本地附近には一番より十一番までの村名ありて、門真村大字門眞の舊稱に一番より四番迄ありしと同じく、其の部落を番別せり。是れに就き河内名所圖會には、大坂金城要害の軍勢隊伍を立つるの名なりと記せり。然れども此の地は淀川の流域に瀕すれば、或は新墾する所ありて部落を爲し、其の稱の残りて遂に此の名を爲したるにはあらざるか。南山巡狩録に「觀心寺申、河内大庭開爲敵陣之間、可被移中振之狀如件」と見ゆるもの、また參照するに足る。

佐太神社

佐太神社は舊一番村の北端宇宮地にあり、菅原道眞を祀れり。創建の年月は詳ならざれども、社傳に依れば、此の地は道眞の領地なりしを以て、其の筑紫に左遷の際暫く此に足を留め、都の噂とやかく沙汰せられしに依り、沙汰といへる地名起り、折しも諸人其の徳を慕ひて別を惜み、道眞自ら其の像を刻して残されしかば、之を齋き祀りしものなりといふ。寛永年中の領主永井信濃守尙政は賢明にして、道眞の徳を敬慕し、社殿・廻廊等を再建し、爾來清淨の神域となれり。本地の産土神にして明治五年村社に列し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十四年一月十四日九個莊村大字仁和寺宇宮の軒の村社氏神社(菅原)を合祀せらる。神域は貳千六百拾九坪を有し、本殿の外に、拜殿・神饌

所・神輿庫・寶殿・繪馬所・土藏・集會所・集議所等相連り、末社に告文社、白太夫社・愛宕社・稻荷社・牛社あり。境外末社に神旅神社あり。氏は本地一圓にして、例祭は十月二十日・夏祭は六月十五日に行はる。社前に一株の老梅あり、後水尾天皇より尙政に賜ひし梅花を、更に當社に寄附して境内の古木に接合せしに、やがて花を開き實を結び、遂に清韻の秀姿を爲すに至りければ、名づけて勅梅と呼び、同天皇はまた御製を尙政に下し賜ひしかば、尙政は竹内門主良尙親王の御副書を添へて之を當社に納め、内陣の寶物となせり。社寶頗る多きが中に、傳東福門院の眞蹟・法眼親探の筆繪畫縁起・探幽法眼筆畫・林道春の宮記・良恕親王の眞蹟・雪村筆御影三幅對畫・寶劔・百合香・傳管公所持の硯・歌仙の押繪等は其の優秀なるもなり。往時より社に奉仕せるは三森氏なり、其の家連綿繼續して今に至る。

家の風世々に傳へて神垣や絶えたるをつく梅もにほはむ

後水尾院

竹内御門主良尙親王御副書

河州佐太宮は管神の廟なり、然れども近代社あれば、祭典の儀式も難かりしを、永井信州太守尙政朝臣再興せしにより、壯麗目を奪ひ、觀る者は尊み聽く者はのそむ、其頃太上天皇百和香に梅の折枝をてへて尙政朝臣に給はりしを、神庭につきて瑞籬のうゑものとす、これによりて右の御製を尙政朝臣に降し給ふ、即納て内陣の寶物となしぬ、何の榮かこれに加へん、されば神の徳いよくたかく、かれがまこといよくあらはるゝものか、彼御製の由来をかきつくへきよし、所望によりてやむことをえず、いさゝかしるしつくるものならし。

菅相寺

菅相寺は佐太神社の後にあり、曹洞宗宇治興聖寺末にして十一面觀世音を本尊とす。本尊は道眞の自作にして、其の左遷せられしとき誓願ありて刻まれしものなり。傳へ、寺號もまた之に基因せりといふ。もと眞言宗なりしが、正保元年永井信濃守尙政萬安禪師を請じて中興開山と爲し、曹洞宗に轉じて同家の菩提所となる。俗に佐太神社の奥院と號せり。境内は壹百貳拾壹坪を有し、本堂・庫裏を存す。以前は連歌所ありしが今はなし。堂前に右近太夫永井伊賀守尙庸の碑あり、高さ壹丈壹尺貳寸なり。

來迎寺

來迎寺は佐太神社の南に接し、紫雲山と號し、聖衆院と稱し、天筆如來(彌陀・觀音・勢至)を本尊とす。淨土宗佐太派の本山なり。寺記に依れば、清和天皇の御宇、南都大安寺の行教和尚興國利生の大願を發し、貞觀元年豐前の宇佐八幡宮に詣で、一夏九旬の間參詣し、晝夜大乘經を讀誦して密咒を唱へ、心中に大菩薩の御本身を拜し奉らんことを祈願しけるに、同年七月十五日の夜、我師に隨ひて行き、王城の側にありて皇祚を護らん、王城の南なる雄徳山は我が鎮座の所なりと告げ、彌陀・觀音・勢至の三尊忽然として和尚の袈裟の上に移らせ給ひしは、謂ゆる天筆如來是れなり。依て和尚は奇異の思を爲して同社を辭し、都に歸らんとして攝津の山崎に至りしに、其の夜の夢に我が居所を見るべしとありければ、驚き覺めて東南を望みしに、雄徳山の上に紫雲巖き光明赫々たり。夜明けて山に登り見れば

實に鎮座ましますべき靈地なり。乃ち其の趣を奏上しけるに、天皇愷感あらせられ、木工權守橋邊基を勅使として差遣し、宇佐に准じて新に社殿を造營し奉るべきの勅旨ありしかば、和尚は雄徳山に新宮を造營して、天筆の彌陀三尊を寶殿の内に深く納め奉りて、石清水八幡大菩薩と崇め奉りぬ。かくて星霜重りて後村上天皇(北朝の光厳院)の御宇に至り、攝津國深江の里に草庵を營める法明上人は、三衣一鉢をのみ身に從へて日夜念佛三昧を修し、常に此の石清水八幡宮に詣で、菩薩心を祈りけるに、興國三年(北朝の永元)四月十五日の夜、大菩薩の夢告に、師何ぞ融通大念佛を修めて衆生を濟度せざるや、融通念佛の修行は、一人の念佛を衆人に融通し、衆人の念佛を一人に通接す、其の功誠に獨稱に超えたり。衆生無邊なれども同一法性にして共に久遠實成の佛なり、一人一切人なれば十界即ち一念にして、一念の當躰即ち萬徳の全躰なれば、一行一切行なり。故に諸佛所證自他不二の功徳、萬行圓融の妙を凡夫一念の色心に歸入す、速疾頓成の大道なり。餘の持戒禪定等の如き福徳の中にすら一念清淨の隨喜を起し、阿耨多羅三藐三菩薩に回向すれば、其の功徳の廣大なること擧げて數ふべからず、況んや萬徳圓滿の名號を唱へ、十界同證の菩薩に回向するをや。我昔西方にありて此の土の衆生に縁を結び、引接すること久し、今復た迹を雄徳山に垂れて王城を鎮護し、又諸の衆生に現世の苦難を除き、當來我寶國に生せしめんとす、汝は法器なり、濟度の機熟せり、これ我が無量劫來修道の秘要なり、こゝを以て汝に授くとぞ告げらる。法明上人は難有感悅し奉りて、其の授け給ふ所の妙行を深く受持し、

其れより融進念佛を修めて大念佛の勸化に休むことなかりけり。然るに同年六月廿三日の夜、雄徳山石清水の別當善法寺に、我此の山に垂跡して和光の塵に交るといへども、時機未だ至らざりければ、空しく五百餘歳を経過せり、大安寺行教法師の傳へし天筆の佛像、今勅封して寶庫にあり、今正に時機至れり、早く勅封を解きて汝より深江の法明法師に授くべしとの靈告ありければ、別當は此の由を奏聞して、同年七月十五日寶庫を開き、翌十六日社使を立て、法明上人に送りけるに、當國交野の里に於て、神託を受けて石清水に參籠せんとて來れる法明上人に行逢ひしかば、社使は馬を下りて右の次第を告げ、其の夜は天満村といへる所の萬法藏院に逗留し、御本身の三尊即ち天筆如來を首めとして、佛形舍利・行教和尚の紫衣・鉦鼓・金字の法華經を同上人に渡せり。依て上人は之を受けて本尊と仰ぎ、一宗の弘通に餘念なかりしが、臨終に際して本尊は其の高弟實尊に傳へらる。

實尊は當寺の開山たる誠阿西願上人是れなり、其の姓氏等は詳ならず。或はいふ、藤原秀郷の末裔にして南朝に仕へ、故ありて出家せりと。淨土宗清淨華院の向阿上人の徒弟となり、顯密の學に秀でしが、後法明上人に従ひて其の高弟となる。かねて其の法器は同上人に認められければ、同上人の臨終に際し、石清水より所傳の天筆如來の本尊及び寶物等を悉く授けられ、且河内の大庭庄は汝が本國なれば、急ぎ生縁の地に歸りて一寺を建立し、此の本尊を安置して衆生を結縁せしめ、以て我が願を未來際に弘通すべしと遺命せらる。依て實尊は其の遺命に従ひて故郷に歸らんとしけるに、先師の遺

弟等は之を妬みて已まず、其の後を追ふこと甚だ急なりければ、實尊は何れかに身を寄せて隠れんと思ひ煩へる所に、一字の古堂あり、入らんとするに其の戸堅く閉ちて入ること能はざりしかば、尊像若し我に因縁ましますならば、戸を開きて我を入れ給へと誓ひけるに、戸は自ら開きて入ることを得たり、入れば復た元の如くに閉ぢぬ。遺弟實尊の隠れたることを知りて、入らんとすれども入ることを得ず、怒りて火を放ちて焼かんとすれば、火忽ち消えて焼くこと不能となれり。是に於て遺弟等其の有徳に感じて忽ち回心し、實尊に歸依して給仕せり。古堂は是れより不焼寺の名を爲し、其の所在地馬場村の一名となり、當寺住職は一代に一度參拜するを例とせり。かくて實尊は正平二年八月(北朝貞和三年)一字を守口に建て、其の身はもと淨土宗の徒弟たりしを以て、淨土依準大念佛宗を開創して一宗の本山と爲し、紫雲山來迎寺と名づけしもの當寺の權輿にして、其の地は今も其の名を傳へて來迎と字せり。後村上天皇は深く其の大徳に叡感あらせられ、輦車並に外護の打物(長)の宣旨及び紫衣を賜ひ、且本尊天筆如來を禁裏の内道場に安置し給ひて七晝夜に亘りしに、御内道場安置の釋迦如來の尊像と共に、光明を放ちて普く禁裏を照しければ、天皇叡感限りなく、遂に其の釋迦如來の尊像に、裝飾せる莊嚴の佛具を添へて寄附せられ、勅願寺と定められて放光殿の號を勅賜あらせらる。同天皇崩御の後は、其の御尊牌を當寺に納められ、毎日獻經して御追福を祈願し奉れり。降て東山天皇の御宇以來、天皇陛下・仙洞御所崩御の節は、般舟院泉涌寺の御尊前に於て獻經御燒香仰出され、代々の住

職は之を勤の奉ることとなり、文明二年正月十九日光格天皇第二皇子猗宮の薨去あるや、同三月二十七日尊牌を當寺に納められ、解脱樂院と稱し奉り、御年忌には御所より代香あらせらる。而して寺は開山以來閱年五百七十餘歳にして、今の四十八世念阿唯樂正道大和尚に至りしが、其の間に隆替ありしならんも、法燈繼續して一宗繁榮し、其の檀徒は河・攝・和・城の四州に亘りて、直末六十ヶ寺・支末三ヶ寺を有せり。

寺はしばし其の所在を移轉せり、即ちもと守口にありしも、應永三年九月八個庄の水野村に、同十八年二月九個庄の對馬江村に、同十九年正月九個庄の仁和寺村に、同年十月攝津國郡今養路庄(現今の何れなるかは詳ならず)に、永享十一年四月大窪郷小寺村に、嘉吉元年十二月九個庄の仁和寺村に、文安二年六月小高瀬庄に、寛正元年三月大窪郷に、同四年十一月額呂岐庄の田井村に、應仁二年正月八個庄の三島村に、文明十年七月攝津國今養路庄に、文龜元年四月額呂岐庄の田井村に、永正十二年二月二日大窪郷の北村に、同十三年七月大庭庄の三番村に、同十五年十二月大庭庄の六番村に、大永四年三月大庭庄の佐太村に、天文十六年十月大窪郷の小寺村に、同十八年六月門眞庄の二番村に、永祿九年八月額呂岐庄の田井村に、天正八年七月九個庄の仁和寺村に、慶長六年六月額呂岐庄の田井村に、寛永三年三月大庭庄の七番村に、同八年七月大窪郷の梶村に、同十七年八月大窪郷の北村に、正保三年六月大窪郷の梶村に移り、延寶六年二月三十世慈光のときに至りて、更に大庭庄の佐太村即ち當所に移轉せり、故

に其の移轉せし事前後二十六回に及べり。是れ皆兵亂或は水害に遇ひしに依れるなるべきも、又布教上の關係に出でしこともありならん。其の間最も災害を受けしは元龜年間の兵亂なり、當時亂徒は寺内に闖入して火を放ちければ、傳來の寶物及び記録等は悉く焼失し、寺僧擡越は本尊を守護して大和丹波市の迎乘寺に遁れしが、途中に於て亂徒の放ちし矢は本尊の輪光に中りしといふ。封境は壹千五百參拾八坪を有し、本堂は間口九間・奥行八間にして、庫裏・玄關・廊下・方丈と共に享保三年二月、小方丈・座敷・二箇の四脚門は明和二年三月、末寺寮・茶所・鐘樓堂は安政四年二月の再建なり。其の他寶庫・土藏・納屋・浴室等の建物は薨を並べ、四方に牆壁を繞らし、規模宏大にして自ら一宗の本山たるの莊觀備はる。庭中に一株の老松あり、根圍六尺七寸・高さ參間に足らざれども、枝極四方に延びて低く庭に擴がり、其の東西に亘るものは六間餘に及び、翠綠常に滴りて姿態愛すべし。寺寶は頗る多く、本尊天筆如來壹幅に寶庫に納められ、開山實尊の轉寫せしめたる同天筆如來は本堂に奉安せらる。男山八幡社より傳來の舍利塔壹基・巨勢金岡筆白河法皇御持念佛八幡宮七社神影壹幅・解脱上人作八幡宮七社の座像七軀・入唐秋月筆十大羅漢拾幅は明治二十四年七月十五日鑑査狀を附與せられ、其の外後陽成・花園・後水尾・靈元諸天皇の宸翰、陽光院宮懷紙・寶鏡寺宮德嚴女王御筆寺號額字・尊超法親王筆六字名號壹幅・巨勢金岡筆青面金剛壹幅・芝法眼琳賢筆毘沙門天壹幅・住吉法眼筆辨財天壹幅・弘法大師筆引接地藏尊壹幅・同大師筆六字名號壹幅・惠心僧都筆谷越彌陀三尊壹幅・生駒寶

永井伊賀守
陣屋の址

山筆不動明王壹幅・張思恭筆三聖畫壹幅・法眼常信筆壽老人壹幅・筆者不詳來迎寺緣起壹卷・安井門跡前大僧正道恕筆來迎寺新緣起壹卷等を初めとして、書畫・佛像・器具の類枚擧すべからず。

永井伊賀守陣屋の址は、舊一番村の北方にあり。東西參拾六間・南北參拾參間半・面積壹千貳百六坪にして、貞享二年永井伊賀守尙富の築きて地方施治の所たらしめしものなりと傳ふ。明治二年永井肥前守尙服に至りて上地し、今は民有宅地となれり。

專隆寺は舊大庭二番村字屋敷前の丁にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永五年の創立・僧道了の開基にして、文化四年三月より寺號を公稱せり。境内は壹百五拾壹坪を有し、本堂・庫裏・納家を存す。

本性寺

本性寺は舊大庭二番村字濱の丁にあり、日蓮宗興門派要法寺末にして妙法曼荼羅を本尊とす。もと長福寺と號せしが、天正三年二月是宗なるもの來り、當時無住なりし當寺に於て說法教化せしも、慶長九年他出して歸らざりしかば、京都要法寺に屬して其の末なり、元和四年要法寺塔中本地院の日量を以て更に開基と爲して、今の寺號に改む。萬治三年に再建せられしも、文政七年三月に至りて更に再建せり。境内は貳百拾四坪を有し、本堂・庫裏・玄關・藥醫門を存し、外に鎮守堂ありて丁羅利女を安置せり。

寶泉寺

寶泉寺は舊大庭五番村字寺地にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。

境内は貳百四坪を有し、本堂及び庫裏を存す。

本地村高は九百六拾八石九斗八升參合にして、内堂百九拾貳石八斗壹升貳合は舊一番村、四百參拾五石參斗八升壹合は同二番村・參百四拾石七斗九升は同五番村に屬す。舊一番村の壹百八拾壹石九斗貳升は、寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年同族永井伊賀守尙庸に與へ、同氏世襲して同肥前守尙服に至り、明治二年六月上地せり、依て加納藩の支配とり、同四年七月十四日加納縣に屬し、同年十一月二十二日更に堺縣の管轄となる。又其の拾石八斗九升貳合は、元祿三年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至る。又舊大庭二番村は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年同族永井伊賀守尙庸に與へ、尙庸の子尙富貞享四年下野國鳥山城に移りて上地し、元祿元年徳川氏代官の支配に歸し、同十年小笠原佐渡守長重の領地に轉じ、正徳元年再び徳川代官の支配に歸し、天明三年大坂城代戸田幡守忠寛(後、京都所司代)の役知に轉じ、同八年三たび徳川代官の支配に歸し、寛政十年大坂城代松平右京太夫輝和の役知に轉じ、享和元年同青山下野守忠祐(後、京都所司代)の役知に換り、天保六年四たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至る。依て前記舊大庭一番村の同代官支配地と、もに、明治元年の初の新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。又舊大庭五番村は寛永十年より永井信濃

守尙政の領地たりしが、萬治元年同族麾下永井甲斐守尙冬の采地に與へ、同氏世襲して同大之丞に至り、明治元年五月廿四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り(此地は二)、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄となる、是に於て舊三ヶ村は同一管治に歸せり。而して同縣區畫の制定あるに及び、舊三ヶ村とも同五年二月河内國第九區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まりて、同四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同四月二十三日舊一番村は第一聯合・舊二番村及び同五番村は第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となりて、翌三月五日には各村獨立し、同十七年七月一日舊一番村及び同五番村は第十一戸長役場・同二番村は第十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 大日

本地は古來茨田郡に屬し、もと大庭莊の内にして大庭三番村・大庭四番村・大庭六番村の三ヶ村たりしが、明治十九年十月合併して大日村と改稱す。明治二十九年度より着手せられし淀川改良工事の爲め、拾七歩の地は買收せられて同川敷となる。

白山神社

白山神社は舊大庭六番村の字宮地にあり。伊弉諾尊・伊弉册尊・菊理姫命・經津主命・武甕槌命・

西向寺

天兒屋根命を祀れり。由緒は詳ならず、明治五年村社に列し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參百拾六坪にして雜木繁茂し、本殿の外に幣殿・拜殿・神饌所・社務所・土藏等を存す。末社に稻荷神社あり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月二十日なり。

教應寺

西向寺は舊大庭六番村字種脇にあり、堂友山唯稱院と號し、淨土宗來迎寺末にして阿彌陀佛・觀世音菩薩・勢至菩薩を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は六拾六坪を有し、本堂・庫裏を存す。教應寺は舊大庭六番村字寺にあり、高林山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百四拾八坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

本地村高は七百七拾石八升壹合にして、内壹百參拾四石五斗貳合は舊三番村・貳百四拾六石參斗貳升壹合は同四番村・參百八拾九石貳斗五升八合は同六番村に屬す。三番・四番の兩村は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年同族麾下永井甲斐守尙冬に與へ、同氏世襲して同大之丞に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となる。又六番村は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年同族永井伊賀守尙庸に與へ、尙庸の子尙富貞享四年下野國烏山城に移りて上地し、元祿元年より徳川氏代官の支配に歸し、同十年小笠原佐渡守長重の領地に轉じ、正徳元年再び徳川代官の支配に歸し、天明三年大坂城代戸田因幡守忠寛(後、京都所司代)の役知に轉じ、同八年三たび徳川代官の支配に歸し、寛政十年大坂城代松平右京太夫輝和の役知に轉じ、享和元年大坂城

代青山下野守忠祐(後、京都所司)の役知に換り、天保六年四たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尼織之助に至り、明治元年の初の新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配となる。是に於て三ヶ村とも同一管治に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月三ヶ村とも河内國第九區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まりて、同四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となりて、同月二十三日三番村は第三聯合、四番村・六番村は第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日には各村獨立し、同十七年七月一日第十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 大庭 七番

本地は古來茨田郡に屬し、もと大庭莊の内にして、大庭七番村と稱す。字地に屋敷といへるあり。産土神社は字宮地にあり、素盞鳴命を祀れり。創建の年月は詳ならず、明治五年村社に列せらる。境内は壹百九拾八坪を有して雜木繁茂し、本殿の外に拜殿・神具庫を存す。末社に稻荷神社・開墾神社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は十月二十日なり。

産土神社

正覺寺

正覺寺は字寺地にあり、成漸山と號し、淨土宗來迎寺末にして阿彌陀佛・觀世音菩薩・勢至菩薩を本尊とす。往時は大伽藍にして、寺に因める字地は田圃の間にあれども、兵燹に罹り或は水害に遇ひて堂塔頽廢し、記録散佚して、興廢の年月等詳ならず。延寶年中に至り、淨土宗の僧來住し、享保元年最譽圓察之を再建中興せり。境内は壹百七拾五坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に觀音堂・地藏堂・羅漢堂あり。羅漢堂に安置せる寶頭盧尊は、往古淀川洪水の時本地關係の堤防に漂着せしものにて、其の木像を引揚げ見たるに朽木の如し、衆人崇敬して村の興隆寺に安置供養し來りしも、明治元年同寺廢せられて當境内に移せしものなりといふ。

長教寺

長教寺は同字にあり、旭山と號し、眞宗西本願寺末にし阿彌陀佛を本尊とす。天文三年僧淨念なるもの、龍谷山證如上人より本尊の像を附與せられて惣道場を創立し、後元祿十四年六月三日より寺號を公稱せるもの即ち當寺なり。境内は壹百拾貳坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬延元年同族永井伊賀守尙庸に與へ、尙庸の子尙富貞享四年下野國鳥山城に移りて上地し、元祿元年より徳川代官の支配に歸し、同十年老中小笠原佐渡守長重の役知に轉じ、正徳元年再び徳川代官の支配に歸し、天明四年京都所司代戸田因幡守忠寛の役知に轉じ、同八年村高四百七拾五石六斗四升壹合の内、九拾八石貳斗壹升參合は徳川代官の支配に残りて、其の參百七拾七石四斗貳升八合は京都所司代松平和泉守乘完の役知となりしが、徳川代官

の支配地は寛政十二年大坂城代松平右京亮輝和の役知に轉じ、享和元年復た徳川代官の支配に歸し、同二年永井日向守直進の預所に換り、文政六年徳川代官の支配に歸し、同九年大坂城代松平伯耆守宗發(後、京都所司代)の役知に屬し、天保三年また徳川代官の支配となる。又松平和泉守の役知は寛政元年徳川代官の支配に歸し、同二年永井日向守直進の預所に轉じ、享和二年京都所司代青山下野守忠祐(老中)の役知に換り、天保六年徳川代官の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同代官繼承して多羅尾繼之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第九區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まりて、同四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて第三大區一小區となり、同十三年四月十三日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十七年七月一日第十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 八雲

本地は古來茨田郡に屬し、もと大庭莊の内にして下番村と呼びしが、天和元年分れて八番・九番・

八雲神社

南十番・北十番・下島(或は十一番ともいふ)の五ヶ村となり、元祿十五年九番村を北十番に合し、明治十六年六月各村を合併して八雲村と稱す。明治二十九年より着手せられし淀川改良工事の爲め、拾七町參反四歩の地は買收せられて同川敷となる。

八雲神社は舊八番村の字寺西にあり、素盞鳴命・應神天皇・菅原道眞を合祀せり。由緒は詳ならず。本地の産土神にして明治五年村社に列せらる。境内は六百七拾四坪にして松樹繁茂し、本殿・拜殿・神饌所を存し、末社に宇賀神社・稻荷神社・金刀比羅神社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は十月二十日なり。

光明寺

光明寺は舊八番村字宮東にあり、正法山歎喜院と號し、眞言宗仁和寺末にして十一面觀世音を本尊とす。大同元年僧空海の開創なりと傳ふ。元和年間の兵燹に罹りて堂宇悉く燒失し、後年紀不詳再建せり、即ち現在の堂宇是れなり。本尊十一面觀世音像は木造にして、大正四年八月十日國寶となる。境内は六百六拾八坪を有し、本堂・庫裏・廊下・鐘樓・納家・藥醫門を存す。外に聖天堂・地藏堂あり。

正迎寺

正迎寺は舊八番村字辻本にあり、光照山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百貳拾壹坪を有し、本堂兼庫裏・門を存す。

專稱寺

專稱寺は舊南十番村字寺地にあり、日曜山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由

本稱寺

緒に詳ならず。境内は貳百四拾坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

來稱寺は舊北十番村字寺地にあり。智見山解脱院と號し、淨土宗來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永二年の頃白譽宗順法師の開山なり。境内は壹百貳拾貳を坪有し、本堂兼庫裏を存す。外に觀音堂あり。

願了寺

願了寺は字外島にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。延徳三年蓮如上人の法弟本乗坊の創立なり。もと舊下島村の字森にありしが、淀川改良工事の敷地に當りしを以て、明治三十七年九月當所に移轉せり。境内は貳百五拾壹坪を有し、本堂・庫裏・納家・門を存す。

善照寺

善照寺は字外島にあり、大西山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。建曆二年善照なるもの佛法を信じ、越後に至りて宗祖親鸞上人の弟子となり、薙髮して近江に歸り、念佛の道場を赤の井に建てしも、後本地舊下島村に轉來し。寛永六年七月十二日より寺號を公稱し來りしが、其の地は淀川改良工事の敷地に當りしを以て現地に移轉せり。境内は貳百拾貳坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。

本地舊村高は壹千參百八拾八石貳斗八升八合にして、内四百六拾貳石參斗參升六合は八番村・貳百八拾貳石參斗壹合は北十番村・參百九拾參石參斗參合は南十番村・貳百五拾石參斗四升八合は下島村に屬す。寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年同族永井伊賀守尙庸に與へ、尙庸

の子尙富に至り貞享四年下野國烏山城に移りて上地し、元祿元年より徳川氏代官の支配に歸し、安永七年大坂城代牧野備中守貞永の役知に轉じ、寛政二年再び徳川代官の支配に歸し、同十年永井日向守直進の預所に移り、天保十年三たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第九區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まりて、同四月十三日其の一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となりて、同月二十三日南十番村は第一聯合、八番・北十番・下島の三ヶ村は第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日には各村獨立し、同十六年二月二十八日四ヶ村聯合し、同十七年七月一日第一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 東

本地は古來茨田郡に屬し、もと大窪郷の内にして、東村と稱す。舊郷名は地勢に依りて起りしものならん。

光乘寺は春龍山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百拾五坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に地藏堂あり。

本地は寛永年間より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年同族麾下永井伊豫守直右に與へ、同氏世襲して同左門に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて(上地は明治三年十二月)大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉す。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第九區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まりて、同四月十三日其の三番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となりて、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十七年七月一日第十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字北

本地は古來茨田郡に屬し、もと大窪郷の内にして、北村と稱す。字地に北垣内といへるあり。

妙樂寺は字大久保にあり、澄光山と號し、淨土宗來迎寺末にして阿彌陀佛・觀世音菩薩・勢至菩薩を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百參拾壹坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に地藏堂・辨

天堂あり。

本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年同族永井伊賀守尙庸に與へ、尙庸の子尙富に至り貞享四年下野國島山城に移りて上地し、翌元祿元年より不詳。寶曆元年徳川氏代官の支配に屬し、文化元年永井日向守直進の預所に轉じ、弘化二年徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字東に同じ。

大字藤田

本地は古來茨田郡に屬し、もと大窪郷の内にして、藤田村と稱す。

極樂寺は部落の中にあり、青往山と號し、淨土宗來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永年間僧本譽の創立なり。天和年間回祿に罹りて堂宇・古記録悉く灰燼となりし爲め、其の後の寺歴を知るに由なし、今の堂宇は享保十年八世傳譽の再建なり。境内は九拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に觀音堂・地藏堂あり。

大藏開碑は西南字大藏新田にあり、高さは臺石を合せ壹丈四寸にして、敷地は拾參坪なり。其の南

邊なる井路川に大藏樋あり、樋は彌次右衛門の設けし所にして、碑は其の徳を表彰せるなり。門口政義氏保管の書類に依れば、大窪・大庭兩郷庄の十六ヶ村即ち今の本村は、低窪にして雨水停滞せるを以て農業頗る困難の所なりしかば、本地の庄屋彌次右衛門深く之を慨き、樋門を井路川に設けて之を古川に排除せんことを出願したるに、藩廳の許可する所とならざりしかば、奮然として起ち、專斷以て長さ四拾貳尺・口徑參尺八寸の樋門を新設せしもの即ち此の大藏樋なり。之が爲あ惡水容易に排除し、從來の沮洳場は轉じて良田と化し、住民は安心して耕作するに至りたるも、下流村民の苦情を感起し、同人專斷の所置は官規に觸れ、慶安二年三月二十二日一家悉く磔刑に處せられ、家財は殘らず沒收せらる。住民其の恩を忘れず、深く之を徳とし來りしが、永久に之を紀念せんが爲め、村内有志の寄附金を募り、明治二十九年六月三日其の筋の許可を得て此の碑を建て、かつ追善の爲め基本金を置き、其の利子を以て毎年三月二十二日の命日には、極樂寺に於て法要を營むを例とせり。

本地村高壹百四拾八石九斗七升參合の内、參拾九石貳斗五升五合は、寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年同族麾下永井伊豫守直右に與へ、同氏世襲して同左門に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となる。其の壹百九石七斗壹升八合は、元祿三年より徳川氏代官の支配たりしが、文政十一年大坂城代松平伯耆守宗發の役知に轉じ、天保三年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分

預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字東に同じ。

大字 金田

津島部神社

本地は古來茨田郡に屬し、もと大窪郷の内にして、金田村と稱田す。字地に宮垣内といへるあり。津島部神社は字宮垣内にあり、延喜式内の神社にして津島部命及び菅原道眞を祀れり。創建の年月は詳ならず。社名津島部の部は女の轉ならん、即ち文德實錄に「嘉祥三年十二月癸酉、加河内國津島女神從五位上」と見ゆるは當社なり。傳へいふ、社はもと對馬江村にありしも、或る時洪水ありて此の地に遷座し奉りしと。本地及び對馬江兩村の産土神にして、明治五年郷社に列し、同四十年八月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は六百六拾參坪を有し、古松老楠鬱蒼として社頭蔽ひ幽凄なり。本殿は檜皮葺平家建にして、外に幣殿・拜殿・倉庫等を存す。末社に比枝神社・天満宮・稻荷神社・嚴島神社・八幡神社あり、何れも明治五年附近村より合併遷座せしものなり。故に今の氏地は本地及び大字東・同北・同梶・同藤田・九個莊村大字對馬江・同黒原等なり。例祭は十月十六日は行はる。

金龍寺

金龍寺は字高田にあり、瑞雲山と號し、曹洞宗興聖寺末にして十一面觀世音を本尊とす。慶安五年

淨宗寺

領主永井信濃守の建立なり。境内は參百八拾六坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に地藏堂あり。淨宗寺は字清龍にあり、青龍山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年同族麾下永井外記尙春に與へ、同氏世襲して同吉之丞に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字東に同じ。

大字梶

本地は古來茨田部に屬し、もと大窪郷の内にして、梶村と稱す。字地に北垣内といへるあり。

大念寺は見佛山と號し、淨土宗來迎寺末にして阿彌陀佛・觀世音菩薩・勢至菩薩を本尊とす。延寶二年六月十一日淀川洪水の際、僧秀溪なるもの佛像の漂着せるを拾ひ得ければ、村民を勧誘して一字を創立せしもの即ち當寺なり。境内は壹百貳拾五坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に觀音堂・辨才天堂あり。辨才天堂は慶長年間より當所の西壹町半の所なる蓮池の邊にありしを、明治維新後當境内に移せしものなり。

大念寺

眞樂寺

眞樂寺は東方山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地の僧に淨信といへる者あり、本願寺良如法主の弟子となり、承應三年五月信徒の協力を得、廣瀬嘉平治の所有地を借用して一字の道場を創建し來りしが、明治六年十月本寺たる攝津國島上郡西天川村の西教寺に合併せられたるも、同十二年十月前記廣瀬嘉平治所有の地を信徒中より買收して敷地に充て、復舊の請願を爲し、同十三年四月八日許可を得て分離獨立し、眞樂寺と稱して西本願寺末となる。境内は五拾四坪にして、本堂・庫裏・書院を存す。

本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年村高四百六拾六石五斗六升四合の内、壹百五拾七石參斗六升五合は同族麾下永井伊豫守直右に與へ、其の參百九石壹斗九升九合は同族永井伊賀守尙庸に與へ、永井直右の采地は、同氏世襲して同左門に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局を支配となる。又永井尙庸の領地は尙庸の子尙富に至り貞享四年下野國島山城に移りて上地し、元祿元年徳川氏代官の支配に歸し、文化九年永井飛彈守直與の預所に轉じ、天保十一年徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字東に同じ。

| 大字 | 字 | 石 | 高 | 明治八年改正 | | 明治九年一月一日現在人口 | | 町村制施行 | | 町村制施行 | | 大正元年七月末日現在人口 | | 大正九年十月一日國勢調査の人口 | |
|----|---|----------|----------|--------|--------|--------------|----|-------|----|-------|----|--------------|----|-----------------|--|
| | | | | 有租地 | 反別 | 町制 | 反別 | 町制 | 反別 | 町制 | 反別 | 町制 | 反別 | | |
| 大 | 佐 | 九六、九六〇 | 九六、九六〇 | 七九 | 一四、二七二 | 九七七 | | | | | | | | | |
| 大 | 大 | 七〇、〇八〇 | 七〇、〇八〇 | 一、一 | 四、一五〇 | 六六 | | | | | | | | | |
| 大 | 大 | 四七、五〇〇 | 四七、五〇〇 | 二、四 | 六、〇〇三 | 二六 | | | | | | | | | |
| 大 | 大 | 一、三八、二六〇 | 一、三八、二六〇 | 八〇一 | 三〇、二二八 | 八六三 | | | | | | | | | |
| 大 | 大 | 四八、〇三二 | 四八、〇三二 | 三〇 | 五、〇五七 | 一六三 | | | | | | | | | |
| 大 | 大 | 五五、二一五 | 五五、二一五 | 三三 | 五、七三二 | 三〇八 | | | | | | | | | |
| 大 | 大 | 一四、九七三 | 一四、九七三 | 一八六 | 一六、七〇三 | 一五 | | | | | | | | | |
| 大 | 大 | 三〇、六三七 | 三〇、六三七 | 二七五 | 四、八六四 | 二五四 | | | | | | | | | |
| 大 | 大 | 四六、六五四 | 四六、六五四 | 四〇七 | 四、九三六 | 四四六 | | | | | | | | | |
| 計 | | 五、六七、六四〇 | 五、六七、六四〇 | 三、六九五 | 七二、七〇二 | 四、〇〇〇 | | | | | | | | | |

第十一項 九個莊村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、池田村・葛原村・大利村・神田村・高柳村・對馬江村・黒原村・仁和寺村・點野村の九ヶ村は、古來團結の慣習あるのみならず、水利其の他につき

離るべからざるの關係あり、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往時の九個莊に屬するに依り、其の舊莊名を探りて九個莊村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて茨田郡所屬たりしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬し、同二十九年より着手せられし淀川改良工事の爲め、九反參畝八歩の地は同川敷となる。

大字池田

本地は古來茨田郡に屬し、もと池田郷にして、後九個莊に屬し、池田村と稱す。天明三年分れて池田川・池田中・池田下の三ヶ村となり、明治十六年六月復た合併して一村となり、池田村と稱す。舊郷名は和名抄に「茨田郡池田」と見ゆるもの是れにして、村名は其の稱を傳へ、河内志村里の條に「池田屬邑三」と記せるは舊三ヶ村を指せるものならん。

菅原神社は舊池田中村の字門田にあり、菅原道眞を祀れり。創建の年月は詳ならず、傳説に依れば、往古より當社に祭りしは、現在末社琴手神社の祭神たる大國主命なりしに、正暦年間中振村の蹉跎天満宮より道眞の遺物なる白木の太刀長さ一尺餘なるを請受け來りて御靈代と爲し、道眞を本殿に合祀せしより在來の祭神を忘れ、祭神は單に道眞のみなりと誤りて今に及べりと。天満宮とも稱せしが、後氏神社と改め、俗に門田神社とも呼べり。門田神社と呼べるは鎮座地の名に依れるなり。明治五年村社に

菅原神社

列し、同四十四年十月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十四年一月十日大字葛原字南山の村社管原神社(管原)及び大字點野字中の道の同氏神社(管原)を合祀し、大正元年八月十九日今の社名に改めらる。境内は六百八拾壹坪を有し、本殿の外に拜殿・神饌所を存し、末社に琴平神社・白太夫神社・稻荷神社あり。氏地は本地及び大字點野・同葛原にして、例祭は十月十八日なり。

妙圓寺は舊池田中村の字門田にあり、經王山と號し、日蓮宗八品派本能・本興兩寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。寛文八年八月日威の開基なり。境内は參百參拾壹坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に三光堂・毘沙門堂あり。

專稱寺は舊池田下村字南の前にあり、安隱山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和七年三月傳譽の開基なり。境内は參百四拾參坪を有し、本堂・庫裏・納家・門を存す。外に地藏堂・觀音堂あり。

妙隆寺は舊池田川村の字土井にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百貳拾參坪を有し、本堂・庫裏を存す。本堂は大正五年二月二十七日落成の再建なり。

本地村高壹千四百五十九斗七升壹合の内、五百五拾石壹升七合は舊池田川村・四百四石四斗四升參合は同池田中村・四百五拾壹石五斗壹升壹合は同池田下村に屬す。寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年同族永井伊賀守尙庸に與へ、尙庸の子尙富に至り貞享四年下野國鳥山城に移りて上

妙圓寺

專稱寺

妙隆寺

地し、元祿元年徳川氏代官の支配に歸し、同七年大久保加賀守忠朝の領地に轉じ、延寶四年再び徳川代官の支配に歸し、安永七年大坂城代牧野越中守貞永(後京都所司代、老中等に移る)の役知に換り、寛政元年三たび徳川代官の支配に歸し、同十一年永井日向守直寛の預所に移り、天保十一年四たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第八區に屬し、同七年一月二十二日第三大區三小區に改まりて、同四月十三日其の三番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區三小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となりて、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日各村獨立し、同十七年七月一日第十三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 葛原

本地は古來茨田郡に屬し、もと九個莊の内にして、葛原村と稱す。

卽圓寺は字門前にあり、歸命山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。もと本地にありし正念寺と、大字池田の舊池田中村字門田にありし卽圓寺を、明治四十一年五月二十一日合併し、

卽圓寺

舊正念寺の境内壹百拾貳坪に九拾四坪の隣地を買添へて境内と爲し、本堂に舊即圓寺の堂宇を用ひ、庫裏に舊正念寺の本堂・庫裏を改築して用ふることにし、翌四十二年五月一日落成して舊即圓寺の名に依りしもの即ち當寺なり。舊即圓寺は文明年中舊池田中村の原井彌助方綱なるもの、本願寺蓮如法主の出口村在住の際、歸依して剃髮し、明了と法名して僧となり、永正十一年十月二十八日創立せしものに係り、舊正念寺は享保十六年十一月の創立なり。境内は貳百六坪を有し、本堂・庫裏・納家・鐘樓・太鼓樓・藥醫門を存す。

本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年同族麾下永井甲斐守尙冬に與へ、同氏世襲して同大之丞に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字池田の同十六年二月二十八日三ヶ村聯合となりたるを除きたるものと同じ。

大字 大利

本地は古來茨田郡に屬し、もと九個莊の内にして、大年村と稱し、後文字を改めて大利に作る。

氏神社

氏神社は中央字城ヶ山にあり、大歳神及び菅原道眞を祀れり。創建の年月は詳ならず。傳へいふ、

往古は大歳神社と稱し、農家の五穀豊饒を守る神なりと崇敬し來りしが、後菅原道眞を合せ祀りて菅原神社と稱したることありと。明治五年村社に列し、同四十三年七月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳百八拾坪を有し、本殿の外に幣殿・拜殿・社務所を存す。末社に伊勢神社・稻荷神社及び應神天皇・息長比咩命・比賣神を祀れる社あり。氏は本地一圓にして、例祭は十月十八日なり。

本行寺

本行寺は字仲にあり、無上山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元龜元年二月本地住人天津善之丞光正なるもの本願寺顯如法主に歸依して僧となり、徳本坊道意と改名し、一字を建立して徳本坊と號せしが、寛文元年三月本願寺琢如法主より今の寺號を授けらる。境内は九拾七坪を有し、本堂・庫裏・客室・納家・藥醫門を存す。

本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年同族永井伊賀守尙庸に與へ、同氏世襲して同肥前守尙服に至り、明治二年六月上地せり、依て加納藩の支配となり、同四年七月十四日加納縣に屬し、同年十一月二十二日更に堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第八區に屬し、同七年一月二十二日第三大区三小區に改まりて、同四月十三日其の四番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大区三小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十七年七月一日第十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に

至れり。

大字 高柳

本地は古來茨田郡に屬し、もと九個莊の内にして、高柳村と稱す。字地に東及び西といへるあり。氏神社は字社地にあり、菅原道眞を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列し、大正三年七月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參百九拾六坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十八日なり。

長榮寺は字築山にあり。獅子吼山と號し、眞言宗仁和寺末にして十一面觀世音を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は四百四拾坪を有し、本堂・庫裏・廊下・土藏・納家・藥醫門を存す。外に觀音堂・地藏堂・行者堂あり。

金光寺は字コサプロにあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百七坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に地藏堂あり。

王塚は東北にあり、方貳間の封土なり。縁由は詳ならざれども、里俗は茨田親土の墓なりと稱せり。又其の東に一小塚あり、大將軍塚と呼び、方壹間の封土なり、其の由來復た詳ならず。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字大利に同じ。

王塚
大將軍塚

金光寺

長榮寺

氏神社

大字 神田

本地は古來茨田郡に屬し、もと九個莊の内にして、神田村と稱す。字地上・中・下といへるあり。氏神社は字宮東にあり、菅原道眞を祀れり、由緒は詳ならず。明治五年村社に列し、大正七年九月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は壹百四拾七坪にして本殿・拜殿を存す。末社に稻荷神社・愛宕神社あり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十八日なり。

吉祥院は同字にあり、梅森山と號し、曹洞宗興聖寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。寛文二年三月的傳の開基なり。境内は壹百七拾貳坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

護念寺は字シヨク西にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文龜二年八月本地の人了圓の創立なり。境内は壹百貳拾九坪を有し、本堂・庫裏・客室を存す。

本念寺は字上にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文龜二年五月本地の人惠秀の創立なり。境内は八拾壹坪を有し、本堂・庫裏・座敷を存す。

法安寺は字下にあり、護國山と號し、天台宗延曆寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。寛永年中慈眼大師の創立なり。文政九年惠眼法印之を再興せり。境内は參百拾四坪を有し、本堂・庫裏・土藏・門を存す。外に觀音堂・地藏堂あり。

氏神社

吉祥院

護念寺

本念寺

法安寺

西園寺は同字にあり、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天文元年三月覺道の開基なり。境内は壹百六拾九坪を有し、本堂・庫裏を存す。本堂は明治三十六年九月三十日落成の再建なり。

本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年同族永井伊賀守尙庸に與へ、尙庸の子尙富に至り貞享四年下野國鳥山城に移りて上地し、元祿元年徳川氏代官の支配に歸し、同七年大久保加賀守忠朝の領地に轉じ、延享四年再び徳川代官の支配に歸し、安永七年大坂城代牧野越中守貞長の役知に換り、寛政二年三たび徳川代官の支配に歸し、享和元年大坂城代青山下野守忠祐の役知に移り、天保六年四たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字大利に同じ。

大字對馬江

本地は古來茨田郡に屬し、もと九個莊の内にして、對馬江村と稱す。里傳に依れば、往時は今の庭窪村大字金田の郷社津島部神社の鎮座地にして、村名は同社名の轉訛ならんといふ。

萬福寺は字中筋にあり、對寶山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳なら

ず。境内壹百八拾九坪を有し、本堂・庫裏・土藏・納家を存す。本堂は大正五年六月十日落成の再建なり。

本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年同族永井伊賀守尙庸に與へ、尙庸の子尙富に至り貞享四年下野國鳥山城に移りて上地し、元祿元年徳川氏代官の支配に歸し、同七年大久保加賀守忠朝の領地に轉じ、延享四年再び徳川代官の支配に歸し、寶曆三年大坂城代松平右京太夫高(後京都所司代)の役知に轉じ、天明二年三たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第八區に屬し、同七年一月二十二日第三大區三小區に改まり、同四月十三日其の一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區三小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十七年七月一日第十三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 仁和寺

本地は古來茨田郡に屬し、もと九個莊の内にして、仁和寺村と稱す。村名は仁和寺の領たりしことあるより起れりといふ。字地に上の町・奥の町・平の町・下の町といへるあり。明治二十九年より着手せられし淀川改良工事の爲め、壹畝拾六歩の地は買収せられて同川敷となる。

常樂寺は字木の前にあり、天然山と號し、淨土宗來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百參拾七坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に觀音堂あり。

雲齋寺は字九十歩にあり、龍雲山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百七拾七坪を有し、本堂・庫裏・居室・納家・鐘樓・門を存す。

專念寺は字西宗にあり、法榮山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。山緒は詳ならず。境内は壹百七拾參坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字對馬江に同じ。

大字 黒原

本地は古來茨田郡に屬し、もと九個莊の内にして、黒原村と稱す。字地に出郷といへるあり。

泉入寺

泉入寺は字城の内にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天文四年二月二十一日の創立なり。境内は壹百貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。

正立寺は同字にあり、覺龍山と號し、日蓮宗本能寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。元和二年三月木屋村本信寺の隱居正立院日達の建立なり、依て其の院號を以て寺號とせり。境内は四百貳拾貳坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。外に三光堂あり。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十七年七月一日第十戶長役場の管理區域に入りたるの外は、大字對馬江に同じ。

大字 點野

本地は古來茨田郡に屬し、もと九個莊の内にして、點野村と稱す。明治二十九年度より着手せられし淀川改良工事の爲め、九反壹畝貳拾貳歩の地は買収せられて同川敷となる。

西得寺は字里垣内にあり、金谷山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。拾九坪餘の境内に本堂・庫裏・座敷を存す。

本地村高四百九拾參石九斗の内、四百八拾八石七斗七升四合は、寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年同族麾下永井伊豫守直右に與へ、同氏世襲して同左門に至り、明治元年五月二十

西得寺

四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となる。又其の五石壹斗貳升六合(永隆起 派高)は文久二年より徳川氏代官の支配となり、同代官多羅尾織之助の支配たりしが、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十一日大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第八區に屬し、同七年一月二十二日第三大區三小區に改まりて、同四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區三小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となりて、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十七年七月一日第十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

| 大字 | 石高 | 明治八年改正 有租地反別 | 明治九年一月 一日現在人口 | 町村制施行 當時の又別 當時の人口 | 町村制施行 町村別人口 | 大正元年三月 末日現在人口 | 大正九年十月一日 國勢調査の人口 |
|----|-----------|-----------------|------------------|-------------------------|----------------|------------------|---------------------|
| 池田 | 一、五五九・九 | 一、五五九・九 | 七、七 | 一、三〇、一、三〇 | 八、五 | | |
| 葛原 | 一、三三六・〇 | 一、三三六・〇 | 三、六 | 三、三、三、三 | 三、六 | | |
| 大栗 | 五九六・九 | 六、〇〇〇 | 五、八 | 七、〇、九、〇 | 六、四 | | |
| 高柳 | 六、六、九、〇 | 六、〇〇〇 | 五、六 | 七、〇、五、一、五 | 五、七 | | |
| 神田 | 三、七、一、七、一 | 八、〇、〇、〇 | 二、一 | 三、三、三、三 | 一、〇〇 | | |

| 對馬江 | 仁和寺 | 黒原 | 點野 | 計 |
|---------|---------|---------|-----------|-----------|
| 一、五七〇 | 七、二八五 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 五、八、〇、〇 |
| 四、一、一、六 | 六、一、二、八 | 五、五、一、六 | 一、五、二、七、九 | 五、八、五、二、八 |
| 三、五 | 五、七 | 三、三 | 四、三 | 一、四、一、一 |
| 四、五、一、一 | 八、八、五、二 | 三、八、一、八 | 一、四、二、一、三 | 六、二、三、五、〇 |
| 三、四、六 | 六、六、六 | 三、六、六 | 四、三、〇 | 一、四、九、五 |
| 三、四、六 | | | | 五、〇、一、九 |

第十二項 友呂岐村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、郡村・三井村・田井村・本屋村・石津村・太間村・平池村の七ヶ村は、從來團結の慣習あるのみならず、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地の大部は舊友呂岐莊なるに依り、其の舊莊名を採りて友呂岐村と名づけ、各村は其の大字となり、舊によりて茨田郡所屬たりしが、同二十九年四月一日北河内部に屬し、同二十九年九月より着手せられたる淀川改良工事の爲め、五反五畝拾九歩の地は同川敷となる。

大字郡

本地は古來茨田郡に屬し、もと新呂岐莊の内にして、郡村と稱す。寛文五年郡北村を分ち、享保四年

又郡中村を割きて三ヶ村となり来りしが、明治元年合併復舊して一村となる。地名の郡といへるは蓋し茨田郡家の地たりしより起れるの稱ならん。舊莊名は一に友呂岐又は朝呂木に作る、日本地理史料には、朝呂岐莊は後宇多院の御領目録に見え、六條三位の領たりと記せり。

友呂岐神社

友呂岐神社は南端字御所山にあり、應神天皇を祀れり。創建の年月は詳ならず。もと八幡神社と稱し、本地の産土神なり。明治五年村社に列し、同四十二年六月神饌幣帛料供進社に指定せらる。同四十二年八月二日大字三井字若山の村社氏神社(管原)・大字田井字宮前の同二本松神社(管原)を合祀して今の社名に改め、同年十一月廿九日更に大字太間字東の同菅原神社(管原)を合祀せり。合祀社中に於ける大字三井の氏神社は、道真左遷の時、其の地の民家に宿しければ、其の縁に依りて、薨去の後本法寺の僧某其の神靈を字若山に勸請し、三井・田井・太間・石津・川村・中村・下村の七ヶ村にて、壯嚴なる社殿を造りて産土神と崇敬し、建武年中後醍醐天皇は其の地に駕を枉げさせられて、社殿に万壽殿・勅額を賜ひ、神威彌輝きしが、慶長の末に至りて祝融の災に罹り、加ふるに七村間に座論起り、終に各村に分社せしかば、同社は三井村のみの産土神となり来りしものなり。又大字田井の二本松神社は、前記座論のありし時、其の地に從來存したる周圍四丈に餘れる道真手植松といへる大木の下に、道真を祀る一社を建て、産土神と爲し、大字太間の菅原神社は座論のありし際、從來存したる杉子連社の傍に祠を設けて道真を祀り、産土神と仰ぎて、後杉子連社を同社に合祀したるものなりといふ。

島山義豊の墓

境内は貳百五拾參坪を有し、本殿の外に拜殿・廊下・神樂所・神器庫・社務所を存す。氏地は本地及び大字三井・同田井・同太間にして、例祭は十月十六日・夏祭は七月二十五日に行はる。社地は島山義豊の墓を築きし所なりとの説あり。此の説に依れば、義豊は島山政長の子尙順に攻められて敗れ、重篇應仁記に明應八年十二月二十七日伴拔といふ所にて自殺せりと記せる伴拔は、此の友呂岐を指せるものなるべし。社地の北邊に饅頭形の塚あり、高さ參尺・周圍拾間許にして、芝草生せず、其の數八個なりしが、其の多くは已に毀られたるも、尙其の二三を存せり。

西覺寺

西覺寺は紫雲山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は參百參拾坪を有し、本堂・庫裏・玄關・座敷・土藏・門を存す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、寛永元年松平越中守定綱の領地に移り、同十年永井信濃守尙政の領地に轉じ、萬治元年村高六百九拾四石八斗七升參合の内、參百六拾貳石八斗貳升參合は同族麾下永井甲斐守尙冬に與へ、其の貳百參石壹斗八升四合は同族麾下永井外記尙春に分與し、殘高壹百貳拾八石八斗六升六合は依然本家の所領たりしが、享保二年復た永井尙春の後なる永井筑前守に與へられ、兩氏とも世襲して永井大之丞(永井尙冬の家)・永井吉之丞(永井尙春の家)に至り、明治元年五月廿四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第

八區に屬し、同七年一月二十二日第三大區三小區に改まりて、同四月十三日其の五番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區三小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十七年七月一日第十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 三井

本地は古來茨田郡に屬し、舊三井郷にして、郷名廢して三井村と稱す。舊郷名は和名抄に「茨田郡三井」と載せ、河内志郷名の條には「三井方廢村存」と記せり。三井の稱は三井と稱する清泉のあるより起りしならん、井は一に井谷井とも呼べり。

本巖寺は字若山にあり、五臺山戒壇院と號し、本門法華宗本興寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。應永二十五年八月日隆の開基なり。境内は八百貳拾七坪を有し、本堂・庫裏・方丈・書院・廊下・玄關・鐘樓・門を存す。外に三光堂あり。

本巖寺

本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年同族麾下永井伊豫守直右に與へ、同氏世襲して同左門に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年十一月二十日更に堺縣の管轄に轉す。

而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字郡に同じ。

大字 田井

本地は古來茨田郡に屬し、もと輛呂岐莊の内にして、田井村と稱す。

善行寺は字ヲルにあり、田井山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長九年十二月の創立なり。境内は貳百拾參坪を有し、本堂・庫裏・土藏・長家を存す。

善行寺

本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年同族麾下永井伊賀守尙庸に與へ、尙庸の子尙富に至り貞享四年下野國鳥山城に移りて上地し、元祿元年徳川氏代官の支配に歸し、同七年大久保加賀守忠朝の領地に轉じ、延享四年再び徳川代官の支配に歸し、安永七年大坂城代牧野越中守貞長の役知に移り、寛政元年三たび徳川代官の支配に歸し、同十一年永井日向守直進の預所に換り、天保十一年三たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉す。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字郡に同じ。

大字木屋

本地は古來茨田郡に屬し、もと舊鞆呂岐莊の内にして、木屋村と稱す。大字出口の西南同太間の東北にありて淀川に沿ひ、其の參反四畝貳拾六歩は、明治二十九年度より着手せられし淀川改良工事の爲め買収せられて同川敷となる。又其の沿岸に八個莊樋あり、即ち今の二十ヶ村樋にして古川の水源なり。川は此に發源し、大和川の轉鑿以前にありては、大字石津・九個莊村大字池田・同大利・同神田を經て東南に流れ深野池に入りしが、今は大字石津にて二派となり、舊路は用水井路となりて存し、新路は同所より分れて流れ、諸堤村大字諸口の字徳庵に至りて寢屋川に合す。此の深野池に注ぎし古川筋は、往昔仁徳天皇の御宇、茨田堤を築き給ひし以前、淀川支流の流れて大和川に會注したる河道の、廢川となりて古川の稱を殘せるものならん。

鞆呂木神社

鞆呂岐神社は字新にあり、天照皇大神・春日大神・住吉大神・稻荷大神・惠比須大神を祀れり。清和天皇貞觀三年頃の勸請ならんといふ。往昔より祭典に、妙齡の處女をして薦卷飯を供進せしむるの式ありしが、寛政元年の頃より里正をして當らしめ、明治後は氏子總代其の任に當りて今に至る。明治五年村社に列し、大正二年十月神饌幣帛料供進社に指定せられ、大正三年七月二十日大字木屋字浦の無格社若宮八幡神社(祭田別命)を合祀せらる。境内は六百四拾六坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・神饌所・土

本信寺

藏等相並べり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十五日なり。本信寺は字浦にあり、中道山と號し、本門法華宗本能寺末にして釋迦佛・多寶如來二佛を本尊とす。天文二十一年日鎮の開基なり。境内は五百參拾六坪を有し、本堂・庫裏・土藏・納家・鐘樓・門を存す。外に三光堂あり。

本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地となりしが、萬治元年同族永井伊賀守尙庸に與へ、同氏世襲して同肥前守尙服に至り、明治二年六月上地せり、依て加納藩の支配となり、同四年七月十四日加納縣に屬し、同年十一月二十二日更に堺縣の管轄に轉す。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第八區に屬し、同七年一月二十二日第三大區三小區に改まりて、同四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區三小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所管内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十七年七月一日第十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字石津

本地は古來茨田郡に屬し、もと鞆呂岐莊の内にして、石津村と稱す。

懸重寺は字神馬ヤシキにあり、樂聞山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百四拾五坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年同族麾下永井伊豫守直右に與へ、同氏世襲して同左門に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉す。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字木屋に同じ。

大字太間

本地は古來茨田郡に屬し、もと靱呂岐莊の内にして、太間村と稱す。明治二十九年度より着手せられし淀川改良工事の爲め、武反武拾參歩の地は買收せられて同川敷となる。村名の太間は古は絶間に作り、其の稱は衫子斷間（ころもたてま）に起因せり、今の太間といへるはたえまの轉なり。衫子は茨田連にして、絶間は茨田堤の斷間なり。仁徳天皇十一年茨田堤の決潰せし兩所を修築し給へるに當り、武藏の人強頸と河内の人なる此の茨田連衫子の兩人を贊とするに決しければ、強頸は水に没して死し、即ち築堤成就せり。然るに衫子は身を水に投するの築堤に益なきを知り、機智を案出し、二個の匏を取りて水中に投じ、誓て曰く、河神實に吾を得んと欲せば此の匏沈めよ、泛ばずんば吾身を投せん、若し沈むる

茨田堤

衫子絶間

を得ずんば偽神ならん、何ぞ徒に吾身を亡ぼさんやと、匏は浪上に轉じて沈まず、滄々として遠く流れ去れり。されば衫子は恙なくして堤は成就せり、依て時人其の兩所を號して一を強頸斷間といひ、一を衫子斷間と呼びしといふ。

河内志は、今の枚方町大字伊加賀より本地を経て、九個莊村大字池田に至るの間に僅に残れる故堤を茨田堤なりと記し、大字木屋より九個莊村大字點野に至る間の本地に屬せる長さ九町餘の所を、古の衫子斷間の址なりと傳ふ。由來茨田堤は淀川の東南岸を爲し、其の水流の衝に當れるに依り、洪水の到れる毎に、澎湃せる水は忽ち其の猛威を此に振ひ、堤防の決潰せられしは勢の然らしむる所にし、歴代其の修築に苦み、全力を盡して尙足らざりしは想像の外に出で、如上の人を贊とせしが如きも、修築困難の餘に出でしものなるべし。古代迷信の擧なりとして一笑に附すべきが如くなれども、其の水患に苦み、築堤の困難なりし事實は證し得て餘ありといふべし。因にいふ、強頸斷間の址は、攝津國東成郡古市村大字千林の絶間池なりと。

日本書紀

仁徳天皇十一年夏四月戊寅朔甲午、詔群臣曰、今朕視此國者、郊澤曠遠而田圃小乏、且河水橫流以流末不駛、鴨澤

雨、海潮逆上而巷里乘船、道路亦壅、故群臣共視之、決橫源而通海、塞逆流以全田宅、冬十、掘宮北之郊原、引向水以入西海、

因號其水曰堀江、又將防北河之滂、以築茨田堤、是時有兩處之築、而乃壞之難塞、時天皇夢有神誨之曰、武藏人強頸・河人茨田

連衫子（ころもたてま）二人以祭於河伯、必獲善、則覓二人而得之、因以獻于河神、爰強頸沉悲之沒水而死、乃其堤成焉、唯衫子取全匏

兩箇、臨于難塞水、乃取兩箇匏投於水中踏之曰、河神崇之以吾爲幣是以今吾來也、必欲得我者沈是匏、而不合泛則吾知真神、親

入水中、若不得沈溺者、自知爲神、何徒亡吾、於足飄風忽起、引飽沒水、飽轉浪上而不沈、則謂之釘以遠流、其以移十雖不死而其堤且成也、是因移十之幹其身非亡耳、故時人號其兩處、曰強頭間間・移十斷間也、是爲新羅人朝貢、則勞於是役、

古事記 仁德天皇の段 又役秦人作茨田堤及茨田三宅、

日本書紀 仁德天皇五十年春三月壬辰朔丙申、河内人奏言、於茨田堤雁鹿之、即日遣使令視、曰既實也、天皇於是猷以問武內宿禰曰、云々

姓氏錄 河内國皇別 茨田宿禰、多朝臣同祖、彦八井耳命之後、男野見宿禰仁德天皇御代造茨田堤、

絶間池は西南にあり、東西參町八間・南北九間半・周圍六町餘にして、田圃灌溉の用水なり。古老の傳ふる所に依れば、古茨田堤の屢崩壞して流沙遠く丘陵を築き、田圃悉く洗はれて沼湖を爲し、其の址残りて此の養田池となりしものなりといふ。

夫 木 蓬ふことは絶間池のかきつはたへたる中と成やしぬらん

六條院宣旨

西正寺は字東にあり、退魔山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明七年正月二十一日順喜の開基なり。境内は參百拾參坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・茶所・土藏・經藏・門を存す。本地の領主及び區畫の變遷は、大字木屋に同じ。

大字平池

本地は古來茨田郡に屬し、もと茨田郷にして、後鞆呂岐莊に屬し、平池村と稱す。字地に早池・平池といへるあり。舊郷名は和名抄に「茨田郡茨田」と載せたるもの是れにして、村名は茨田池を開墾して一村落を爲せしより起りしものなりといふ。

茨田池は東南隅にあり、東西參間・南北六間・周圍拾六間の小池にして、一に清水池と呼べり。池は皇極天皇紀にも見え、開墾の年紀等は詳ならざれども、傳へて仁德天皇の御宇に鑿たれりしものなりといふ。思ふに仁德天皇の茨田堤を築きて淀川の水を防ぎ、其の一部を以て池となし、以て灌溉の便を圖り給ひしものならん。其の當時は廣大なりしものならんも、星霜殆んど二千年を経て漸次縮少し、今は僅に其の名を存するのみ。

日本書紀 皇極天皇 年秋七月、是月茨田池水大暴小虫覆水、其虫口黒而身白、八月戊申朔壬戌、茨田池水變如藍汁、死虫覆水、

澆灌之流亦復凝結、厚三四寸、大小魚鼻如夏爛死、由是不中喫、同九月、是月茨田池水漸變成白色、亦無綠氣、冬十月、是月茨田池水還清、

夫 木 濁なきしみつの池は影すみて見るに涼しき鏡なりけり

美 作

八坂神社は字楠の森にあり、素盞鳴命を祀れり。舊號を氏神社と稱し、醍醐天皇の延長元年三月京都八坂神社の分靈を勸請したるもの當社の起原なり。爾來二十年目毎に茨田池の茅を以て屋根の葺替を爲し來りしが、萬延元年正月永世不朽の爲め瓦葺龍宮造と爲せり、現在の社殿是れなり。明治五年村

第三篇 國都市町村志 第二章 河内國 第三節 北河内郡 友呂岐村 一一九九

社に列し、同四十二年十一月二十日大字石津字宮崎の村社産土神社(豊田別命・菅原道真)を合祀し、同時に社名を今の如く改稱し、同年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は四百七拾六坪にして老楠雜木繁茂して社頭を蔽へり。本殿の外に拜殿・社務所・納家・倉庫を存し、末社に稻荷神社あり。氏地は本地及び大字石津にして、例祭は十月十六日なり、

明教寺

明教寺は字西垣内にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百九拾坪を有し、本堂・庫裏・納家を存す。

正嚴寺

正嚴寺は同字にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百四拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は寛永七年より徳川氏代官の支配となり、同十年永井信濃守尙政の領地に轉じ、萬治元年同族永井伊賀守尙庸に與へ、尙庸の子尙富に至り貞享四年下野國烏山城に移りて上地し、元祿元年再び徳川代官の支配に歸し、同七年大久保加賀守忠朝の領地に轉じ、延享四年三たび徳川代官の支配に歸し、安永七年大坂城代牧野越中守貞長の役知に屬し、寛政元年四たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第八區に屬し、

同七年一月二十二日第三大區二小區に改まりて、同四月十三日其の八番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區二小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月一日一村獨立し、同十七年七月一日第十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

| 大字 | 石高 | 明治八年改正 有租地反別 | 明治九年一月一日 現在人口 | 町村制施行 當時の反別 | 町村制施行 當時の人口 | 大正元年三月 末日現在人口 | 大正九年十月一日 國勢調査の人口 |
|----|-----------|-----------------|------------------|----------------|----------------|------------------|---------------------|
| 郡 | 六九〇・八七五 | 六五・六二二 | 四四五 | 一一・五〇三 | 四三三 | 三、〇八六 | 三、一七七 |
| 三井 | 三九・九六〇 | 二六・八三〇 | 四三三 | 一、〇〇七・二二 | 四三三 | | |
| 田井 | 三九・三五六 | 三八・五二四 | 二〇〇 | 四一・六二七 | 二四五 | | |
| 木屋 | 六三・九三〇 | 七〇・〇〇〇 | 四〇 | 九一・〇〇二 | 四八五 | | |
| 太間 | 四九・九二〇 | 四一・五三三 | 三三 | 五八・四〇三 | 二八五 | | |
| 石津 | 三三・五六〇 | 四〇・三一一 | 二一〇 | 四一・〇二二 | 二二九 | | |
| 平池 | 一九・八三〇 | 三三・五二五 | 四七 | 五五・五二五 | 四七九 | | |
| 計 | 三、一四〇・四六〇 | 四九〇・二二二 | 二、八四五 | 五、四七五・七四五 | 二、五八六 | 三、〇八六 | 三、一七七 |

第十三項 蹉跎村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、出口村・走谷村・中振村の三村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の域内には蹉跎山・蹉跎天神ありて著名なるに依り、其の稱を採りて蹉跎村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて茨田郡所屬たりしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬す。

大字出口

本地は古來茨田郡に屬し、もと上莊の内にして、出口村と稱す。明治二十九年度より着手せられし淀川改良工事の爲め、五町八反參畝六歩の地は買收せられて同川敷となる。字地に北の口・中番・西の口・中の町・東の町・出在家・北の町・西の町・渡場・堤の町・濱・松ヶ鼻といへるあり。松ヶ鼻の上手より對岸攝州三島郡三箇牧村大字三島江に通ずるは出口渡にして、又三島江渡ともいふ。而して此の松ヶ鼻は、紀貫之の土佐日記に見ゆる「和田の泊のあかれの所」ならん。

土佐日記 二月八日なを川のほとりになつみて、鳥かひのみまきといふところにとまると、九日から船を曳きつゝのほれとも、

和田の泊のあかれの所

川の水なければあきりにのみある、此のあひたに和田の泊のあかれの所といふところあり、米魚などを乞へばおこなひつゝ、かくして渚の院を見つゝゆく、

五兵衛樋

五兵衛樋は西南淀川沿ひにあり。枚方町大字三矢・同泥町・同伊加賀と本村三大字の組合持にて、一に赤井樋の名あり。其の水はもと淀川に注ぎしも、同川の河床高まりたる爲め快濁を缺きて流水停滞し、上流に當れる三矢・泥町・伊加賀は之が爲め困難しければ、享保九年代官千種清左衛門御救普請として其の水を古川に放濁せしも、尙充分ならざりしを以て、水下の各村と水上の各村との間に屢爭論を生せしが、文化四年六月三日の水害に當りて爭論勃發し、樋守五兵衛なる者は水下人民の爲めに打たれて、遂に六月七日死去しければ、上流の各村之を大坂町奉行所に訴へ、翌五年正月和解して落着したるも、是れより五兵衛樋の名を爲せり。後文政三年五月復た水論を生じたる爲め、遂に一の樋管を増加して之を新樋と呼べり。(高山武一郎氏 調査に依る)

光善寺

光善寺は字中番にあり、淵埋山と號し、一に梓原堂と呼べり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。文明七年八月本願寺八世蓮如上人加越鬪争の砌、越前の吉崎御坊を出で、船路を経て若丹の地を過ぎ、此の澱江堤邊なる葦原の里に來りけるに、當時寒烟僅に九戸あるのみ。里人箕屋某なるもの精舎の草創を請ひしかば、梓原の龍淵を埋填し、方四町の地を得て當寺を建立し、留錫三歳、願如上人に譲りて開基たらしめられ、光淳に至りて淵埋山光善寺と號せり。後天文三年回祿に罹りて

烏有となり、ついで堂宇を再建せり。永祿三年十二月院家に勅補せられ、本願寺の東西二派となるに及びて、或は東派に歸し、或は西派に屬し、轉換一再ならざりしが、元祿以後は全く東派に歸し、連綿として今に至る。寺門は稍衰運に向ひしも、なほ貳千四拾七坪の境内を有し、本堂・庫裏・方丈・座敷・玄關・廣間・廊下・經藏・鐘樓・鼓樓及び表裏の門は、薨檻相接して巨刹の觀あり。方丈の奥に林泉あり、今は荒廢したるも石川丈山の設計に成れるものにて、池中に島を築き孤松一塔を見る、塔に異靈ありと傳ふ。別に小池あり、龍女池と呼び、側に皂莢樹あり。池は蓮如上人說法看經の日、梓原深淵の龍神美人に現じ來りて傾聽し、其の功德に感じ、池を上人に獻じて登天せし靈跡の一部を殘したるものなりといふ。蓮如上人腰掛石は西南參町許を隔つる舊家某の邸内にあり、石柵を繞らして之を護れり。寺寶多し。

本地は元和八年より徳川氏代官の支配たりしが、寶永十年永井信濃守尙政の領地に轉じ、正保元年再び徳川代官の支配に歸し、寶曆二年大坂城代松平右京太夫輝高の役知に轉じ、天明三年同戸田因幡守忠寛の役知に換り、寛政七年三たび徳川代官の支配に歸し、同十二年大坂城代松平右京亮輝和の役知に移り、享保元年同青山下野守忠祐の役知に屬し、天保六年四たび徳川代官の支配に歸し、同十一年永井飛彈守直與の預所に換り、同十四年五たび徳川代官の支配に歸し、弘化元年再び永井飛彈守直與の預所となり、同氏相傳して同日向守直諒に至り、明治二年六月上地して高槻藩の支配となり、同三

年十二月堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第八區に屬し、同七年一月二十二日第三大區三小區に改まりて、同四月十三日其の六番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區三小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十七年七月一日第十六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 走谷

本地は古來茨田郡に屬し、もと上莊の内にして、走谷村と稱す。傳へいふ、本地はもと中振村と一村たりしも、寛文四年分れて兩村となれりと。字地に東・地藏・玉田といへるあり。

加茂健豆美命神社は字石佛にあり、加茂健豆美命を祀れり。創建の年月は詳ならず、寛永六年に再興せりといふ。明治五年五月大字中振の蹉陀神社に合祀せられしも、同十二年七月十六日復舊して村社に列せらる。境内は九拾壹坪にして本殿・拜殿を存す。末社に御手洗神社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十五日なり。

東福寺は字谷田にあり、西向山と號し、淨土宗來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛文五年八月安崇の開基なり。境内は壹百貳拾五坪を有し、本堂・庫裏・納屋・門を存す。外に開山堂・地藏堂あり。

加茂健豆美
命神社

東福寺

本地は寛文四年より徳川氏代官の支配たりしが、安永七年大坂城代牧野備前守貞長の役知に轉じ、寛政二年再び徳川代官の支配に歸し、同十一年永井日向守直進の預所に屬し、文政六年三たび徳川代官の支配に歸し、天保十一年永井飛彈守直與の預所に換り、同十四年四たび徳川代官の支配に歸し、弘化元年再び永井飛彈守直與の預所となり、同氏相傳して同日向守直諒に至り、明治二年六月土地して高槻藩の支配となり、同三年十二月堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字出口に同じ。

大字中振

本地は古來茨田郡に屬し、もと上莊の内にして、中振村と稱す。悠々、寂けり、文する、カクセル、レ傳へいふ、もと走谷村と一村たりしも、寛文四年分れて兩村となれりと。字地に三田・久の垣外・砂子垣外・持の垣外・中村垣外・谷垣外といへるあり。

蹉陀山は土俗之をダダ山といふ。昌泰四年菅原道眞筑紫へ左遷の途、此の山に休息ありしかば、息女菟屋姫其の跡を慕ひ來られしも、已に出發後なりしを以て之を悲み、西方なる父の跡を望み蹉陀して已まざりしかば、是れより此の山名を爲せしといふ。山の東に高さ凡參間・周圍拾貳間の瓦たる一堆の地あり、菅相塚といふ、是れなん當時道眞の憩ひて京師を顧みて名殘を惜みし所なりと。四方開豁

蹉陀山

蹉陀池

にして眺望の佳いふべからず。山腹に蹉陀池あり、上下の二つに分れ、上なるは周圍八拾六間・下なるは同壹百八拾五間にして、水は流れて蹉陀川となり、友呂岐村大字郡に入りて前川となり、同田井を経て寢屋川に入れり。古詠あり。

古今六帖

わかせこか老ゆるか惜しきまたの池の玉藻にもかぞ刈あけはやさん

伊勢

歌枕名寄

こまなへていさ見に行かんまた川に枝さしかわす大和なてしこ

源俊賴

蹉陀神社は中央丘陵の半腹にあり、菅原道眞を祀れり。創建の年月は詳ならず。もと道眞の息女菟屋姫の孝心深きに感じ、其の舊跡なる蹉陀山に社殿を造りて道眞を祀り、近郷二十四五ヶ村の産土神たりしも、曾て社前の座順を争ひ、各村各離して小祠を營みしかば、本地及び大字出口のみの氏神となりて今の所に遷座せり。御神體は道眞自作の等身像にして、紀念の爲め菟屋姫に贈られしものなりといふ。慶長の兵燹に社殿其の他悉く焼失せしも、神像のみは獨り恙なきを得て、爾來世人の崇敬頗る厚く、明治五年郷社に列し、同四十年八月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は七百六拾八坪を有し、四株の老松は盤桓し、本殿の外に拜殿・神樂所・燈明所・繪馬舎・社務所を存し、末社に伊勢神社・祭平神社・稻荷神社あり。例祭は十月十五日・春祭は三月二十五日なり。

蹉陀神社に接して龍光寺の址あり、寺は聖徳太子の草創にて法雲山と號し、古は七堂伽藍備はりて輪奐の美を極めしも、年歳累りて頽廢し、舊址は田圃の字となりしが、正和二年僧龍圓に依りて再興せ

龍光寺の址

蹉陀神社

られ、眞言宗仁和寺の末となり、蹉跎神社祭式の争ありしより、同寺は神殿を守りて其の宮寺となり來りしも、明治元年四月廢寺となりて址は小學校の敷地となり、寺寶たりし法眼隆賢筆釋迦八相曼荼羅の大幅は、淨土院に依りて保管せらる。

淨土院は字三田にあり、松濤山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。もと前記法雲山龍光寺歴代住職隱棲の道場なりしが、元龜・天正の兵火に罹りて堂宇悉く烏有に歸し、慶長年中城州伏見大光寺光譽上人來りて淨土宗を宣布し、寛文年中誠譽上人堂宇を再建して松濤山淨土院と號し、法嗣連綿として今に至る。本寺龍光寺の廢せらるるに及び、其の諸佛像等を當寺に保管せり。境内は貳百六拾六坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に地藏堂あり。

圓養寺は字砂垣外にあり、御座山に號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明十年里人山本惣左衛門、蓮如上人より了有の法名を授かりて一字を建立したるもの即ち當寺なり、故に同了有を開基とす。境内は參百參拾坪を有し、本堂・庫裏・太鼓樓・門を存す。

光明寺は字垣外にあり、延命山と號し、淨土宗西山派正法寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慈覺大師の開基なりと傳ふ。境内は四百五拾坪を有し、本堂・庫裏・土藏・納家・門を存す。外に觀音堂あり、堂に安置せる觀世音の立像は優秀の刻なり。

本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地となり、同二十年徳川氏代官の支配に歸し、寛政十二年

淨土院

圓養寺

光明寺

大坂城代松平右京大夫輝延の役知に換り、享和元年再び徳川代官の支配に歸し、同二年大坂城代青山下野守忠祐の役知に移り、天保六年三たび徳川代官の支配に歸し、同十一年永井飛彈守直與の預所に屬し、同十四年四たび徳川代官の支配に歸し、弘化元年再び永井飛彈守直與の預所となり、同氏相傳して同日向守直諒に至り、明治二年六月上地して高槻藩の支配となり、同三年十二月堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字出口に同じ。

| 大 | 字 | 舊 | 石 | 高 | 明治八年改正 有租地反別 | 明治九年一月 一日現在人口 | 町村制施行 一町村制施行 當時の反別 | 一町村制施行 當時の人口 | 大正元年五月 末日現在人口 | 大正九年十月一日 國勢調査の人口 |
|---|---|----------|---|---|-----------------|------------------|--------------------------|-----------------|------------------|---------------------|
| 出 | 口 | 八〇・〇六〇 | | | 一〇九・八二二 | 六六〇 | 一三三・〇八三 | 八二〇 | | |
| 走 | 谷 | 三五・六六六 | | | 三〇・三三六 | 一五五 | 四〇・四五〇 | 六二 | | |
| 中 | 振 | 一、一六・七六〇 | | | 一六六・七六元 | 六六〇 | 二六・三〇〇 | 三二七 | | |
| 計 | | 二、一七・九八〇 | | | 三〇六・七二六 | 一、五九九 | 三九〇・六二五 | 一、六一一 | 二、〇〇一 | 二、〇四五 |

第十四項 枚方町

本町は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、三矢村・泥町村・伊加賀村・枚方村・岡村・岡新町村の六ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、

其の區域に依りて一町村を設け、其の地は從來枚方驛と稱し、且民家櫛比して市街の形を爲すに依り、枚方町と名づけて各村は其の大字となり、舊に依り茨田郡所屬たりしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬す。同二十九年より着手の淀川改良工事に依り、五町貳反壹畝拾貳歩は同川敷に没し、同四十二年九月二十二日大字三矢・同伊加賀所屬の一部を割きて、新に大字櫻新地を設置せり。

大字三矢

本地は古來茨田郡に屬し、もと上莊の内にして、三矢村と稱す、矢は一に屋に依れり、當初三軒の民家ありしより起れるの稱ならんか。大字泥町・同伊加賀・同岡と共に東南に負へる山の崖下にありて直に淀川に沿ひ、狹長恰も帶の如し。其の地は淀川に沿へる山脚部の開拓せられて成りし所にして、本地及び大字泥町・同岡は大字枚方の内たりしものなるかの如くに思はる。大字伊加賀・同泥町・同岡・同岡新町と共に市街を爲して相連り、本地には上の丁・中の丁・地下丁・堤の丁等の名あり。明治二十九年より着手せられし淀川改良工事の爲め、貳町七反九畝九歩は買收せられて同川敷地に没す。地下丁より淀川を越えて對岸攝州三島郡大冠村大字大塚に至るの渡津は枚方渡にして、對岸にては大塚渡と呼べり。河内志には、本地に故關のありしこと南都興福寺の古書軸に見ゆと記すれば、往時關所の設けありし所ならん。而して本地は各大字と併せて從來枚方と稱し、枚方里と呼べり。

「ひらかた」は白肩の轉ならんとの説あり、白肩は日本書紀神武天皇の條に「遡流而上徑至河内國草香邑青雲之白肩津」と見ゆる白肩津是れなり。當時に於ける草香邑は其の區域廣大にして、其の一部たる白肩津の遺稱を本地附近に傳へしものか。「ひらかた」の名の史上に見えしは遠く上世にあり、即ち日本書紀繼體天皇二十四年冬十月の條に「是歲毛野臣、被召到于對馬、逢疾而死、送葬尋河而入近江、其妻歌曰、比羅駕駄、輔吏輔積能朋樓、阿磨美能野、體那能倭俱吾伊、輔吏府積能朋樓」と見ゆる比羅駕駄是れにして、歌は即ち毛野臣が召されて歸るの途中、對馬に於て病死しければ、屍を護して難波津より淀川を舟にて上り、近江に入らんとするに際し、其の妻の亡夫を追懷哀慕して、此のひらかた附近に於て詠じたるものなり。又播磨風土記上楯保郡の條には「枚方里所以名枚方者、河内國茨田郡枚方里漢人來始居此村、故曰枚方」と戴せられて、「ひらかた」を枚方と明記せり。されば「ひらかた」は古くより稱せられたる稱にして、枚方の文字を用ひしを知るべし。其の枚の字を「ひらか」と訓せるは、南遊紀行にいへるが如く、一枚二枚を一ひら二ひらと訓せるに同じ。然るに何れの頃よりか枚方を「枚方」に作り來りしが、後今の如く「枚」の字に改めしといふ。淀川の左岸に沿ひ、伏見・大坂間の中央にありて有利の地なるを以て、往時より淀川上下の舟掛りたりしなるべきも、其の名著れざりしが、天正年間に至りて大坂城成り、當地以下京橋に至る間の汗澤の地に、堤防を築き河道を制して伏見・大坂間の捷徑を通じ、文祿年中伏見城築かれて兩地間の陸上交通頻繁を加へ、一面豊臣氏の淀

川航送の務を重んぜしより樞要の地と化し、徳川氏に至り、慶長六年本地及び岡・岡新町・泥町の四ヶ村に枚方驛を設けられ、本陣・脇本陣を置かれて、當國及び紀・泉諸侯の東勤するもの皆道を此に取りければ、驛馬嘶き馬丁轎夫の聲喧しく、監船所を置かれて上下の船を監しければ、其の大坂より淀川を遡りて伏見に往來せる大小船舶は皆此に泊りて、水夫の聲は櫓聲に和し、水陸交通の要所となりて旅客の出入頻繁を極めしかば、旅舎・飲食店に軒を聯ね、いづれの頃よりか泊茶屋も起りて更に軒燈を添へ、般賑繁榮の市街となり、明治維新の後に至りて旅客の數を減したるも、郡役所の所在地となり、且警察署・區裁判所・郵便局を初め銀行あり、會社あり、旅館・割烹店等は往時の俛を殘し、交通運輸共に便にして郡内の都會たり。

枚方は復た徳川時代に於ける「くらはんか舟」を以て其の名世に聞えたり。然れども其の起原に就ては舊記の見るべきものなし。傳説に依れば、徳川家康は大坂夏の陣に方り、淀川べりに追究せられて危急に迫りしも、渡るに舟なければ進退茲に谷まり、大久保彦左衛門と共に死を決心せり。然るに此の時一漁夫あり、扁舟を飛ばし來りて之を救ひければ、主従は爲めに其の難を免る。依て戰役平定の後其の恩賞として漁夫の希望に任せ、淀川の上り下りの船客に飲食類を一手に販賣することを許し、之に幕府御用船の格を與へられしもの其の起原なり。船客の貴賤に拘らず「くらはんか舟」、牛蒡汁・あん餅くらはんか、卷すしどうちや、酒くらはんかい、錢がないのでようくらはんかい」と言罵りつ

くらはんか舟

三十石船に漕ぎ寄するを常とし、之を茶船と稱へ、又其の賣聲に依りて「くらはんか舟」と呼び習はせり。而して舟は常に艫を先にして棹さすを例とせり、是れ其の危難を救ひしとき舟を向け直す邊なかりしさまの後に遺りしものなりしとなん。字堤町の西端なる旅館かぎ屋の裏は、當時碇泊せる船の賑ひし所にして、今に左記の俚謠を殘せり。

芙蓉文集

淀船子「牛蒡くらはんか舟」と呼んで、所柄の風流云々、烏丸光厳卿と難波、御下向の時、難掌と只二人いて、淀船に乗り給ひて、夜もすから酒くらはんか舟のよする聲に夢もむすはず、御船着しける頃、夜ほのくらくら明けたり、難掌咄、夜のくらはんか舟をさく思召けん申ければ、

くらはんか舟にはあかねとも喰ふ蚊にあくみ淀の けほの
 狂 論 こぼとこぞと船頭衆に問へばこぼと枚カかぎやうつ
 かぎやうらにけ船はいらぬ三味の太鼓で舟とめる

狂 歌 高ひにへつらひもなく言葉まで實に現金、嘘はんか舟
 同 乗合の夢のたゞ中獲さへもくらはんか舟と呼びます舟

夜下 淀川 岡田南涯
 柔櫓搖々百里程 淀川畔樂夢中行 同舟解睡客胡懸 共被旅情皆弟兄 一任涼風順流下 寧知明月出山迎
 中宵村叟未相駭 咄々蓬窓賣酒聲

北河内郡役所

北河内郡役所は字中の丁にあり、其の地はもと本陣のありし所なり。明治十三年四月十四日堺縣に

於て一區・九郡役所の設けあるに際し、茨田・讀良・交野三郡を所轄する郡役所は、地下丁なる淨念寺内に設けられて枚方郡役所と稱せられしが、間まもなく茨田・讀良・交野郡役所と改められ、其の後現在の所に新廳舎建設せられて、同二十一年七月八日移轉せり。敷地坪數は六百八拾九坪・建物坪數は壹百七拾九坪六合七勺にして、建設費は地方税より壹千五百圓を支出し、之に寄附金の參千七百五圓九拾六錢八厘を加へたる、五千貳百五圓九拾六錢八厘なりといふ。即ち現在の建物にして、其の今の如く北河内郡役所と改まりしは、同二十九年四月一日なり。

惠光寺

惠光寺は字中の丁にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は九拾六坪を有し、本堂・庫裏・臺所・門を存す。

淨念寺

淨念寺は字地下丁にあり、松風山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。岩見入道淨念の本願寺八世蓮如法主の攝・河巡化の際に隨行して、本地に建立せしものなり。後天文四年七月十二世住如法主の時、本寺兼帶所となりたりしが、明治維新の際末寺に列せらる。明治十三年四月より郡役所に充てられて同二十一年七月に至りしは前に記する所の如し。境内は參百貳拾壹坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・藥醫門・玄關を存す。外に觀音堂・行者堂あり、共に萬年寺より移されたるものに係る。

萬年寺山
御茶屋御殿
の址

萬年寺山は東南にあり、其の名は萬年寺のありしに依る。同山の南部は俗に御殿山と呼び、天正年間豊臣秀吉の御茶屋御殿を設けし所なりと傳ふ。大字岡一乗寺の記録に依れば、當時此の御茶屋御殿

萬年寺の址

は其の愛妾乙御前の住せし所なり。乙御前は枚方城主本多内膳正政康の女にして、芳紀正に二十、容色端麗にして禮式に精通しけるが、一乗寺の光譽上人を招請してしばぐ茶の湯を供しければ、秀吉は上人の同女と醜交あるかを疑ひしより、上人は其の無實に憤恨して自殺せしかば、乙御前は之を憫み、其の被着せる襦袢を以て佛前の打敷を作りて、同上人の爲めに之を同寺に寄附し、豊公薨去の後は剃髮して尼となり、藥師庵に終れりといふ。同藥師庵の址は大字岡の別子山の東なる藥師山にありて、小墓山と呼びしが、先年土地會社に其の土を採り去られて今は平地となる。而して河内名所圖會には、御茶屋のありし所の字を觀音山といふと記せり、思ふに萬年寺所屬觀音堂のありしより呼びし稱ならんか。今も其の附近なる大字泥町の内には觀音池といへるあり、復た同觀音に因めるなるべし。

萬年寺の址は前記御茶屋御殿の址の北にあり、今は枚方尋常高等小學校の敷地となる。寺は長松山と號し、山城國宇治郡眞言宗醍醐寺の末たり。緣起に依れば、推古天皇の御宇高麗僧惠灌の本邦に渡來しける時、海上暴風起りて船已に覆らんとしければ、觀世音に祈願したるに、忽ち風收りて恙なく着岸せり。其の後此の地に來りて風色を眺望せるに、彼の土の林岸江に似たるの勝地なるを以て、草庵を結びて歲月を送れる内、彼の船中に於て祈願したる佛像を造らんとしけるに、白髮の老翁忽然として現れ、我汝が爲めに汝が造らんとする佛像を刻せんとして、惠灌の本國より携へ來れる白檀木を以て、一晝夜の間大悲の尊像を作りて與へ、我は三笠山の春日神なりとて飛去りぬ、依て之を其の草

庵に安置して本尊と仰ぎしもの當寺の初めなり。後弘法大師は高野山に往來の途次來りて、藥師佛を安置して國家の平安を祈りしが、清和天皇貞觀二年の春、醍醐の聖寶尊師來りて、初めて伽藍を建營して住し、天平勝寶四年の頃勅命ありて萬年通寶を此の地に鑄造せられければ、其の萬年の二字を探りて萬年寺と名づけ、以て密法の精舎とせらる。同十四年天下に疫病流行して國民多く死亡せしかば、聖寶尊師は清和天皇より牛頭天王の神璽を賜はりて、疫病退治の爲めに祈りしは、即ち後の祇園神社是れなり。降て一條天皇の長保二年惠心僧都の上足寂照法師入唐し、明州の津に至りて病みしとき、遙に當寺の大悲に祈り、靈藥の秘法を授けられて忽ち癒えしかば、歸朝後其の靈方を當寺に遺せり、即ち當寺の施與し來りし混元丹是れにして、其の効驗著しかりしは今も人の知れる所なり。又寺の山號を長松山といへるは、昔惟喬親王の落院にありて交野原に遊獵し給ひしとき、其の縑絶えて鷹逸し寺の喬松に止まり、遂に巢を營みて雛を生みければ、親王は大に喜ばせられて時々來り給ひしかば、其れより山號を長松山といひ、後鷹の死して廃められし所は、大字伊加賀の鷹塚山是れなりといふ。かくて法燈繼續し來りしが、明治三年三月廢せられて、本尊十一面觀世音及び藥師堂・行者堂は淨念寺に移され、跡には十三層の石塔を殘せしも、漸次散佚して今は九層塔となる。

意賀美神社

意賀美神社は山上にあり、社はもと須賀神社と稱し、祭神は素盞鳴命にして、貞觀十四年天下に疫病大に流行せるに際し、清和天皇より萬年寺聖寶師に神璽を授けられて、其の終熄を祈らしめ給ひし

もの當社の起原にして、一に牛頭天王と呼び、又は祇園社とも稱し、萬年寺の奉仕せる所なりしが、明治維新後の神佛分離に依りて寺は廢祀し、社は同五年村社に列せられ、同四十二年四月二十七日大字岡字別子山の村社日吉神社(大字寺神)及び大字伊加賀字宮山の同意賀美神社を合併して今の社名にめ、同年十二月二十七日神饌幣帛料供進社に指定せらる。合祀せられたる意賀美神社は、延喜式内の舊社にして、祭神は高御神及び素盞鳴命なれども、創建の年月は詳ならず。また日吉神社は大字岡一乗寺の條に記せるが如く、傳教大師の初めて祀りし所にして(日吉神社の址は今當社境外地となり、金)同寺の奉仕する所なりしが、明治後の神佛分離に依りて寺と離れ、意賀美神社と共に村社に列せられたりしものなり。境内は四百八拾坪を有し、本殿の外に拜殿・神饌所・社務所・倉庫等相並び、本社に琴平神社・稻荷神社あり。氏地は本町全部にして、例祭は十月十五日・春祭は四月十五日に行はる。

本地は元和八年より徳川氏代官の支配たりしが、寛永十年より永井信濃守尙政の領地に轉じ、正保元年再び徳川代官の支配に歸し、寶曆三年大坂城代松平右京太夫輝高の役知に轉じ、天明三年同戸田因幡守忠寛の役知に換り、寛政七年三たび徳川代官の支配に歸し、同十二年大坂城代松平右京亮輝和の役知に移り、享和元年同青山下野守忠祐の役知に換り、天保六年四たび徳川代官の支配に歸し、同十一年永井飛彈守直與の預所に轉じ、同十四年五たび徳川代官の支配に歸し、弘化元年再び永井飛彈守直與の預所となり、同氏相傳して同日向守直諒に至り、明治二年六月上地して、高槻藩の支配となり、

同三年十二月堺縣の管轄に轉す。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第八區に屬し、同七年一月二十二日第三大區三小區に改まりて、同四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區三小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となりて、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十七年七月一日第十七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字岡

本地は古來茨田郡に屬し、もと上莊の内に於て、岡村と稱す。もと岡新町村と同村たりしが、後同村を分置して兩村となれり。字地に東側・西側・北側・南側・南浦といへるあり、其の町名に上の丁・中の丁・下の丁・横の丁の稱あり。明治二十九年より着手せられし淀川改良工事の爲め、八反四畝參歩の地は買收せられて同川敷地となる。南部なる字南浦には別子山あり、今はべす山といふ。

別子山は一に鈴見ヶ岡ともいひ、其の名は何れも孝子鈴見に因めり。一乘寺所藏の縁起に依れば、推古天皇の御宇、本地に鈴見といへるものあり、生來至孝のものなれども、如何なる宿業にやありけん、家貧にして一人の母に孝養することすら心に任せず、母は年老ひ病に罹りて足立たざれば、鈴見は交野里に出稼に備はれ、夕方我家に歸るを常とせり。或る日の歸途、交野川を渡れるに、五六人の

別子
鈴ヶ見岡

もの足に疵を受けし一羽の鶴を捕へ、將に屠りて之を殺さんとしければ、鈴見は惻隱の情禁じ難く、當日稼ぎ得たる賃銀を出して其の鶴を購ひ、歸りて母にも語り、鶴の足の疵に手當を加へて放生し、其の功德を以て亡父の菩提を弔ひ、母の病氣の平癒を祈禱せるも、母の病氣は癒えざるのみならず、家益貧に迫りて母の介抱も心に叶はざりけるに、十日許を過ぎて生所不明の女人來り、石病福田の行を修して來世の果報を求めんとて、鈴見が母を介抱せり。鈴見は其の助けに依りて意の如く母に孝養を盡したるも、定業は轉すべからずして母は幾もなく念佛往生したりければ、遂に其の女人と契り、夫婦となりて一人の男兒を挙げしが、稚兒の五歳とされるに及び、夫の不在中に、母は稚兒を伴ひて此の岡に登り、手をもて其の頭を撫し、涙ながらに訣別して曰く、汝が母はもと天上界に住める天人なり、日本國に佛法渡來して人皆善業を行ひ、さながら安養國の如しと聞き、一たび降りて其の有様を見んが爲め、鶴と化して空中を翔翔しけるに、不幸にして流矢に傷けられ、已に人の腹中に葬られんとせしを、汝が父の情に惠まれて一命を助かりぬ。依て其の恩を報ひんが爲め、女人と化して汝が祖母を介抱し、汝が父に身を任せて汝を儲け、汝が成長を樂みて數年を送りしも、永く此の土に留まるべきに非ざれば、愛別離苦は世の習ひ、母は是れより元の天上に歸るなり、父の歸りし其の上は母の言葉を傳へよかして、忽ち一羽の鶴と化して雲間遙に飛び去れり。其れより此の岡に別子山の名起り、一に鈴見ヶ岡とも稱せられ、又交野川も、其の附近なる本地に此の天人の住みしより、其名を

天の川と呼ぶ。面して鈴見は聖德太子より其の孝行を嘉せられ、御直作六萬體の隨一たる地藏尊を授けられしかば、父子共に其の地藏尊を崇信して富貴の身となり、百年長生の後、念佛の聲と共に往生の素懷を遂げしと、字南浦なる枚方町役場の前は鈴見の宅址なりと傳へ、其の地に繁れる一株の古松は今も鈴見が松と呼ぶ。

うつくしき人の心に半経れと鈴見ヶ岡に残る松陰

一 乗寺

一乗寺は同山にあり、究竟山と號し、往生院と稱し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。寺記に依れば、延曆寺傳教大師最澄和尚の開創なり、とも洛北一乗寺村にありて此の寺名を爲し、後此の地に移轉しけるに、皇城の裏鬼門に當れる天の川・鈴見ヶ岡の靈區なるを以て、同大師は阿彌陀佛及び日吉神の二像を同木にて刻し、之を安置し、以て永く鎮護國家の社寺と崇めらる。後弘法大師來りて更に役行者及び辨財天を安置して天下泰平の祈願を修し、元久元年八月法然上人の高足鎮西聖光房は、上人の命を奉じて南海地方に念佛弘通の途中、風雨を本地に避けし折、當寺に留錫して有縁を化益しければ、其の去るに際し諸人別れを惜みけるに、六字の名號を書して紀念と爲せしもの、謂ゆる名殘の名號是れなり。當時其の船を繋ぎしは、今の町役場敷地内なる藤棚のある所其れなりといふ。降て應仁以來の兵亂は所在の神社佛閣を灰燼たらしめ、當寺また免る能はずして、只其の名を殘せるのみなりしが、其の之を復興したるは領主本多内膳正政康なり。同氏は其の荒廢に委せられたるを見

て之を歎じ、淨財を喜捨して應長五年三月當寺及び日吉神社を建營し、知恩院中興松風靈岸大和尚を請じて開堂供養を擧げ、其の高弟明蓮社・善覺光譽上人を中興第一世と爲し、山林田畑を施入して、以て同氏の香院並に氏神となし、同氏の崇信せる所たりしを以て、同氏の女なる乙御前は秀吉の御茶屋御殿にありて、しばし同上人を請じて茶の湯を供せられけるに、秀吉の疑ふ所となり、靈岸大和尚は同上人を嚴誡せられ、光譽上人は其の無實に憤恨し男根を截ちて自殺せしかば、秀吉は之を悔ひて、其の愛翫せる茶器を悉く當寺に寄附して同上人の靈を弔ひ、乙御前は其の被着せる襦袢を以て佛前の打敷を作り、同上人の爲めに之を當寺に寄附せりといふ。かくて寺社は本多氏の香華院並に氏神となりて燈火輝き、祭祀嚴に行はれたりしが、元和元年大坂落城と共に本多氏も滅びければ、徳川氏に沒收せられしも、本多氏の遺臣たる西村・田中の諸氏之が存立の歎願を爲し、社寺共に許可せられて復興し、寺地・社壇の地壹畝歩を下附して年貢を免せられ、知恩院五十三世麗譽順眞大僧正は、當寺三世雪且順親の弟子なりしといへば、住職にも相當の學徳住したるならん。明治初年の神佛分離に依りて社は村社に列し、寺は其の儘繼續して今に至る。境内は壹百貳拾五坪を有し、本堂・庫裏・玄關・納家・門を存す。外に地藏堂あり、堂に安置せるは已記孝子鈴見の聖德太子より授かりて崇信したる同太子自作の地藏尊なり。また本多氏父母の石塔二基あり。寺寶多きが中に、傳弘法大師筆紺紙金泥の金胎南部曼陀羅圖壹幅・聖光房筆名殘の名號壹幅・善光寺本孝上人筆絹本金泥一光三尊如來影

光照寺

畫壹幅・靈岸上人筆六字名號壹幅・乙御前錦金襴の打敷・秀吉茶屋御殿使用の茶釜・天正年間與治那作千鳥茶釜壹個、大應禪師筆茶床掛壹幅は其の重なるものなり。

光照寺は同字にあり、紅葉山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百拾七坪を有し、本堂・庫裏・玄關・寢屋・門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字三矢に同じ。

大字岡新町

本地は古來茨田郡に屬し、もと上莊にして、岡村と同村たりしが、後同村より分れて岡新町村と稱す。字地に南側・北側といへるあり、町名に上の丁・中の丁・下の丁の稱あり。明治二十九年度より着手せられし淀川改良工事の爲め、壹町五反七畝拾歩の地は買收せられて同川敷となる。

淨行寺

淨行寺は字南側にあり、三寶山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百拾七坪を有し、本堂・庫裏・玄關・寢屋・門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字三矢に同じ。

大字枚方

本地は古來茨田郡に屬し、もと上莊の内に於て、枚方村と稱す。大字泥町・同三矢の東方にありて一帯の高地たり。字地に上の丁・中の丁・下の丁・藏ヶ谷等の稱あり。傳へいふ、往時牧場のありし所にして、名馬池月」を出せりと。池月は源賴朝の愛馬にして、佐々木高綱之を拜領して宇治川の戦に先陣せしは、沿く世人の知れる所なり。

藏ヶ谷は大字三矢の下の丁より本地の上の丁に登る坂路の兩側なり、其の地は谷の形を爲せり。昔履仲天皇の御宇、官庫を置きて寶器及び萬卷の書籍を藏の給ひし所なり傳ふ。然れども同天皇の御宇に、官庫を設けて寶器及び萬卷の書を藏の給ひしこと、史上に見ゆる所なし。同天皇の御宇に藏官を置きて糧地を給せられしことあれば、同藏官及び内藏・大藏等に因みある所にはあらざるか、内藏の史上に見ゆるものは、左記の如し。

日本書紀 履中天皇の條 六年春正月癸未朔戊子、立草香幡授皇女爲皇后、辛卯、始建藏職、因定藏部、

古事記 履中天皇の段 天皇於是以前知直、始任藏官、亦給糧地、

古語拾遺 當神武天皇之時、帝之與神其際未遠、同殿同床以此爲常、故神物官物亦未分明、官内立或號齋藏、令齋部氏永任其藏

職、至於後磐余稚櫻朝天武、三韓貢獻突世無絕、齋藏之傍更建內藏、令收官物、仍令阿知使主與白濟博士王仁記其出納、始更定藏部、至於長谷朝天武、自此而後諸國貢調年々盈溢、更立大藏令蘇我麻呂知宿禰檢校三藏天武、秦氏出納其物、東西文武勳錄其簿、是以漢氏賜姓內藏・大藏、令秦・漢二氏爲內藏主、藏部之緣也、

願生坊

願生坊は藏ヶ谷にあり、杳雲臺と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永正十一年九

月本願寺八世蓮加法主此に開基の基礎を起し、九世實如法主其の意を繼ぎて一字を創立し、願興寺と號せしが、元龜年間の兵燹に罹りて堂宇悉く烏有に歸し、慶長十六年に至りて十二世教如法主再興して本山の別院と爲せり。後願生坊と改稱し、明治維新の際末寺に列せらる。境内は四百坪を有し、本堂・庫裏・客室・廊下・鐘樓・土藏・長屋門を存す。

大隆寺は藏ヶ谷にあり、法華山と號し、日蓮宗八品派本能寺・本興寺兩末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。天正三年八月日承上人の本地に隱遁して創立せし所なり。境内は參百六拾壹坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・藥醫門を存す。

枚方城址は字上の町にあり、今も門口と呼べる小字ありて、地形自ら城堡のありしを想はしむ。城は本多氏の據りし所なり。大字岡一乗寺の記録に依れば、城主本多内膳正政康は豊臣氏に屬し、土着の名族にして、百濟王の裔なり、信州善光寺の開創本多善光と其の祖を同うせしかば、善光寺の如來を信仰すること淺からず、しばしば參詣して豊臣氏の武運を祈り、かつ同寺に多くの淨財を施入し、同寺の本孝上人を援助して同寺の再建を遂げしめければ、本孝上人は之に報ゆる爲め其の自筆に成れる絹本金泥の一光三尊如來影畫を贈られ、本多氏は之を一乗寺に寄附せしといふ。其の女乙御前は秀吉の愛妾となりければ、豊臣氏時代にありては當城にありて其の威を振ひしならんも、元和元年大坂の落城と共に廢城となれりといふ。

大隆寺

枚方城址

禁裏鑄物師宅

禁裏鑄物師の宅は字上の町にあり、屋號を金屋といふ、今の田中幸次郎氏の邸即ち是れなり。同家は和銅年間より鍋釜の鑄造を業とし、和銅開珍及び萬年通寶も其の邸に於て鑄造せられしものなりと傳ふ。近衛天皇の仁半年中禁裏御用として鐵燈籠を獻じたるに、御威あらせられて藤原の姓を賜ひ、諸職の長として禁裏在番を命ぜられ、數百年を経過し來りしが、慶長年中に至り國內鑄物流布の爲め在番を免せられたるも、御即位等の大禮を擧げさせ給ふ際は勿論、毎年々頭・八朔には燈籠を獻ずるを例として今に至る。五十餘代連綿祖業を繼承せる舊家にして、古文書及び感狀の類數十通を所藏せり、今其の一二を掲記せん。

天福元年の御繪旨 (鑄造天福元年八月五日、天福元年八月五日、天福元年八月五日、天福元年八月五日)

藏人所撰

鑄造御作、鑄物師等所

應令早任代々御腰井將軍家下文圖東下知等、停止諸國諸庄園守護地頭預所沙汰人諸社神人以下、諸市津關渡山川海泊津料關料市手山手率令例物以下煩、就中淀河所々關々大津關所等煩、令鑄造物賣買業、可令勤仕灯燧以下鐵器勤役、問事

使御藏民部大承紀遠弘

右如新勅役所被仰出也、諸國鑄物師全賣業可令御公用勤仕、諸國諸庄園 護地頭預所沙汰人諸社神人以下、諸市津關渡山川海泊津料關料市手山手率令例物以下煩次東西南北入村諸商賣不可有違亂妨、兼又海道邊經打三尺二寸者可爲馬吻料、若依惡路馬荷物落事在之は地頭所可令負送、猶於鑄物師中與自國他國相論者在之沒收所帶一門可令行死罪、宜承知勿違失、牒到准狀如件、

皆天福元年十一月吉日

別當

出納前加賀安倍朝臣
 藏人中務丞菅原
 式部少丞左近衛將監源
 勘解由次官藤原朝臣
 右衛門佐藤原朝臣

前記御牒に對する追認狀

天福御宇被下置藏人所 御牒遂拜誦畢、無紛失令所持之處、宜備後代龜鑑、孰中歷帶所職任舊規之旨不可有相違矣、依先例之如件、

藏人方御藏刑部小輔花押

正徳四年午年十一月 日

河内國茨田郡牧方村

鑄物師二左衛門

臺鏡寺

臺鏡寺は字下の丁にあり、見佛山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿年間願生上人の開基なり。境内は五百貳拾貳坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・藥醫門・土藏・納家を存し、外に觀音堂・地藏堂あり。

山崎院の址

山崎院のありし所は、前記臺鏡寺の南方なる今の保養院所在地附近ならんか。其の西部崖下は大字泥町に屬して俗に「さんざ」と呼び、「さんざ」は山崎さんざきの訛なるべければ、往時は此の附近を稱して山崎と

呼び、其の稱の訛して一部に残れるものと思はる。河内志には、三矢村にありと記すれども、同村の内には其れなりと擬すべき所なければ、恐らくは同志の誤ならん。また其の山崎は天武天皇元年秋七月即ち壬申の亂に、將軍吹負の已に倭の地を定めて三道より山前に至りて河南に屯すと見ゆる山前にはあらざるか。而して山崎院は僧正行基の創建せし所なれども、維持すべき田園なくして精舍荒涼に歸せしを以て、光仁天皇の寶龜四年十一月勅して田貳町を捨入し給ひしこと、續日本紀に見ゆれば、靈場として法燈繼續し來りしならんも、記録の徴すべきものなきが爲め、其の廢絶の年月等は之を知るに由なし。

續日本紀 光仁天皇寶龜四年十一月辛卯、勅、故大僧正行基法師、戒行具足、智德兼備、先代之所推仰、後生以爲耳目、其修行之

院、惣卅餘處、或先朝之日有施入田、或本有田園、供養得濟、但其六院未預施例、由茲法燈燼廢、無復住持之徒、精舍荒涼、空餘

座禪之跡、弘道由人、實合獎勵、宜大和國菩提、登美・生馬、河内國石凝、和泉國高渚、五院各捨當郡田三町、河内國山崎院二町、

所寫聖鑒秘典、永治東流、金輪寶位恒齊北極、風雨順時、年穀豐稔、

本地の領主及び區畫の變遷は、大字三矢に同じ。

大字泥町

本地は古來茨田郡に屬し、もと上莊の内にして、泥町村と稱す。字地に泥町裏といへるあり。

監船所の址

大阪府全志

一二二八

監船所の址は字泥町裏にあり、俗に番所裏と呼ばれる、即ち監船所のありし所なり。監船所の設けられし年月は詳ならざれども、徳川氏の時代に於て、淀川を上下する大小の通船を監査せし所にして、上下の二番所に分れ、徳川氏京都代官角倉氏の累世掌り來れる所なりしが、明治四年に至りて廢止せらる。

官女塚

官女塚は東方田圃の間にあり、一に下女ヶ塚とも呼べり、周圍拾四間にして土饅頭の形を爲せり。河内志に伊加賀村にありとせるは誤れり。塚は右大臣藤原繼繩の室なる尙侍從二位明信の墓ならんといふ。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字三矢に同じ。

大字伊加賀

本地は古來茨田郡に屬し、もと伊香郷(一に伊賀崎郷と)にして、郷名廢して伊加賀村と稱す、伊加賀は伊香の換用なり。字地に堤丁といへるあり。舊郷名は和名抄に「茨田郡伊香以加」と見ゆるものは是れにして、伊加賀崎と稱し、古詠あり。然れども近江國にも伊加賀崎あり、河内名所圖會には勝地吐懷篇を引きて、此の古詠を近江國なりとせるも、類字名所和歌集・河内鑑及び大日本地名辭書等には本地なりとせり。

誓願寺

古今

梶にのたる波の響も春なればいかゞささる花と見さらん

兼賢子

續後拾遺

我はたゞ風にのみこまかせつれいかゞささく又行らん

和泉式部

姫塚

誓願寺は舊竹川堤防にあり、竹林山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は五拾壹坪を有し、本堂・庫裏・客殿・土藏・納家を存す。

姫塚は枚方街道の西にあり、東西六間半・南北四間・廣さ貳拾六坪の封土にして、土饅頭の如し。河内志に「百濟王女墓・官女墓・膳墓共在伊加賀村」と記せる王女の墓は即ち是れにして、官女墓は大字泥町に屬す、其の伊加賀村とせるは所屬村を誤りしものならん、膳墓は今其の所在詳ならず。而して此の姫塚は嵯峨天皇の妃從四位下百濟王貴命女の墓ならんといふ。貴命女は百濟王俊哲の女にして、基良親王・忠良親王・基子内親王の御生母なり。

鷹塚山

鷹塚山は南方山地にあり、昔惟喬親王の落院にありて放ち給ひし蒼鷹は、萬年寺山の喬松に止りて巢を樹上に營みしが、後其の死するに及びて此に埋められ、此の名ありと傳ふ。然れども是れ古墳なりとの説あり、今は道路に二分せられて完膚ならざれども、先年其の路傍の所より素焼の壺等の土器を出せりといふ。思ふに附近の山には土饅頭の古墳多きも、此の墳は最高地の絶頂にあるを以て高塚と呼びしを、好事家の惟喬親王の鷹に結びて鷹塚に作りしものならんか。攝・河の山川は双眸に入りて風光に富めり。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字三矢に同じ。

大字櫻新地

本地は大字三矢・同伊加賀所屬官有副堤防の全部にして、其の伊加賀所屬の晒場といへるは、明治十八年の洪水に決潰せし址なり。而して其の大字となりしは貸座敷免許地となりしに依れり。枚方に遊女の起りしは其の何れの時代なるかは詳ならざれども、京街道に當れる宿驛たりしかば、飯盛女百人を置かれ、泊茶屋は市中に軒を聯ねて醉郷遊里を爲し、明治六年堺縣の治下に於て泊茶屋の名稱を廢せられ、席貸遊女の免許地となりて繼續せり。然るに其の所在は町家の間なるを以て、風紀上之を他に移轉するは町民の宿望たりしかば、大阪府は明治四十年三月十四日告示第六十六號を以て、枚方町大字三矢・同伊加賀所屬官有副堤防中、西方國道分岐點を距る五拾間の地點より、東方國道分岐點を距る壹百貳拾五間の地點に至る區域を貸座敷免許地に編入し、大字三矢・同泥町・同岡・同岡新町の貸座敷免許地を、同四十一年九月三十日限り廢止すべき旨を發表せり。依て堤防は開拓せられて邸地と爲り、貸座敷は此所に移轉するの準備を爲せり。然るに其の地は各大字より移り來れる貸座敷業者の集團所となり、且各大字の町家と別天地を爲せるに依り、同四十一年九月二十二日前に記せるが如く、大字三矢及び同伊加賀所屬の官有副堤防全部を一區域として、新に一大字を設けたるもの即ち本地なり。

洪水碑

り。其の地名を櫻新地と名づけしは、蓋し花街の地なるを以て佳名を撰びしものならん。然るに貸座敷の建築は、其の期限内に終了するに至らざりしを以て、更に同四十二年四月三十日迄に延期せられて、悉く此に移轉し、大正七年二月三十一日現在調に依れば、貸座敷參拾五軒にして、藝妓七拾人・娼妓五拾壹人を算し、今は澱江流上に不夜城を爲し、絃歌の音は淀川の水聲に和して遠く響けり。其の西南なる淀川沿ひに明治十八年の洪水碑あり、此の地は同年六月の大洪水に決潰せし所にして、其の被害は最も慘狀を極めしを以て、該碑は之を紀念せるものなり。

澱河洪水碑銘

維茲明治乙酉夏六月、霖雨彌月、澱河暴漲、堤防大崩、溟溟攝、河諸郡三百三十七村、下民昏墊、人畜亡、流失慮舍者二千九百餘戶、府知事建野氏聞事急、先遣大書記官遠藤氏、率其僚屬、拮据經營、疏鑿水道、尋躬視臨之計畫工、時、土木局長三島通庸與四等技師田邊義三郎、臨之、協議戮力、修理堤防、租就懷緒、會、車駕巡幸山口縣、乃詔親王北白川宮代巡撫民隱、於是官吏與彼徒鋪踏、手頓頌慶曰、是官家之恩也、諸員之力也、安可不記其所由傳之不朽乎哉、乃條記其實、一曰潰決、河內國茨田郡三矢村沿河堤防係于京攝官道者凡二次、前者則七十餘間、後者則六十餘間、合前後百三十餘間、二曰水量、六月十七日水量加一丈四尺八寸、其七月一日則一丈三尺八寸、三日修築、起工七月十二日、其八月三十日竣工、中間僅四十餘日耳、其成功驗速如此者、欲觀之能至與彼、冠勉之所致也、而其係于新築者二百十九間餘、而用土豚木石者都十餘萬、四曰工徒、用人者十五萬二千六百三十人、五曰工費、費金者四萬九千三百十二圓四十三泉、嗚呼其竭人力之巨、費工費之大、皆河水暴漲所根據、經是觀之傷害人民流亡家屋災有甚於火者也、故鄭子產有言曰、水烈而水弱、烈者民望而恐之、故鮮死焉、弱者狎而玩之、則多為焉、其有以也、

吾知稱此舉言古之遺愛亦無愧、因爲之銘、

火之性可畏 可畏者幸身 水之性可仰 可仰者害人 克覺斯理者 可治水治民 不朽銘偉績 遺愛傳十世

明治十九年丙戌九月

平安 菊池 純 撰文
丹波 小島 正 心 書

| 大字 | 舊石高 | 明治八年改正 有租地反別 | 明治九年一月 一日現在人口 | 町村制施行 當時の反別 | 町村制施行 當時の人口 | 大正元年三月 末日現在人口 | 大正九年十月一日 國勢調査の人口 |
|-------|---------|-----------------|------------------|----------------|----------------|------------------|---------------------|
| 三 矢 | 一四九・九三〇 | 一三三・三五 | 五二九 | 九四・四七五 | 五五八 | | |
| 岡 新 町 | 一四一・七〇〇 | 一三七・四五 | 三二二 | 四三・〇〇五 | 三九 | | |
| 岡 新 町 | 一四・七五五 | 一八・七七五 | 三六二 | 二四・九九元 | 三三三 | | |
| 枚 方 | 三七一・二七〇 | 二二六・四七 | 二四七 | 一八一・五〇九 | 二九五 | | |
| 泥 町 | 四八・九二〇 | 九九・二四 | 一六九 | 一〇・六二四 | 三三七 | | |
| 伊 加 賀 | 六七・七六〇 | 九八・五三五 | 四二二 | 一〇一・七〇一 | 四三三 | | |
| 櫻 新 地 | | | | | | | |
| 計 | 一三七一・五五 | 二八二・四〇一 | 二、〇五三 | 二八八・四三三 | 二、〇七〇 | 二、〇五三 | 四三五 |

第十五項 水本村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、寢屋村、打上村、燈油村の三ヶ村は、其の當時

に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は寢屋川の水源なるに依り、其の意を採りて水本村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて交野郡所屬たりしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬す。

大字 寢屋

本地は古來交野郡に屬し、寢屋村と稱す。東南なる高野街道の西側に大谷といへる字地あり、一に光泉寺ともいふ、河内志村里の條に「大谷、星田・寢屋二村出戸」と記せるものは是れなり。

寢屋神社は南方字小山にあり、譽田別命を祀れり。創建の年月詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は七百五拾參坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に度會縣神社・甘雨神社・水分大神あり。氏地は本地一圓にして、秋祭は十月十五日・夏祭は七月十五日なり。

西蓮寺は字垣内にあり、紫金山と號し、淨土宗來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は參百坪を有し、本堂・庫裏・座敷・廊下・土藏・納家・門を存す。外に觀音堂・藥師堂あり。

正法寺は同字にあり、紫雲山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百參拾參坪を有し、本堂・廊下・鐘樓・門を存す。

寢屋神社

西蓮寺

正法寺

長者屋敷といへるは東南宇菟原・同山添附近の稱なり。長者は備中守藤原實高といひ、富貴榮華を極めて寢屋長者と呼ばれしも、實子のなきを悲み、大和の長谷觀音に祈りて擧げたるは、謂ゆる蒙盆姫もちかひめにして、委しくは古物語に記載せられ、今も里閭の間に傳稱せらる。

本地は貞享三年より大坂東町奉行小田切土佐守直利の采地となり、元祿四年徳川氏代官の支配に歸し、寶永二年本田遠江守正武の領地に轉じ、傳へて伯耆守正矩に至り、享保十五年駿河國田中に移治して上地せり。依て再び徳川代官の支配に歸し、文久三年京都守護職松平容保の役知となり、明治元年の初め新に御料となりて、北條相模守の當分取締に移り、同六月大阪府司農局の支配に換り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第五區に屬し、同七年一月二十二日第三大區三小區に改まり、同四月十三日其の十番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區三小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十七年七月一日第十八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 打上

本地は古來交野郡に屬し、打上村と稱す。字地上・出屋敷といへるあり。打上神社は字上の宮山にあり、武内宿禰を祀れり。もと高良神社と稱せしが、明治維新の後今の社名に改め、同五年村社に列せらる。境内は貳百七拾壹坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に稻荷神社・高麗神社・神功皇后神社・住吉神社あり。氏地は本地一圓にして、秋祭は十月十五日・春祭は一月十日なり。

打上神社の南方壹町許を隔てたる山腹に、石の寶殿又は石の唐戸と呼べるあり、平盤なる大石を敷き、上に縦九尺參寸・横拾尺貳寸・高さ四尺八寸なる大石の敷石に接する部分を切りて密着せしめ、之に高さ貳尺六寸・横壹尺七寸・奥行壹尺五寸の入口ありて、内部は奥行五尺五寸・横貳尺七寸・高さ貳尺六寸の廣さを有し、入口には片開戸を建てたるが如き形跡あれども、今其の戸石はなく、入口の外に長さ六尺五寸・高さ四尺五寸の石を左右に並立せり。専門家の鑑査を経ざるを以て不明なるも、正しくは古墳の崩壞して石郭の露出したるものならん。然れども口碑・傳説共になきを以て、何人の墳なりしかは之を知るに由なし。石郭の露出せる山の下方には勝尾原の名あり、往年田中勘右衛門なるもの同所に於て小なる金壺を掘出したるに、領主大久保家より召上げられて江戸沙汰となり、後白木の箱入となして下附せられ、同所持主に繼なる地に埋むべき旨を達せられければ、地主田北庄右衛門は門徒なりしを以て、之を其の菩提所たる極樂寺の境内に埋め、同寺は之に因みて山號を黄金山と

附けたりしが、後之を掘出して檢したるに、銅の壺に古骨ありしといふ。

明光寺

明光寺は同字にあり、天照山と號し、淨土宗來迎寺末にし阿彌陀佛を本尊とす。本尊は丈壹尺八寸にして、春日の作なりと傳ふ。創立の年月は詳ならず。境内は壹百貳拾坪を有し、本堂・庫裏・門及び地藏堂を存す。地藏堂に安置せるは謂ゆる首なし地藏尊にして、昔寢屋長者の女蒙盆姫の身代に立ちて、首を斬られ給ひしものなりと里傳せり。

極樂寺

極樂寺は同字にあり、黄金山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は六拾四坪を有し、本堂のみを存せり。

八十塚

西南方に八十塚あり、其の数の多きをいへるものならん。河内志には「八十塚在打上村、有高家・堀家・吳家・唐家・中家等號、鋤爲田者居半」と記せり、今は僅に其の一二を存するのみ。

本地は元和三年より麾下久貝因幡守正俊の采地たりしも、寛永十年分れて其の一部(石高不詳)は永井信濃守尙政の領地となりしが、久貝氏の采地は同年より同氏の大坂東町奉行役知となり、慶安元年同松平隼人正重綱・寛文三年同石丸石見守定次、延寶七年同設樂肥前守貞政、貞享三年同小田切土佐守直利の采地を経て、元祿四年其の采地を停めて徳川氏代官の支配となる。又永井氏領は萬治元年同族永井伊賀守尙庸に與へ、尙庸の子尙富に至り貞享四年下野國鳥山城に移りて上地し、元祿元年徳川代官の支配となる。是に於て全村同一管治に歸せしも、同七年に至り村高參百五拾八石六斗參升參合の内、

參百拾石七斗八升八合は大久保加賀守忠朝の領地となり、其の四拾七石八斗四升五合は麾下永井又次郎の采地となりしが、永井氏の采地は同氏世襲して同庄太郎に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、又大久保氏領は同氏世襲して同加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて翌六月大阪府司農局の支配となる。是に於て全村再び同一管治に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉す。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字寢屋に同じ。

大字燈油

本地は古來交野郡に屬し、燈油村と稱す。字地に駒ヶ池といへるあり、河内志村里の祭に「燈油屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるならん。

國守神社

國守神社は字宮橋にあり、應神天皇・菅原道眞を祀れり。由緒は詳ならず、もと八幡宮と稱せしが、明治維新後今の社名に改め、同五年村社に列せらる。境内は壹千七拾七坪にして、本殿・拜殿を存す。末社に若宮神社・貴布神社・水神社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十五日なり。

西方寺

西方寺は字内畑にあり、易往山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本尊は惠心僧都の作なりと傳ふ。創建の年月は詳ならず。境内は五百貳拾七坪を有し、本堂・庫裏・庫敷・玄關・

治維新後に至り、磐船街道の開鑿に際して舊形を失ひ、今は其の一部の觀を殘せり。

妙見山

妙見山は東方にあり、大和との國境を限れる連山の支峯にして、峯頭に巨石二個あり、里人は織女石又は妙見石と呼べり、即ち小松神社の神躰にして一に妙見神と唱ふ。縁起に依れば、弘仁年間弘法大師獅子窟に入りて佛眼尊の秘法を修しけるに、天より七曜星當村の三ヶ所に降臨ありしを以て星田村の名を爲し、其の降臨ありし三ヶ所の一は、即ち當山の星石即ち妙見石なり。後高野山を開きて同大師再び當山に登り、先年星の影ありし此の靈石を拜せるに、北辰妙見大悲菩薩獨秀の靈岳なるを以て、慇懃に勸請して、妙見山龍降院と稱し、四海泰平五穀豐饒國家擁護の靈場と崇め、雙石を開闢供養せりと。當山の星石と同時に三ヶ所に降臨ありしと傳ふる他の星石なるものは、光林寺と星森とにありて、各石の距離は八町なりと。而して祠を神道家は天御中主尊といひ、陰陽家は北辰星といひ、眞言家は妙見菩薩と仰ぎて崇信せり。參道は麓より石磴を登りて山の脊筋に沿ひ、更に幾段の石磴は設けられ、其の峯頭たる星石の前に本殿・拜殿を建てらる、社務所・繪馬舎は其の中段にあり。從來無格社なりしが、明治三十九年十一月二十日星田神社の境外末社となる。末社に稻荷神社あり。氏地なく、賽者多し、祭日は七月二十三日なり。境内は壹萬七千九拾四坪の廣さを有し、松杉其の他の雜樹多く合抱に餘り、孫枝旁極鬱然として空を蔽ひ、地に一點の晷影を印せず、凄陰幽寂の氣人の衣袂を襲へり。山中の名蹟として菖蒲瀧及び明星水あり、明星水は山下登口の傍にありて清澄寒澈玉の如

小松神社

星田神社

し、今は鹽澁水に利用せらる。菖蒲瀧は高さ貳丈に過ぎざれども、淙々として其の聲樹間に響けり。星田は神社字南村にあり、表筒男命・中筒男命・底筒男命・息長帶姫命を祀れり。創建の年月は詳ならず。明治五年村社に列し、同七年九月紫雲寺の舊境内に祀りし八幡宮を合併し、同三十九年十一月二十日無格社小松神社を境外末社とし、同四十年八月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は壹千壹百八拾貳坪を有し、本殿・拜殿・神饌所・繪馬所・社務所・納家を存す。末社に高良神社・菅原神社・西宮神社・若宮神社・琴平神社あり。氏地は本村全部にして、例祭は十月十七日なり。

藥師寺

藥師寺は同字にあり、瑠璃光山と號し、淨土宗來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は參拾五坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。

小松寺

小松寺は字巽村にあり。當隅山と號し、本門法華宗本興寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は參拾六坪にして本堂・庫裏を存す。外に三光堂あり。

光明寺

光明寺は字東村にあり、東光山と號し、眞言宗高野派三昧院末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百參拾六坪を有し、本堂兼庫裏・土藏・納家・門を存す。外に藥師堂あり。

善林寺

善林寺は字北村にあり、中野山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百八坪を有し、本堂兼庫裏・茶所・土藏・鐘樓・太鼓樓・門を存す。

光林寺

光林寺は字乾村にあり、降星山と號し、淨土宗來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。

慈光寺は字坤村にあり、繁榮山と號し、淨土宗來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は五百四拾六坪を有し、本堂・庫裏・土藏・鐘樓・門を存す。外に地藏室・觀音室・荒神室・摩堂あり。

慈光寺

星田寺は字向井にあり、三宅山と號し、眞言宗東寺派大通寺末にして不動明王を本尊とす。本尊は運慶の作なりといふ。もと東南に當れる山脈中の字小松山にありて小松寺と稱せり、小松山の地名は同寺の山號に因みて起りしものならん。平重盛の創建せし所なりと傳へ、莊嚴なる大伽藍にして諸坊を有したりしが、後漸次衰頽に歸し、元祿十六年十一月當所に移轄して今の寺名に改む。舊址には堂跡・南門・釣鐘堂等の字地を存して、願壇、破瓦空しく其の間に散じ、石造の仁王天は移轉の際土中に埋没せりと。今の境内は參百六拾坪にして、本堂兼庫裏・土藏・門を存す。

星田寺

紫雲寺の址は字坤村の神宮山にあり、山は六七間の高さを有する孤丘にして、妙音池は其の東麓に沿ひ、景勝の域なり。寺は其の頂上にありて新宮山愛染院と號し、僧空海の開基に成れる巨刹にして、方貳町の餘地を有し、寺門隆昌を極めたりしも、後漸次に衰頽して廢寺となれり。境内に八幡宮ありて、寺は其の宮寺たりしが、社も亦明治七年九月星田神社に合併せられて今はなし。もと旗掛松のありし所なり。松は元和元年五月徳川家康の當地平井清貞の宅に宿陣せしとき、其の旗を掛けしを以て此の名を爲し來れる名木なりしが、已に枯死して今はなし。

紫雲寺の址

旗掛松

徳川家康の陣址は、字長村なる平井正悦氏の邸地即ち是れなり。元和元年五月五日家康は京都を發して深夜此の地に來り、同家(當時の主人)を宿陣として旗を前記神宮山の松に掛け、諸將と會議して翌朝の開戦を號令し、六日枚岡に向ひて進發せり。當時より同家は庄屋にして、其の持高貳百石餘なりしといへば、其の邸宅の宏大なりしが故に、家康は地頭市橋下總守長勝に迎へられて、同家に宿陣せしものならん。後市橋長勝の裔たる地頭下總守長昭は、巡視して當時を回想し、甘棠追慕の情に堪へず、平井貞豊と圖りて碑を建て、長昭自ら文を撰して之を刻せり。平井家の記録に依れば、臺石は當村字拔ヶ谷なる同家の持山より出しものにて、碑石は其の永久を期するが爲め御影石を用ひ、東西五間・南北四間の下土臺を築上げ、其の裡に貳間四方の石垣を高さ四尺に築き、其の上に高さ參尺・貳間四方の石の玉垣を繞らして其の碑を建てらる。碑は高さ五尺・幅貳尺四寸・厚さ壹尺五寸にして、總て地頭の普請なり。地頭長昭は其の支配料として同家に分米六石を與へ、屋敷の租を免じ、且帶刀を免じて明治の初年に至りしが、今其の地は平地となりて碑は貳間四面の石柵を繞らされ、同家に依りて保護せらる。而して同家は家康より拜領せし青銅の火入壹個・湯吞貳個・葉附菊形皿壹個・八重梅形同壹個・色紙形同壹個・葉附蜜柑形同壹個・葉附瓜形同貳個・扇形同壹個、其の他何形とも不明のもの

徳川家康の陣址

の同參個を所藏せり、何れも家康の同家に宿陣せし時に使用せしものなりといふ。

神祖行營舊趾之記

仁正寺領主下總守市橋長昭撰

河内國交野郡星田村、自吾遠祖以來爲所有之地、至八世祖下總守三條法橋公諱長勝、器度宏遠、猷略淵深、最著於時、委質于神祖、元和元年大坂叛、衆軍入河内所在鄉村放火延燒、惟星田村以防備之密獲免、神祖親征命公設營於是、乃即村甲平井清貞宅更加修繕以待大旆之至、五月五日大駕入營、明日發營、命公留守、公進語曰、留守又非輕也、然令從者嚴爲之備則足矣、願執戈從駕以盡微忠、神祖允之、厥翌公在麾下、坂兵從城門突出、皆殊死戰、公連擊斬二級、是時眞田幸村又率兵萬餘出戰、我軍多勝、獨公隊伍整肅、進退不亂也、神祖多之、其餘戰功又爲不少、二年神祖厭代以願命仕臺廟、先是關原之役、神祖賞有功、加賜一萬石、至是又加賜二萬石、併原封共食四萬一千三百石、其蒙兩朝眷遇蓋如斯云、寬政十一年余鎮大坂城、城北五里乃星田村、一日巡視過之、訪訊往事、懷想當時、就今村甲平井貞豐觀其館趾、趾在宅北十步許、經年之久不存形迹、竊以石關耳、慨武之後、我祖君使平井氏世續村甲守遺趾以到於今也、南有山曰新宮、山下老松天矯盤互號曰幟桂松、縛官幟於此、因以名焉、余遠巡歷吊不啻召棠之懷也、嗚呼公安遠之量匪躬之節、使百歲之下可以想其風采哉、余恐星霜之久是事湮沒、乃勒石垂之不朽、欲使後世子孫而知其所以飽暖累朝者、皆出於公之烈而公之烈乃成於君恩也、時偶語貞豐、貞豐者清貞七世之孫也、亦感乃祖事、特斷成之、余以職事之劇、未遑執筆、近日貞豐以獲良石復獲遺之、於是乎書其略云、

文化二年歲次乙丑春三月五日

小田原城主安藝守大久保忠貞題額

福山城主主計頭阿部正精書

本地村高壹千五百參拾石五斗八升參合の内、壹千參百石は慶長年間より市橋下總守長勝の領地と

り、其の壹百貳拾石七斗八升參合は年紀不詳石清水八幡社の社領となり、其の壹百九石八斗は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、市橋氏領は同氏世襲して同下總守長義に至り、明治二年六月上地せり、依て西大路藩の支配となり、同四年七月十四日西大路縣に屬し、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。又石清水八幡社領は明治元年五月十日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、永井氏領は萬治元年同族永井伊賀守尙庸に與へ、尙庸の子尙富に至り貞享四年下野國烏山城に移りて上地せり、依て元祿元年徳川氏代官の支配に歸し、同七年大久保加賀守忠朝の領地となり、同氏世襲して同加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて翌六月また大阪府司農局の支配となる。依て石清水八幡社領の分と同一管治となり、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第五區に屬し、同七年一月二十二日第三大區三小區に改まりて、同四月十三日其の九番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區三小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十七年七月一日第十九戶長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|-------|-----|--------|--------------|-------|-------|----------|----------|
| 大 | 字 | 舊 | 石 | 高 | 明治八年改正 | 明治九年一月一日現在人口 | 町村制施行 | 町村制施行 | 大正元年十月一日 | 大正九年十月一日 |
| 星 | 田 | 村 | 一、五三〇 | 五八三 | 自領地又別 | 一日現在人口 | 當時の反別 | 當時の人口 | 末日現在人口 | 國勢調査の人口 |
| | | | 一、五三〇 | 五八三 | 三、四〇九 | 三、六三六 | 一、六六二 | 交、六〇〇 | 一、五九五 | 三、一八四 |
| | | | | | | | | | | 一、八〇六 |

第十七項 川越村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、村野村・田宮村・山の上村・茄子作村の四ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを以て、其の區域に依りて一村を設け、天の川其の中央を貫通せるに依り、川を越えて其の區域を成すの意を探りて川越村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて交野郡所屬たりしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬す。

大字 村野

本地は古來交野郡に屬し、村野村と稱す。字地に村野・釋尊寺・大田・藤田といへるあり、河内志村里の條に「村野屬邑三」と記せるは、此の字地の内の釋尊寺・大田・藤田を指せるものならん。村野神社は字東野にあり、蓋鳴命・伊邪奈美命を祀れり。弘安二年八月一の宮の分靈を勸請せし

村野神社

光明寺

釋尊寺

ものなりといふ。明治五年村社に列し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參千壹百參拾四坪にして老松挺立し、本殿・幣殿・拜殿・神饌所を存す。末社に東野神社・長野神社・次野神社・乾野神社・西野神社・北野神社あり。氏地は本地一間にして、例祭は十月十四日なり。光明寺は字中道にあり、醫士山樂師院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は四百八拾五坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。外に藥師堂あり。

釋尊寺は字寺の前にあり、靈鷲山と號し、淨土宗知恩院末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。緣起に依れば、僧正行基の開基にして行基寺と號せしが、一條天皇の御宇七室御藍十二坊舎成りて今の山號寺名に改め、後一條天皇の御宇靈鷲山の勅額を下賜あらせられ、寺領參百貳拾石を有し、寺門隆昌を極めたりしも、其の後屢兵火に罹りて漸次衰頽し、今は貳百九拾六坪の境内に本堂・庫裏を存す。其の四邊に散在せる護摩田・二王堂・三寶堂・口の坊・中の坊・奥の坊といへる字地は、坊舎等に因めるの名なるべし。今の大字茄子作の金龍寺は當寺の別院にして、同大字の村社春日神社も當寺の鎮守たりしといへば、其の全盛當時に於ける規模の宏大なりしは推想するにあまりあり。一條院の永延元年齋然和尚の宋國より持來りし赤梅檀の釋迦如來尊像は、鎮座八十年後京都千本瑞應山報恩寺に移り、更に若州の小濱に轉じ、其の後復た京都嵯峨の清涼寺に移り、國寶となりて同寺に安置せらる。本尊釋迦牟尼佛は丈五尺八寸の立像にして、僧正行基の作なりと傳へ、明治二十四年七月三日美術上參考た

るの鑑査狀を附與せらる。外に寺寶として南都繪所太輔法眼筆中山中納言定親卿贊の行基菩薩畫像壹軸及び三國傳來釋尊涅槃像壹軀あり。其の三國傳來と稱する釋尊涅槃像は、古色蒼然として慈眼温容の作なり。又行基菩薩の畫像は、元和元年井伊掃部頭の家臣大久保修持歸りて尊崇したるに、災難發しければ恐れて之を多賀社不動院に贈り、同院にても亦災難發せしかば、懼れて延寶四年當寺に返贈せしものなりといふ。

本誓寺は字作座山にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百四拾四坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に藥師堂あり。

本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地となり、萬治元年同族永井伊賀守尙庸に與へ、尙庸の子尙富に至り貞享四年下野國烏山城に移りて上地し、元祿元年徳川氏代官の支配に歸し、同二年本庄因幡守宗資の領地に轉じ、同六年再び徳川代官の支配に歸し、天明三年大坂城代戸田因幡守忠寛の役知に屬し(後京都所)、同八年三たび徳川代官の支配に歸し、文久二年京都守護職松平肥後守容保の役知となり、明治元年の初の新に御料となりて北條相模守の當分取締に移り、同六月大阪府司農局の支配に換り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第五區に屬し、同七年一月二十二日第三大區四小區に改まりて、同四月十三日其の十一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三

本誓寺

大區四小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十七年七月一日第二十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 田宮

本地は古來交野郡に屬し、もと田宮郷にして、郷名廢して田宮村と稱す。舊郷名は和名抄に「交野郡田宮郷」と載せたるものは是れなり。

淨光寺は字寺屋敷にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず、境内は四拾參坪を有し、本堂・庫裏を存す。

淨光寺

本地は元和三年より麾下久貝因幡守正俊の采地となり、寛永十年同氏大坂東町奉行となりて奉行役知となり、慶安元年同松平隼人正重綱・寛文三年同石丸石見守定次・延寶七年同設樂肥前守貞政・貞享三年同小田切土佐守直利の各役知となりしが、元祿四年其の役知を停めて徳川氏代官の支配に歸し、同七年大久保加賀守忠朝の領地に轉じ、同氏世襲して同加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて翌六月大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第五區に

屬し、同七年一月二十二日第三大區三小區に改まりて、同四月十三日其の八番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區三小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十七年七月一日第二十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至り。

大字山の上

本地は古來交野郡に屬し、もと南條郷と呼びしが、後山の上村と稱す。

山田神社は南方字春日前にあり、素盞鳴命・稻田姫命を祀れり。弘安二年二月八日神司修理亮藤原芳秀の新社を造營して、一の宮の神靈を移祭せしものなりといふ。明治五年村社に列せられ、同六年二月十日田宮村の素盞鳴命を合祀し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳百參拾九坪にして、本殿・幣殿・拜殿・土藏を存し、末社に春日神社・石神社・稻荷神社あり。氏は本地及び大字田宮にして、例祭は十月十四日なり。

常稱寺

常稱寺は字春日前にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす、大永四年十一月五日の創立、僧正雲の開基なり。境内は五百八拾七坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・太鼓樓・門を存す。

本地は元和三年より麾下久貝因幡守正俊の采地たりしも、寛永十年分れて其の一部(石高不詳)は永才信

山田神社

濃守尙政の領地なり、寛文二年更に其の一部(石高不詳)は麾下越智權之丞の采地となりしが、永井氏領は萬治元年同族永井伊賀守尙庸に與へ、尙庸の子尙富に至り貞享四年下野國烏山城に移りて上地し、元祿元年徳川氏代官の支配となる。又久貝氏の采地は寛永十年同氏大坂東町奉行となりて更に其の役知となり、慶安元年同松平隼人正重綱・寛文三年同石丸石見守定次・延寶七年同設樂肥前守貞政・貞享三年同小田切土佐守直利の各役知となりしも、元祿四年其の役知を停めて、徳川氏代官の支配となる

(寛文四年改永井伊賀守領地の内に山の上村の内とあり、則ち尙庸の時とす。又同書片桐石見守領地の内に山の上村の内とあり、片桐貞俊の時とす。而して片桐貞隆の初めて大和小泉に治せしは元和年間あり、然れば徳川氏の内久貝氏の采地のみならず、亦同時なるや、元祿以前本村の郷の石高傳はらず、故に本文に片桐の始末を列叙する能はず、姑く記して後考を俟つ)。依て麾下越智氏の采地と徳川代官支配の兩管となり、同七年更に村高六百石八斗貳升七合七勺の内、五百六拾

參石六斗參升七勺は大久保加賀守忠朝の領地となり、其の參拾七石壹斗九升七合は依然越智氏の采地たりしが、越智氏の采地は同氏世襲して同主馬に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、又大久保氏領は同氏世襲して同加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて翌六月大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の管轄及び區畫の變遷は、大字田宮に同じ。

大字 茄子作

本地は古來交野郡に屬し、茄子作村と稱す。村名の起原は詳ならざれども、從來茄子の産地として古書にも見ゆれば、村名は是れに因めるものならんか。村内は分れて茄子作・高田の二部となる、河内志村里の條に「茄子作屬邑一」と記せるは、此の高田を指せるものならん。茄子作の部落には、門井町・掃部小路・堂の前町・塚原町・小山町・野口町・櫻井町・馬場町の名あり。

春日神社は宮山にあり、武甕槌命・經津主命・天兒屋根命・比咩大神を祀れり。嘉吉元年九月九日の勸請にして大字村野釋尊寺の鎮守たりしといふ。明治五年村社に列し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は六百五拾九坪にして、本殿・拜殿・廊下を存し、末社に掃部神社あり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十四日なり。

金龍寺は掃部町にあり、白雲山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。大字村野釋尊寺の別院たりしといふ。天正元年僧安貞の中興なり。境内は壹千拾九坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・土藏・納屋・長屋・門及び藥師堂・地藏堂を存す。藥師堂に安置せる藥師佛及び寺寶の春日曼陀羅・彌勒菩薩の繪像は優秀の作なり。境内に荒神宮あり、春日神社に對して元宮と稱せしも、明治維新後の神佛分離に依りて春日神社に合祀せらる。同宮のありし傍に十三層の石塔あり、高さ貳拾尺にして、

金龍寺

春日神社

古色蒼然たり。

祐念寺は馬場町にあり、福壽山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は七百拾九坪を有し、本堂・庫裏・土藏・納屋・門を存す。

西願寺は櫻井町にあり、光明山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百九拾七坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・土藏・納屋・門を存す。

本誓寺は塚原町にあり、紫雲山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は五百四拾壹坪を有し本堂・庫裏・土藏・納屋・門を存す。外に地藏堂・大師堂あり。

土井城の址は門井町にあり、端野傳吉氏の舊記に依れば、城は波多野帶刀の居城にして、南北朝時代の戰に陥ちて墟となれりと。今も其の地は土井城と呼ばれて、城のありし所なる俵を残し、前に天の川の流を擁し、交野の平野を俯瞰して、山林又は畑地となる。今の端野氏は同城主の裔にして、端野は波多野の改められしものなりといふ。

犬井甚兵衛屋敷は同町字北垣内にあり、土井城址の西なり。深江の法明上人は後に記せるが如く、元亨元年十一月十七日本地に於て男山の神使より天得如來を授かりしも、日暮れしを以て此の甚兵衛の邸に宿泊し、翌日深江に歸られしかば、後同家は退轉したるも、同上人の宿泊ありし時本尊を安置せられたる所は、本尊塚と呼ばれて今に保存せらる。長さ四間四尺・幅壹間壹尺の地にして、傍に犬

祐念寺

西願寺

本誓寺

土井城址

犬井甚兵衛屋敷

井甚兵衛の碑を建てらる、永正二年十一月の建設なり。本山大念佛寺より行はる、天得如來の末寺回在の際には、毎年十一月十七日來りて此の碑前に回向するを例とせり。其の十一月十七日に定まれるは、法明上人の天得如來を授かりし當日を紀念せるなり。

中山觀音寺の址

中山觀音寺の址は西方字中山及び同觀音原なりといふ。附近には阿闍梨坊・奥の坊等の字地あり、坊舎に因めるの稱ならん。寺歴及び廢絶の年月は詳ならず。其の地に残れる一の石手洗水鉢は同寺の遺物なるべし。外に二個の自然石あり、大なるものは其の形恰も牛の臥せるが如し、故に里人は之を牛石と呼べり。

大將軍塚

大將軍塚は野口町の南邊字大將軍にあり、高さ約八尺・廣き約壹畝歩の圓塚にして、池水を繞らして樹木茂生す。端野氏の舊記には、其の祖土井城主波多野帶刀の墓なりとせり。同塚の東方なる字三つ塚には、もと三個の塚ありしも、其の一は已に已に開拓せられて今其の二個を存す。波多野帶刀の家臣たりし奥野石内・掃部且頼・清水委三氏の墓なりと傳ふ。河内志に「中家・滿家・平家、俱在茄子作村」と記せる滿家は此の三つ塚を指せるものならん。中塚・平塚は已に開拓せられて其の形を失ひ、今に田圃間の字地となる。

本尊掛松の址

本尊掛松の址は南方東高野街道の西側にあり、明治三十年前後までは垂枝四方に延び、蒼翠滴りて琴韻常に起り、極めて多趣の名木たりしが、遂に祝融の災禍に罹りて今は朽株と化し、植繼の稚松ありて傍の石碑に融通念佛天徳本尊掛松の十字を勒せり。後醍醐天皇の元亨元年十一月十七日融通念佛宗の中興法明上人、石清水八幡宮の神慮を感得し、將に社に詣でんとして深江の草庵より來りしに、恰も此にて靈佛を上人に授けんとして八幡より來れる宮使に遇ひ、靈佛を受けて欣喜に堪へず、其の天得如來を此の松の梢に掛け、鳥羽天皇より賜はりたる鏡鐘を打ち、率ゐし所の佛徒と共に踊躍し、當宗の謂ゆる念佛踊は是れに權興せりといふ。是れ此の樹名を爲せし所以にして、一に杜鵑松とも呼べり、蓋し此の地は杜鵑の名區にあざれども、本尊掛松の稱呼の杜鵑の聲調に似たるに因みて、此の名を爲せしものならん。

本地は元和三年より麾下久貝因幡守正俊の采地となり、寛永十年同氏大坂東町奉行となりて更に其の役知たり、慶安元年同松平隼人正重綱・寛文三年同石丸石見守定次・延寶七年同設樂肥前守貞政・貞享三年同小田切土佐守直利の各役知となりしも、元祿四年其の役知を停めて徳川氏代官の支配に歸し、同七年村高六百參拾五石八斗九升五合の内、五百貳拾五石八斗九升五合は大久保加賀守忠朝の領地となり、其の壹百拾石は麾下永井又次郎の采地となりしが、永井氏の采地は同氏世襲して同庄九郎に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、大久保氏領は同氏世襲して同加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて翌六月大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に

堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字田宮に同じ。

| 大字 | 字 | 石 | 高 | 明治八年改正 | 明治九年一月一日現在人口 | 町村制施行 | 町村制施行 | 大正元年正月一日現在人口 | 大正九年十月一日國勢調査の人口 |
|----|---|---|---|-------------|--------------|-----------|----------|--------------|-----------------|
| | | | | 有租地反別 | 一日現在人口 | 町村制施行 | 當時の反別 | 當時の人口 | 未日現在人口 |
| 大 | 野 | 村 | 野 | 1,080・1,510 | 310・353 | 645 | 37・218 | 62 | |
| | | | | 田 | 宮 | 210・0,800 | 55・214 | 71 | 452・55元 |
| 大 | 山 | の | 上 | 600・877 | 15・826 | 81 | 177・490元 | 50 | |
| | | | | 田 | 子 | 25・860 | 31・684 | 90 | 56・70元 |
| 大 | 計 | 子 | 作 | 2,935・2,937 | 755・2,667 | 216 | 766・601元 | 216 | 2,433 |
| | | | | 計 | | | | | |

第十八項 津田村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、津田村・野村・春日村の三村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、大村たる津田村の名を採りて津田村と名づけ、各村に其の大字となり、舊に依りて交野郡所屬たりしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬す。

大字津田

本地は古來交野郡に屬し、津田郷と呼びしが、後津田村と稱す。出郷に大峯といへるあり、同大峯の再開せられて出郷となりしは正保年間なり。西部は平坦なれども東部は山岳蜿蜒し、東方氷室村大字穂谷より同村大字尊延寺、同杉より北方菅原村大字藤坂・同長尾に亘れり。其の山は本地所屬の津田山にして、六百七拾壹町九反五畝貳拾貳歩の廣さを有し、徳川時代より本地及び穂谷・尊延寺・杉・藤坂・長尾六ヶ村の共有なり。舊山高は拾七石六斗五升、此の貢米(五つ)八石八斗貳升五合たりしが、長尾村は本地所屬山地の開發せられたる所なるを以て、同貢米の内壹石壹斗參升壹合を宛米として負擔し、隣地野村は山地に立入りて下蒞せるを以て鑿手料として貳石を出米しければ、殘額五石六斗九升四合は本地及び穂谷・尊延寺・杉・藤坂五ヶ村の定例に依りて負擔する所たり。定例とは各村に於ける古軒數の割合に依りて、其の負擔額を按分せるものにて、古軒は五ヶ村に於ける往時よりの舊家百三十九軒なり。其の百三十九軒中の六十九軒は本地に・二十六軒は穂谷村に・二十一軒は尊延寺村に・六軒は杉村に・十七軒は藤坂村に住せるを以て、前記の五石六斗九升四合を此の百三十九にて除して得たるものを率と爲し、之を各村居住の古軒數に乗じたるものを各村の負擔額と定め、各村は更に之を現住各戸に分擔して納米し來りしは、他に類例を見ざるの異例たりしが、六ヶ村は明治十一年七月二十日の契約を以て、各村支配の區域を定めて各自立毛の伐採を爲し、本地は本地支配區域の外、穂谷・尊延寺・杉の支配區域中なる穂谷川以西の部分に入りて松の木以外の立毛を採取することに定

國見山

名古屋の瀧

津田城址

め、其の租税も各支配區域の反別に應じて負擔せり。

國見山は津田山中にあり、高さ九百尺、宇城坂より登れば拾町にして其の頂上に達す。城・攝の二州は眼下にありて風色の佳いふべからず、蓋し國見の稱は是より起れるならん。溪水は潺湲として西に流れ、懸りて飛泉となり、名古屋の瀧といふ、高さ拾五尺にして幽静の氣人の衣襟を襲へり。

山は津田城のありし所なり、山上なる東西壹町・南北貳町餘の坦地は其の址なりといふ。然れども同所より西方約拾町の所に同城址なりといへるあり、丘狀を爲せるも、畑地となりて今は何等の認むべきものなし、里人は之を古城といひ、前者を國見城と呼びて、國見城を新城なりといへり。城は津田氏の據りし所にして、永祿十年二月二十六日高屋城を出で、堺に赴きし三好義次は、松永久秀に擁せられて信貴城に據り、同年十月十日奈良の東大寺に夜討して三好三人衆を破り其の威を振ひけるに、當城主津田氏も之に一味して城を明け渡しければ、翌十一年正月三好義次の當城に入りしことあるも、其の他史上に見ゆる所少きを以て、當城の沿革及び津田氏の行動に就きては之を知るに由なし。紀伊續風土記・同名所圖會・和歌山縣誌等に依れば、同國那珂郡吐前城主津田監物算長は、楠正成三代の孫河内國交野郡津田城主津田周防守正信六代の孫なりと載せ、同名所圖會には同正信のとき初めて津田を姓とすと記せり。之に依れば當城主に津田周防守正信といへるありて、しかも楠氏の裔なりしが如くなるも、本地三宅源治郎氏所藏の津田氏系譜には、津田周防守正信なるものなく、且楠氏の裔に

もあらざるが如し。即ち同氏所藏の同系譜に依れば、津田氏の祖は大和國十市郡十市城主中原兵部少輔遠高の次男中原左衛門範高なり、範高は楠正成に屬して當國交野郡津田郷を恩賞せられ、當郷に移住して姓を津田と改め、建武二年正月當城を築き、延元元年五月正成の湊川に戦死するや、其の遺托に依り、正儀を當城、請じて之を擁護し、當郡の山下相模守・津熊三郎・笹田五郎・村島帶刀・松高三次・長野左衛門・辻九郎・辻中中務・黒田玄蕃・上武内匠・神田兵衛・重村四郎・影山帶刀・山村左衛門・川島六郎・野島一族・藤井三郎・村岡九郎・山口彦三郎・今井三左衛門尉・杉八郎・塚本兵衛・村田藤四郎・吉田源八・生島日向介・保見一族・私部三郎・三宅源内兵衛等の三十九士、及び曾延寺海藏坊を初め同宿三十九人、津田寺衆徒・獅子窟寺衆徒等は正儀に扶持し、正平七年正儀の京都出發に従ひ、同十七年正儀の攝津に進發して細川頼之の軍糧船を焼拂へるに際し、斯波道朝と戦ひて範高は戦死し、二世伊豆守範長・三世大膳介範興・四世太郎範尙・五世玄蕃進豊高を経て、六世主殿介範豊は永正九年二月十一日遊佐河内守の大和衆との合戦に従ひ、七世對馬守範秋は大永七年三好海雲と細川高國の合戦に出陣し、八世但馬守忠範は天正年中遊佐河内守に従ひ、九世筑後守範長は永祿九年十一月十八日若江城の合戦に従ひて、各軍功あり、十世主水助範常に至りて天正二年五月織田信長に滅され、後豊臣秀秋に仕へしと。同系譜中に見ゆる九世筑後守範長は、津田郷の侍を集めて行動を一にすべきことを誓はしめたり、其の連判狀残りて今に存すれば、左に之を掲記せん。

河州交野郡五ヶ郷總侍中連名帳

此度當郷侍中令集會警神明何事茂一統打寄無負偏頗令熟議可申候、將又何時にても南都百務公方之御下知之節出勢者勿論、其外被仰付儀相背申間敷候、隨而他方被相頼出陣之時者一統申談進退共に可仕候、此段無批判之條各連判仍如件、

永祿二己未年八月廿日

津田村侍中

山下外記秀時執筆

| | | |
|------------|------------|-----------|
| 生島信濃守盛澄 | 山村助治郎春則 | 田中内記房高 |
| 山本三郎國次 | 西村庄司三郎俊夏 | 岡澤隼人允政長 |
| 川島壹岐介長春 | 津熊次郎左衛門尉義秀 | 津熊源左衛門尉義安 |
| 片岡式部允國任 | 吉田民部入道順覺 | 南勘六左衛門尉義也 |
| 岩村帶刀忠澄 | 大津五郎左衛門尉行勝 | 上田新吾助道 |
| 篠田源内左衛門尉定澄 | 塚本伊賀守盛重 | 谷岡兵庫允頼治 |
| 小崎三左衛門尉次光 | 三宅刑部少輔重仲 | 森田紀内丞義末 |
| 岡本備後丞勝泰 | 村田四郎左衛門尉貞俊 | |
| 藤坂村惣侍中 | | |
| 村島加賀守遠房 | 辻兵庫助頼明 | 山口越前入道胤光 |
| 寺島兵部少輔宗則 | 今井三郎成宗 | 高島大膳進家滿 |

| | | |
|----------|-----------|------------|
| 杉村八助經春 | 笹田少進澄長 | 猪熊主水允信任 |
| 片岡左衛門尉顯長 | 野崎藤左衛門尉了澄 | 村岡九郎左衛門尉爲弘 |
| 津熊玄蕃頭兼重 | 藤井和泉守實重 | 小北入道淨春 |
| 家木監物清綱 | 藤平左衛門三郎茂國 | 松村六助監盛 |

杉村惣侍中

| | | |
|-----------|---------|-----------|
| 伊藤太左衛門尉義直 | 長野隱岐守成寬 | 松宮宮内進房勝 |
| 市村三郎綱國 | 吉田大學進長朝 | 川島武左衛門尉貞勝 |

芝村惣侍中

| | | |
|---------|------------|-----------|
| 村島下總守義惟 | 辻大炊助景秀 | 笹田三左衛門尉基澄 |
| 田中六助重孝 | 古田四郎左衛門尉綱澄 | 東助七郎家長 |
| 山下若狹守光吉 | 永田伊豆入道頼源 | 辻中將監利治 |
| 井村九郎高勝 | 藤田大學助吉治 | 藤江源左衛門尉義親 |
| 山口遠江守盛村 | 村島監物長惟 | |

穂谷村惣侍中

| | | |
|---------|---------|-----------|
| 宮崎主殿進義盛 | 穂谷和泉守長經 | 黒田美濃守實勝 |
| 南新九郎時盛 | 上武内膳介清尙 | 神田橋左衛門尉資遠 |
| 岡本修理介頼廣 | 重村刑部進盛秋 | 影山内匠丞義範 |

井上三右衛門尉秀政

山村官六兵衛尉泰氏

神主 逸見志摩守義繁

禰宜 津熊中務敦弘

宮坊 光學院頼觀

永祿二年取定置候也

別當 津田筑後守範長

三宮神社

三宮神社は東南方水室村大字穗谷に飛地となれる字屋形にあり、素盞雄大神・御食津大神・大國主大神・天津神・住吉大神・仁徳天皇を祀れり。社記に依れば、仁徳天皇二十九年の勸請にして、孝謙天皇天平勝寶二年勅して息筒大明神の神號を授け給ひ、文徳天皇仁壽三年惟喬親王を遣はして正三位勳六等の宣下あり、後冷泉天皇治暦元年正月二十九日山火に係りて灰燼に歸し、延久四年尊澄房再興し、後堀河天皇貞應元年九月十八日賊徒の爲めに社殿燒失しければ、嘉祿二年三月二日中原宗兼外當郷住の三十餘人に依りて再興せられ、爾來數回改造修覆を加へられたりしが、今の社殿は寛永十一年の再建なり。一に三宮屋形大明神、又は三宮住吉大明神とも呼び、或は牛頭天王ともいへり。津田郷の總社にして、尊延寺は當社の別當たりしが、明治維新後の神佛分離に依りて分離せり。明治五年郷社に列せられ、同年穗谷村の若宮八幡社(品陀別名)を合祀し、同四十一年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。

境内は壹千參百拾七坪を有し、本殿は恒皮葺平家建にして、外に拜殿・神饌所・直會所・太鼓納家・社務所を存し。末社に嚴島神社・春日神社・稻荷神社・神明神社あり。古松老杉鬱葱として社頭を覆ひ、溪泉近く響き禽鳥鳴轉し、閑雅幽靜にして自ら一境を爲せり。氏地は舊津田郷即ち津田・穗谷・尊延寺・杉・藤坂・長尾及び野村にして、例祭は九月九日なりしが、今は十月十五日に變更せられ、春祭は四月十五日・夏祭は七月三十一日なり。なほ安永六年までは住吉踊なるものありしも、今はなし。踊は嘉吉年中本地住人中原朝臣宗包神慮敬慰の爲め神庭に於て之を演奏し、併せて國家安全・里民繁榮を祈り初めしものにて、年々執行するの發願たりしが、應仁前後の兵亂に中絶せしを、寛文二年に再興し、爾來雨乞の禮などに時々行ひ來りしものにて、其の歌曲等は今に残れり。祭式は最も嚴肅に行はれ、往時より定れる氏子即ち古軒といへる百三十九軒の管掌する所にして、古軒者は袴帶刀にて拜殿に着座せしといふ、今は羽織袴なり。社の經費は長尾村と野村は相當の寄附を爲せるも、他の五ヶ村は古軒者の數に依りて按分せらる。即ち已に記せし如く百三十九軒中の六十九軒は本地に、二十六軒は穗谷村に、二十一軒は尊延寺村に、六軒は杉村に、十七軒は藤坂村に住せるを以て、經費の總額を此の百三十九を以て除したるものを率と爲し、之を各村居住の古軒數にて乘じ、各村の負擔額を定むるを例として今に至れるは、以前に於ける本地所屬共有山林貢米の負擔割當に同じ、是れ他郷に見ざるの特例なり。其の何れの時より此の例を爲し來りしかは記録に見ゆる所なきも、此の古軒

といへるは交野三十九士の裔にして、永祿二年八月の連判状に見ゆる五ヶ郷の侍といへるも此の筋のものなるべし。三十九士以來津田城主津田氏の脇股となりて一致の行動を爲し、五ヶ村に蟠居して其の他を管掌し、當社の祭祀を司り、諸般の費用を其の軒數に割當て負擔したるの遺習を傳へ來れるものと思はる。古軒の數は今百三十九軒なれども、寛永十七年の記録には、左記の如く各村の古軒を記して總數百三十五軒なれば、其の後に於て尊延寺村に五軒を増加せしものならん。

寛永十七年の記録に見ゆる三宮拜殿着座之覺

| | | | | | | |
|----------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|
| 津田村 六十九軒 | 山下氏 貳軒 | 生島氏 八軒 | 山村氏 參軒 | 田中氏 拾四軒 | 山本氏 貳軒 | 西村氏 四軒 |
| | 岡澤氏 貳軒 | 川島氏 參軒 | 津熊氏 壹軒 | 片岡氏 貳軒 | 吉田氏 貳軒 | 南氏 貳軒 |
| | 岩井氏 參軒 | 大津氏 貳軒 | 上田氏 貳軒 | 篠田氏 貳軒 | 林氏 壹軒 | 塚本氏 貳軒 |
| | 谷岡氏 貳軒 | 小崎氏 貳軒 | 三宅氏 貳軒 | 森田氏 壹軒 | 岡本氏 貳軒 | 村田氏 參軒 |
| 藤坂村 拾七軒 | 寺島氏 壹軒 | 平井氏 壹軒 | 高島氏 壹軒 | 杉村氏 壹軒 | 笹田氏 壹軒 | 猪熊氏 壹軒 |
| | 竹岡氏 壹軒 | 村岡氏 壹軒 | 津熊氏 壹軒 | 藤井氏 壹軒 | 喜藤氏 壹軒 | 小北氏 壹軒 |
| | 家木氏 壹軒 | 藤平氏 壹軒 | 松村氏 壹軒 | 家村氏 壹軒 | 秋山氏 壹軒 | |
| 杉村 六軒 | | | | | | |

春日神社

| | | | | | |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 長野氏 壹軒 | 松宮氏 壹軒 | 市村氏 壹軒 | 吉田氏 壹軒 | 川島氏 壹軒 | 野島氏 壹軒 |
| 尊延寺村 拾六軒 | | | | | |
| 山下氏 參軒 | 吉田氏 壹軒 | 田中氏 參軒 | 笹田氏 壹軒 | 永田氏 壹軒 | 織田氏 壹軒 |
| 井村氏 壹軒 | 中西氏 壹軒 | 藤水氏 壹軒 | 辻村氏 壹軒 | 藤田氏 壹軒 | 森川氏 壹軒 |
| 穂谷村 貳拾六軒 | | | | | |
| 黒田氏 貳軒 | 南氏 參軒 | 上武氏 參軒 | 神田氏 貳軒 | 岡本氏 參軒 | 重村氏 六軒 |
| 谷口氏 四軒 | 影山氏 壹軒 | 井上氏 壹軒 | 山村氏 壹軒 | | |
| 五ヶ村 合參百參拾四軒 | | | | | |

春日神社は中央宇昌津にあり、武甕槌命・經津主命・天兒屋根命・比咩大神を祀れり。創建の年月は詳ならず。明治五年村社に列し、宇堂山の八王子權現社及び同宮山の次郎兵衛宮を合祀し、同四十一年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。郷社三の宮に對して内の宮と呼び、本地の産土神にして、九月十九日に祭典を擧げ來りしが、今は變更せられて十月十九日に行はる、即ち當社の例祭なり。往時より神社固着の氏子に南座・津田座・兵衛座・四十人座といへるありて、輪番交代して御酒・御供を獻じたりしも、今は此の四座にて御酒と一組の御供を獻じ、他の侍座・久和也座・植元座・杉植座・新九郎座・宗祐座は、各座毎に御酒・御供を獻じて祭儀を行へり。地方有数の祭禮にして、各地より參詣者群集せる爲め、露店は軒を並べ、各種の興行物は催されて殷賑の巻と化せり。境内は五百七拾九坪を有

し、本殿・拜殿を存し、末社に若宮神社あり。樹木鬱葱として社頭を覆ひ、もと數種の老藤ありて幹圍參尺に及び、開花の候に至れば紫葩妖艶輕風に香を送り、津田宮の藤と呼ばれて世人の清賞する所たりしが、明治十年の頃境内擴張に際して伐採せられしは惜むべし。永祿年中五條親王の詠歌あり。

津田の社のほとりなる藤を見て

今もなほひさしくなりぬ津田の藤あふけは高し神のみかけは

圓通寺

圓通寺は字市場にあり、遺教山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。もと釋迦堂のある所なりしが、元祿年中善正・眞念兩寺の合併を出願して許可を得、享保十四年此に移轉して圓通寺と名づけ、觀譽寮源和尙を開山とせしものなり。境内は參百貳坪を有し、本堂・庫裏・土藏・門を存し、外に觀音堂・釋迦堂あり。釋迦堂は即ち前記の如く當寺創立以前より存在せしものにて、上の堂と稱し、毎年供米壹斗八升を納め來り、今も修繕等は村持なり。

尊光寺

尊光寺は字嶽にあり、仲陽山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。享保二年僧法祐の開基なり。其後の住職に教祐あり、博學多才の高僧にして、三の宮神社・春日神社の神主を兼ねしといふ。境内は五百貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。

善應寺

善應寺は同字にあり、中嶽山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。大永三年二月僧淨賢の開基なり。境内は參百九拾壹坪を有し、本堂・庫裏・土藏・鐘樓・門を存す。

正應寺

正應寺は同字にあり、國見山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす、元和元年僧祐專の開基なり。境内は壹百九拾六坪を有し、本堂・庫裏を存す。

光源寺

光源寺は字谷にあり、金順山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天文二年僧道祐の開基なり。境内は壹百九拾四坪を有し、本堂・庫裏を存す。

正宗寺

正宗寺は字大峯にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶安年中僧正悅の開基なり。境内は壹百八拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。

影見池

影見池は東南にあり、東西四間壹尺餘、南北八間貳尺餘の小池なり。里傳に依れば、昔惟喬親王の御狩あらせらしとき、放鷹行く所を知らざりしに、池邊の樹上に留りし影の此の池水に移りし爲め、其の鷹を得たまひしと。昔は榎の大木ありて當時鷹の留りし木なりと傳へしが、今はなし。

山下翁頌德碑

山下翁の頌德碑は部落の南端山根街道の傍にあり、大正三年七月五日の建設なり。翁は天保三年三月十五日を以て本地に生る、友三郎といひ、後政右衛門と改め、又政太といへり。人と爲り温厚篤實、文久三年正月十日百姓總代となりてより以來、心を村内公共のことに傾け、名を求めず功に誇らず、前後八代の庄屋・村長を督勵し援助して村治に盡力すること四十五年に及びしが、明治四十年六月二十三日七十六歳を以て逝けり。明治八年地券發行の際には、總代となりて丈量・製圖等は殆ど其の手に完成せられ、同十七年地藏池の増築には委員たりしが、測量・設計等は復た殆ど其の經營たりしと

いふ、是れ其の一例なり。家は製麵を業と爲し、其の先代政右衛門は本地製麵業の鼻祖たり。政右衛門は本地農民に副業なかりしを以て、自ら大和の三輪に赴き製麵業を習ひ歸りて之を村民に傳へ、以て農閑期の副業と爲さしめ、其れより素麵は本地の特産物となれり。しかも製粉を他より輸入し來るの不利ありしかば、翁に至りて水車場を設置し、以て各家に製粉を供給せり。之が爲め資産は相當に存したりしも、村治上に奔走することの久しかりし爲め、家産は漸次傾きて後遂に退轉せり。家産の傾くをも顧みず、村治上に盡力せし翁の勤勞は、本村後生の模範とせられ、其の功績は認められ、本村津田區會は之を永久に傳へんが爲め、其の功を勅して該碑を建設せり。先輩に斯の人あり、後人も亦其人ありて出でんか。

本地は元和五年より村高壹千六拾七石四斗八升九合の内、九百參拾參石貳斗八升九合は麾下久貝因幡守正俊の采地となり、其の壹百參拾四石貳斗は麾下畠山修理太夫の采地たりしが、久貝氏の采地は同氏世襲して同忠左衛門に至り、文久三年五月沒收せられて徳川代官の支配に歸し、慶應元年七月また其の采地に復せしも、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となる。又畠山氏の采地は同氏世襲して同飛彈守義勇に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となる(上地は二年十二月)。是に於て全村同一管治に歸し、同七月司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第

六區に屬し、同七年一月二十二日第三大區四小區に改まりて、同四月十三日其の九番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられ單に第三大區四小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十七年七月一日第二十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字野

本地は古來交野郡に屬し、野村と稱す。

春日神社は字南代にあり、天兒屋根命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は八百九拾八坪にして、本殿・拜殿を存す。末社に山田神社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十九日なり。

法樂寺

法樂寺は字古垣内にあり、異光山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永元年十月の創立なり。境内は壹百貳拾九坪を有し、本堂・庫裏を存す。

極樂寺

極樂寺は字馬田にあり、横越山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百五拾八坪を有し、本堂・庫裏を存す。

袴木塚

袴木塚は東北部田圃の傍にあり、高さ凡四尺・面積六坪にして、上に石柱を建て、表に袴木の二字

を勒す。昔は老松ありしも已に枯死して、現在の松樹一株は村民に植ゑ繼がれしものなり。
 本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地となり、萬治元年其の男麾下永井伊豫守直右に與へ、同氏世襲して同左門に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉す。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字津田に同じ。

大字春日

本地は古來交野郡に屬し、春日村と稱す。字地に四辻、春日といへるあり。

春日神社は字向野にあり、天兒屋根命・比咩大神・武甕槌命・經津主命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列し、大正四年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は五百五拾四坪にして本殿・拜殿・納家を存す。末社に菅原神社・八幡神社・豐受神社あり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十九日なり。

大聖寺は同字にあり、松齡山と號し、融迦念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。元祿二年二月住職準海之を再建せり。境内は貳百五拾四坪を有し、本堂・庫裏・土藏・納家・門を存す。

春日神社

大聖寺

本地は寛永十年より大坂西町奉行會我丹波守古祐の役知となり、萬治元年同丹波守近祐・寛文元年同彦坂壹岐守重治・延寶五年同島田越中守重頼・天和元年同藤堂伊豫守良直・元祿元年同能勢出雲守頼相の各役知たりしが、元祿三年に至り其の役知を停めて徳川氏代官の支配に歸し、同七年大久保加賀守忠朝の領地となり、同氏世襲して同加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて、翌六月大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉す。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區四小區内の十番組に入り、同十三年四月二十三日第四聯合に屬したるの外は、大字津田に同じ。

| 大字 | 石 | 高 | 明治八年改止 有租地反別 | 明治九年一月 一日現在人口 | 町村制施行 町村制施行 當時の反別 | 町村制施行 町村制施行 當時の人口 | 大正元年三月 末日現在人口 | 大正九年十月一日 國勢調査の人口 |
|----|-----------|-----|-----------------|------------------|-------------------------|-------------------------|------------------|---------------------|
| 津田 | 一、〇七六 | 〇六〇 | 九四・三五元 | 一、五八六 | 一、〇〇九・〇三三 | 一、六九六 | 二、八七七 | 二、五七〇 |
| 野 | 一、八五五 | 〇〇〇 | 三三・七〇三 | 二、五三三 | 二、五七二 | 二、五三三 | 二、八七七 | 二、五七〇 |
| 春日 | 六、五八八 | 〇七〇 | 一一〇・五三三 | 四、七七一 | 三、三〇一・〇一四 | 四、七七一 | 五、〇〇一 | 四、七七一 |
| 計 | 一、九二一・六六〇 | | 一、九〇一・三三三 | 二、八八〇 | 一、三六六・〇六〇 | 二、八八〇 | 二、八七七 | 二、五七〇 |

第十九項 交野村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、郡津村・倉治村・私部村の三村は、其の當時に

於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地にある交野山の名を採りて交野村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて交野郡所屬たりしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬す。

大字郡津

本地は古來交野郡に屬し、郡門村と稱す。郡門は「かふづ」と訓せり。然るに明治の初め堺縣の命に依りて郡津の文字に改めしといふ。字地に御茶屋及び福田といへるあり、河内志村里の條に「郡門屬邑二」と記せるは、此の字地を指せるならん。

郡津神社

郡津神社は字東長にあり、素盞鳴命・表筒男命・中筒男命・底筒男命・息長帶姫命・天照皇大神を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列し、同四十二年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參百六拾六坪にして、本殿の外に拜殿・神輿庫・繪馬所・社務所を存す。末社に牛揚神社・瑞本神社・丸山神社・良野神社あり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十六日なり。

明通寺

明通寺は字西の久保にあり、攝取山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は六百貳拾六坪を有し、本堂・庫裏・土藏・納家・鐘樓・門を存す。外に觀音堂・地藏堂あり。

極樂寺

梅塚・木塚

極樂寺は字二の宮にあり、西方山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百八坪を有し、本堂・門を存す。外に地藏堂あり。

字福田に二塚あり、一を梅塚といひ、一を本塚と稱すれども、緣由詳ならず。

本地は寛永の初め兩分して、一は片桐石見守貞昌の領地となり、一は寛永十年より永井信濃守尙政の領地となり、片桐氏領は延寶元年麾下片桐某の采地となり、又永井氏領は萬治元年其の男伊賀守尙庸に與へ、尙庸の子尙富に至り貞享四年下野國鳥山城に移りて上地す、依て元祿元年より徳川氏代官の支配となり、同七年村高八百七拾石九斗貳升五合の内、貳百八拾石壹斗五升五合は大久保加賀守忠朝の領地となり、其の五百九拾石七斗七升は依然片桐氏の采地たりしが、其の采地は向伊織に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となる(二年正月)。又大久保氏領は同氏世襲して同加賀守忠禮に至り、明治五年五月沒收せられて翌六月大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同八月二日更に堺縣の管轄に轉す。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第五區に屬し、同七年一月二十二日第三大區四小區に改まりて、同四月十三日其の十一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區四小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十七年七月一日第二十二百

長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字倉治

本地は古來交野郡に屬し、倉治村と稱す。もと神宮寺・南頭・けつりよう・鶴ヶ峰といへる四部落なりしが、鶴ヶ峰は明治二十四五年の頃に人家退轉して今はなし、河内志村里の條に「屬邑四」と記せるは、此の字地を指せるものならん。

交野山
東方は交野の山脈連亘せり、山名は郡名を以て稱せられしものならん。山上に巨石あり、俗に交野岩と呼び、大なるものは五丈、小なるものは壹貳丈にして、各梵字を刻せり。其の縁田は明ならざれども、南岩倉寺の址ならんといふ。山間溪流の注げるもの懸りて開元寺瀧となる、昔開元寺のありしより此の名を爲せり、今も不動堂を存す。瀧は一に倉治瀧ともいひ、高さ五丈八尺にして銀河の九天より落下せるが如く、其の狀景恰も源氏の白旗に似たり、故に復た源氏瀧ともいへり。蓋し開元寺瀧を略して元寺瀧となり、更に雅名を求めて源氏の文字を用ひしものならん。瀧は不動の靈にして能く病を治すと稱し、眼を患へるもの來りて浴するのみならず、避暑の好地として來遊するもの多し。瀑の前面に一大石あり、不動石といふ、一撮土を留めずして雜木數章の之を攪みて立てるは一奇觀なり。其の邊は層巒環擁して遠く塵寰を遮り、怪松扶疎として舞へるが如く將た蟠れるが如く、櫻楓其の間

開元寺瀧

に點綴して、幽雅の風致愛すべし。古來郡内有數の勝地にして、天保年中には時の領主久貝氏も此の風光を愛して止まず、遂に勝地保存の制を立て、今の開元寺の舊址及び瀑の近邊に存する石燈籠・白蠟石の碑・鏡池・洗心亭の如きは其遺物なりといふ。是れより先、延喜十五年三月凡河内躬恒は當國に下向の節、來りて瀑布を賞し、花を愛し、尙貞觀年間惟喬親王も在原業平・紀有恒等を従へて屢來りて風光を賞し給ひ、交野櫻と稱する名木ありしといふ。

都みんかたの、御野のさくら狩花の雪ち、春のあけほの

惟喬親王

機物神社

機物神社は字濱の池内にあり、天棚機比賣大神・栲機千々比賣大神・地代主大神・八重事代主大神を祀れり。勸請の年月は詳ならざれども、傳説に依れば、文明八年三月十一日神祇管領下部兼俱の奉幣あり、元龜三年三月織田信長の軍勢狼藉陣取放火寄宿禁制ありしといふ、天正元年十一月十七日信長は神境を東西貳百六拾間・南北六拾七間餘と定め、且神職十六人の席次争ひに就きて下知せられ、是れより席次は神前に於て圖を採り、神慮に任せて定むることゝなれり。同十年六月九日明智光秀は武運長久を祈りて初穂科白銀壹百枚を奉納し、翌七月九日豊臣秀吉は信長の先例に倣ひて制札を建て、同十六年四月十四日聚樂第に行幸ある日の快晴を祈りて感應ありしかば、四月十六日を以て永く神饌米百俵宛を寄附し、文祿三年五月十日豊臣秀次は武運長久大満願成就感應に依りて神殿を新造し、且神饌領兩膳部下行馬飼并に踊役等の配米として藏出米壹千俵を奉納し、寛文七年社地の境界定めありて

天正元年信長所定の通りとせられ、寶永五年に至り大破の爲め社殿を再建せり、現在の社殿即ち是れなり。神主は信長時代より十六人なりしが、徳川時代に入りて絶家ありし爲め十二人となりて明治後まで繼續せり。本地の産土神にして明治五年村社に列し、同八年三月十日宇神宮寺の素盞鳴命社を合祀し、同四十年九月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は今も頗る廣潤にして、五千六百六拾四坪の廣さを有し、本殿は檜皮葺平家建にして、外に拜殿・前拜殿・社務所・土藏・納屋を存し、末社に蛭子神社・須佐男神社あり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十六日に行はる。

普通寺

普通寺は字東浦の内にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文化七年八月僧願生の開創なり。境内は貳百七拾坪を有し、本堂・庫裏・土藏・鐘樓を存す。

光明院

光明院は同字にあり、遍照山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百五拾四坪を有し、本堂・庫裏・土藏・鐘樓・門を存す。外に地藏堂あり。

宜春院

宜春院は交野山にあり、臨濟宗妙心寺末にしし釋迦如來を本尊とす。大永二年の創立・稜叔和尚の開基なり。もと山城國葛野郡花園村字花園にありしが、明治三十六年一月二十日當所に轉來せり。境内は壹百五拾參坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は元和の初めより麾下久貝因幡守正俊の采地となり、同氏世襲して同忠左衛門に至り、文久三年五月沒收せられて徳川氏代官の支配に歸し、慶應元年七月復た其の采地に復せしも、明治元年五月

二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二十日更に堺縣の管轄に轉す。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第六區に屬し、同七年一月二十二日第三大區四小區に改まりて、同四月十三日其の十番組に入れり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字郡津に同じ。

大字私部

本地は古來交野郡に屬し、私部村と稱す。字地に長砂・烏ヶ坪・蜻蛉・石ヶ坪・上の上といへるあり。村名の私部は敏達天皇紀に「六年春二月甲辰朔、詔置日記部・私部」と見ゆる私部ならんか、私部は皇后邑の謂にして、皇后宮の爲めに立て給へる私邑の名代なり。其の私部は「きさいちべ」と訓じ、姓氏錄右京皇別にも「大私部、開化天皇皇子産座命之後世」と見ゆ、されば今の「きさべ」といへるは其の轉にはあらざるか、里傳にはいふ、もと「ささべ」と唱へしを、中古以來「きさべ」と稱するに至れりと。

住吉神社

住吉神社は北方字向野にあり、表筒男命・中筒男命・底筒男命・息長帶姫命を祀れり。舊社なれども創建の年月は詳ならず、本地の産土神にして産土神社と稱し、宮寺ありて奉仕し來りしが、明治維新の後に至りて分離し、社は同五年村社に列せられ、同二十年六月七日今の社名に改め、同四十年八月神

饗幣帛料供進社に指定せらる。境内は九百四拾九坪にして、本殿の外に拜殿・神輿庫・祭器庫・社務所・繪馬舎・土藏等を存し、末社に巽神社・乾神社・貴船神社・嚴島神社・稻荷神社あり。秋祭は十月十六日にして、春祭は四月十九日・夏祭は六月三十日に行はる。

光通寺

光通寺は字札の辻にあり、長壽山と號し、臨濟宗東福寺塔頭莊嚴院末にして如意輪觀世音を本尊とす。播州白旗城主赤松圓心の建立・別峯圓光國師の開基なり。後村上天皇より後土御門天皇に至る歷代天皇の勅願所たりしが、後火災に罹りて堂宇悉く灰燼となり、享保年中覺海和尚之を再建せり、現在の堂宇即ち是れなり。以前は數多の古文書・什寶等を所藏したるも、其の多くを焼失したりと云ふは惜むべし。然れども今尙見るべきものあり。境内は六百貳拾參坪を有し、本堂・庫裏・座敷・門を存す。外に辨天堂・毘沙門堂・不動堂あり。

想善寺

想善寺は同字にあり、修元山と號し、淨土宗來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は四百參拾坪を有し、本堂・庫裏・座敷・土藏・納家・鐘樓・門を存す。外に地藏堂及び觀音堂あり。

無量光寺

無量光寺は同字にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人星野判部左衛門常陸介親忠の男に能末といへるあり、入道して了道と號し、天台宗を學びて字馬場裏に草庵を設けしが、文明十八年本願寺蓮如法主の徒弟となりて眞宗に轉じ、元和二年石山の亂に際し、兵火に罹りて焼失

交野城址

したれば、延享三年了眞なるもの私有の田畑を賣拂ひ、且檀徒に募りて之を當所に再建せり。境内は六百七拾壹坪を有し、本堂・庫裏・茶所・鐘樓・太鼓樓・門を存す。

交野城址は西北なる畑地の中にあり、一小丘をなして高さ五尺乃至壹丈餘、廣さ五千坪に餘れり。今も字を城山といひ、城内には天主臺及び本丸等の名を殘せり。城は一に私部城とも呼び、安見氏の據りし所なり、安見氏は高屋城主高山氏の重臣なり。明應二年四月二十八日高山政長の同族高山義豊に攻められて正覺寺に自殺するや、安見氏は木澤長政・杉原・齋藤・志貴・丹下・宮崎・遊佐等と共に、同七年高山尙順(山)を取立て、同八年正月二十七日義豊を攻めて自殺せしむ。其の後高山高政の時に至り、安見美作守は遊佐長教に代りて守護代となりしも、高政を蔑にしければ、永祿元年十一月晦日高政は高屋城を出で、紀州に去り、安見美作守は自ら當國の守護と稱せしに、三好長慶に攻められ、同二年八月朔日同城を落ちて飯盛城に入り、同城も三好衆に攻められて同四日遁走せり。長慶に擁せられし高政の再び高屋城に入るに及び、赦免を歎訴して再び守護代となりけるに、長慶大に怒りて高政を攻めければ、安見美作守は同年八月十四日飯盛城を出で、三好方の池田兵庫頭と戦ひて敗れ、同年十月高政の和を請ひて高屋城を去るに及び、飯盛城を出で、堺に行きしが、同四年遊佐・根夜寺衆と共に泉州に亂入し、同五年三月五日三好勢と戦ふて之を久米田に破りしも、翌五月當國教興寺の戦に敗れて攝州の石山に落行けり。元龜元年野田・福島の役、同所には三好三人衆及び諸浪人の籠り居れるに對し、

當城主安見左近は高屋城の畠山昭高・若江城の三好義次と共に、當國に於ける其の押へたりしが、同三年四月十五日遊佐河内守耶黨の三好義次の加勢を得て畠山昭高を弑するや、遊佐方なる松山彈正は之を聞きて、近日當城主安見新七郎を攻めんと評議しけるに、却て信長に攻められて高屋城落ちければ、安見は其の難を免れしといふ。是れ安見氏の史上に見ゆる所の一斑なれ共、元龜以前に於ける同氏と當城の關係に就て見ゆるなし。津田村三宅源治耶氏所藏の安見氏系譜(北田系譜)には、安見氏の祖二郎清政は若州保見莊(見莊に安)にありしを以て安見を姓と爲し、七代の孫右衛門尉清照は元弘・建武の頃大塔宮に從ひ、軍功に依りて感狀を授けらる。八代對馬守清賢は正慶元年正月同宮の籠らせ給へる吉野城を二階堂出羽入道の來り侵せるに際し、防戰甚だ努めたりしが、宮の天川に落ち給ひしを見て討死せり。九代刑部允清儀は楠正儀に屬し、正平五年津田に楯籠りし交野郡三十九士の一人なり、同十年城州綴喜郡普賢寺天王山に附城(水室村大字・穂谷の隣地)を築きて一味と籠城し。十代大炊助清満は同十四年二月十日荒坂山(城州綴喜郡内郡村にありて管原村字長尾に接す)・津田・星田及び交野に附城を築きて城州・河州の諸士と之に據りしが、十一代伊賀守清輝は元中八年三月更に私部城を築けり。清輝は是れより先、正平七年楠正儀・和田正武の荒坂山の戰に参加し、其の戰功に依りて天盃を拜戴したる十八士の一人なり。十二代大藏允清則を経て十三代備中守清時に至り、初めて畠山義就に屬して其の重臣となり、寛正三年九月十八日に死去せり。清時及び其子なる十四代兵部助清重は共に小山城に居りしが、十五代掃部助清範は當城に居り、十六代美

作守時重は初め小山城に居りしも、老後當城に居りて天文十三年七月五日に逝けり。十七代太郎左衛門尉友重は小山城に居り、十八代圖書助直政は當城に居りて永祿四年八月畠山高政を授け、三好義次、松永久秀に二萬餘騎を以て來り攻めらる。同九年十一月二十三日三好山城守入道笑岩康重は當國に亂入して小山城を襲ひければ、父の友重は弟北田彈正左衛門と共に防ぎ戰ひしも終に支ふる能はず、城を開きて當城に入れり。元龜三年直政は畠山昭高を輔け、天正元年足利義昭の若江城入に從ひしが、十九代主膳助友長に至り、同六年十一月荒木攝津守村重に一味して信長に破却せらるると記せり。之に依れば當城は元中八年安見伊賀守清輝の築きしものなるが如し、尙精査を俟つになん。

本地村高壹千五百九拾石壹斗六升參合の内、壹千七拾七石貳斗七升は(西條と)元和年間より麾下畠山修理太夫の采地となり、其の五百拾貳石八斗九升參合は(東條と)元祿七年より大久保加賀守忠朝の領地たりしが、畠山氏の采地は同氏世襲して同飛彈守義勇に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となる(上地は二)。又大久保氏領は同氏世襲して同加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて、翌六月大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸して、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區四小區内の十二番組に入りし外は、大字郡津に同じ。

| 大字 | 字 | 石 | 高 | 明治八年改正 有租地又別 | 明治九年一月 一日現在人口 | 町村制施行 當時の人口 | 町村制施行 當時の人口 | 大正元年三月 一日現在人口 | 大正九年十月 一日國勢調査の人口 |
|----|----|------------|---|-----------------|------------------|----------------|----------------|------------------|---------------------|
| 郡 | 津 | 八七〇・九五 | | 一一・二一九 | 五四三 | 一五・一九七 | 六三三 | | |
| | 倉治 | 一、〇〇五・一五〇 | | 二七・八四〇 | 八八六 | 二八四・七三四 | 六八三 | | |
| 私部 | | 一、五九〇・一七三 | | 三二七・〇〇六 | 一、九三三 | 三六〇・三三四 | 一、八五五 | | |
| | 計 | 三、五五五・三九八〇 | | 六六六・五三七 | 二、五〇〇 | 七四〇・九二五 | 二、一九三 | 三、三五六 | 三、三九九 |

第二十項 磐船村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、傍示村・寺村・森村・私市村の四ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の域内に磐船あり、依て其の各を採りて磐船村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて交野郡所屬たりしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬す。

大字傍示

本地は古來交野郡に屬し、傍示^{傍示}村と稱す。東南は大和國に界し、四境層巒を負ひ、田畝人煙は其の間に介在せり。

氷室の址

蓮華寺

菅原神社

氷室の址は東北の山間にあり、氷室は日本後紀淳和天皇天長八年の條に「八月乙酉、山城・河内國各加置氷室三宇、供御闕乏也」と見ゆるもの是れにして、本地は其の一なり(他の二は氷室村大字尊)。然れども今遺跡の見るべきものなく、唯蓮華寺に氷室山の山號を殘せるのみ。

蓮華寺は字垣内にあり、氷室山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開創の年月は詳ならず、寛政二年僧良意之を中興せり。境内は五拾七坪を有し、本堂の外に地藏堂を存す。

菅原神社は同字にあり、菅原道眞を祀れり。由緒は詳ならず。もと紅梅神社と稱せしが、後今の社名に改め、明治五年村社に列せらる。境内は貳百六拾七坪を有し、本殿の外に拜殿・神樂所を存す。氏は本地一圓にして、祭日は七月二十五日なり。

本地は元祿七年より徳川氏代官の支配たりしが、寶永二年本多伯耆守正永の領地に轉じ、享保五年再び徳川代官の支配に歸し、文久二年京都守護職松平肥後守容保の役知となり、明治元年の初め新に御料となりて、北條相模守の當分取締に移り、同六月大阪府司農局の支配に換り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第五區に屬し、同七年一月二十二日第三大區四小區に改まりて、同四月十三日其の十三番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區四小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の

管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十七年七月一日第二十三戸長役場の管理區域に入りて、同十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字寺

古地は古來交野郡に屬し、寺村と稱す。村名は寺院のありしより起れるものならん。字地に北上・北下・南上・南下といへるあり。地勢は東南に山を負ひ、西北は稍陵夷せり。

嬰兒山は東方にあり、一に龍王山と呼べり、其の絶頂に龍王祠のあるに依れり。祠は旱天に雨を祈れば必ず靈驗ありといふ。山に巨巒多し、基峙せるあり、偃臥せるあり、一巒は一態を呈し、暴虎の如く、狂獅の如く、しかも老松其の上に盤桓して常に翠雨を降らし、頗る詩趣あり、又瞻望に富めり。古來の名區にして、乳母谷・溜石等は特に其の名あるものなり。

夫 木 わかことつゝぬれば鳴くと郭公みとりこ山に入りてこきけ

讀入しらす

住吉神社

住吉神社は南方にあり、住吉大神を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年六月私市村の天田神社に合祀せられしも、同十二年七月三十日復舊して村社に列せらる。境内は壹百八拾四坪にして、本殿・拜殿の外に土藏を存す。氏地は本地一間にして、祭日は十月十六日なり。

正行寺

正行寺は字中出垣内にあり、龍雲山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳

ならず。境内は參百參拾九坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・納家を存す。

本地村高は參百四拾貳石四斗八升にして、内參百拾四石壹斗四升は寛永十年より永井信濃守尙政の領地となり、其の貳拾八石參斗四升は石清水八幡宮の社領（社領附與の年月詳ならず、寛永十三年九月諸國の社領なり）となりしが、石清水八幡宮社領は明治元年五月十日の公布に依りて大阪府司農局の支配となる

（上地は四）。又永井氏領は元祿初年同氏上地せり（永井尙政より傳へ、上地の時は傳五郎と村記に見ゆ、即ち寛文四年下野國島山に移りて上、四年の改帳に永井伊賀守尙庸の領地に寺村の名なし、尙庸尙富相繼ぎ地せし諸村と同じからざるべし）、依て徳川氏代官の支配に歸し、寶永二年本多伯耆守正永の領地と轉じ、享

保十五年再び徳川代官の支配に歸し、文久二年京都守護職松平肥後守容保の役地となり、明治元年の初め新に御料となりて北條相模守の當分取締に移り、同六月大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字傍示に同じ。

大字森

本地は古來交野郡に屬し、無垢村と呼びしが、後改めて森村と稱す。字地に北町・南町といへるあり。地勢は東南に山を負ひ、西北に向ひて漸く低卑となり、人家は其の中央に位置せり。

川東神社

川東神社は字東之にあり、品陀和氣命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内

須彌寺

は壹百七拾九坪を有し、本殿のみを存す。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十六日なり。
須彌寺は字堂の前にあり、圓通山と號し、淨土宗來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。空海の開基なりと傳へて眞言宗なりしが、後今の宗に改む。境内は參百四拾坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。外に觀音堂・大師堂及び二字の地藏堂あり。

大道庵

大道庵は字垣内にあり、前記淨土宗須彌寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は四拾坪を有し、本堂兼庫裏を存す。外に地藏堂あり。

本地は寛永の初め大坂西町奉行島田越前守直時の役知たりしが、尋で徳川氏代官の支配に歸し、寛永十年永井信濃守尙政の領地に轉じ、萬治元年其の男麾下永井外記尙春の采地となり、延寶年間復た同永井伊賀守尙庸の領地となり(尙春・尙庸共に尙政の子にして、尙春は麾下、尙庸は高取萬石を領して枚野村大字を治せざるを見れば、寛文十年京都所司代となり加封の時あるか、姑く村記に従ひ本文に記す)、其の子尙富に至り貞享四年下野國鳥山城に移りて上地し、翌元祿元年再び徳川代官の支配に歸し、同七年大久保加賀守忠朝の領地となり、同氏世襲して同加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて同六月大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字傍示に同じ。

大字私市

本地は古來交野郡に屬し、私市村きさいちと稱す。字地に川原西の町・川原東の町・小路・畑西の町・畑東の町・馬場・坂口・院殿といへるあり。村名の私市は私部市の略にして、大字私部と同じく何れの時にか后邑たりし遺稱ならんか。東南に山脈展列し、青嶂峩々として其の一峽を爲せる所に、星田村より天の川落ち來りて通じ、緩急 回して崑石悉く詭譎變幻を極め、一大巖之に跨れり。謂ゆる磐船是れにして高さ六丈・長さ五丈、其の形船の如し。即ち岩船神社の神躰にして、表筒男命・中筒男命・底筒男命・息長帯姫命を祀る。境内は壹百貳拾五坪、無格社にして祭日六月三十日なり。傳へいふ、饒速日尊の天津御祖の詔を稟けて、十種の神寶を授かり、哮峯に降り給ひし時に用ひられし天磐船なりと。背面に加藤肥後守の五字を勒せり、其の緣由は詳ならざれども、大坂築城のとき、清正は此の石を輸送せんとして名字を勒せしも、動かざりければ、終に其の儘になりしとの傳説あり。(南河内郡白土村船あり、參看すべし)

船 船
岩船神社

南遊紀行

岩舟とは大磐方十間も有へし、長くして舟の形にたり、谷によこたはれり、其外家のことく橋のことく、或は横ばり或は側た

てゐる大石多し、岩船石の南の面をけつり、住吉明神の字を彫つけて産布の戸帳を掛たり、其南の大石には不動を刻付たり、六月晦日に爰に参詣の人多しと云ふ、船船石の下を天川流通る奇境也、凡大石は何地にも多けれ共、かくのごとく大石の多く一所にあつまれる處をいまた見ず、

普見山
獅子窟寺

普見山は東部にあり、山峯秀麗にして層巒疊翠せり、山名は獅子窟寺の山號普見山に因めるならん。寺は山の半腹にありて其の名は復た獅子窟のあるに依れり。眞言宗大覺寺派山城國槇尾山西明寺末にして樂師如來を本尊とす。僧正行基の開基なり。寺傳にいふ、初め役小角金剛山より錫を飛ばして此に來り、峭岸を夷げ榛莽を披き、稱して樂師如來の淨土となせしが、聖武天皇の御宇行基は勅命を承けて此に來り、梵刹を草創して自作の樂師佛を安じ、堂塔の外僧房十二院を置き、壯嚴佳麗を極め、後天長年中弘法大師も此に寓し、壇を立て、佛眼明妃の法を修し、降て文應・弘長の頃に至りて大に衰兆を呈せしが、偶龜山上皇は御不豫中靈夢に感じて臨幸し、祈願あらせられて御平癒ありしかば、有司に命じて既廢を興し、殿堂門廡復た煥然として復舊一新せり。正平年間に至り、當寺衆徒は津田城主中原範高に屬して、尊經寺衆徒・津田寺衆徒及び交野の三十九士と共に楠正儀に扶持せられしといへば、其の衆徒は武人に伍して兵馬の巷に威を振ひしものならん。文祿・天正の頃より復た衰微し來りしも、南遊紀行に佛堂美麗なりと見ゆれば、元祿の頃迄は尙昔の俤を殘せしものなるべし、今は荒廢して凄燈の低く迷へるのみ。境内は參千五百拾六坪を有し、本堂・方丈・鐘樓・經堂・仁王門を存し、

本堂には聖武天皇及び龜山院の尊牌を祀らる。獅子窟は本堂の傍なる石礎上にあり、其の狀狻猊の口を開きて吼ゆるが如し、是れ此の名ある所以なり。一に金剛大般若窟と呼び、窟裡に弘法大師及び大日如來の小石像を安置す。奥の院は數町を隔てたる山奥にありて、復た龍岩窟と稱し、不動尊の石像を安置せらる。而して寺域は高所なるを以て、東は京都・西は大阪を望み、平野に散在せる大小部落は指呼の裡に入り、風光宛然圖せるが如く、且老松は盤桓し、奇石あり清泉あり、天の川は山下數町の外を流れて趣を添へ、何れの頃よりか獅子窟を初めとして龍岩窟・無底洞・紫竹林・牛臥石・天福石・觀音石・虎嘯岩・辨天石・寶蓋松・龍燈松・瑠璃殿・寶林藏・寶蓋塔・清涼壇・古篁陵・貝根泉・漢天河を當寺の十八景に數へらる。瑠璃殿は本堂をいひ、漢天河は天の川、寶林藏は經堂、古篁陵は百重原陵を指し、貝根泉は貝多羅樹の下にあるを以て此の名あり。附近の林中に聖魯坊・最眞坊等の字地を存するは、往時に於ける支院の名を傳ふるものならん。寺寶少からず、本尊樂師如來の座像壹軀は木造にして、大正三年八月二十五日國寶となる。(大正八年五月四日堺の利巳が伴ひて登山す、山中雜鷲の聲を聞く、疲勞甚だし)

新後撰

靜仁法親王(註)獅子の岩屋に籠り侍りける折にまかりて歸るとて讀み侍りける

夜もすからわけつる道の露よりも思ひおくにそ袖にぬれける

僧正教範

同返し

立かへる山路もふかき白つゆのおくる、袖はぬれまきりける

靜仁法親王

獅子窟寺

藤木田居

十里松林路欽迷 金輿跡 春鳥啼 當年獅子窟猶在 落日風來碧海西

百重原陵

同寺の本堂前なる、龜山院の御寄附に成りしと傳ふる石礎を下り、仁王門の側より右折して細徑を進めば、二町許にして字百重ヶ原に至る。鬱葱せる老椎の下に拾貳坪許の坦地あり、一段高くして前面に石垣を築き、背後は小丘を爲せり。裡に二基の石塔あり、是れなん舊記に見ゆる後龜山院の百重ヶ原御陵にして、里人は傳へて同院及び同皇后の御陵なりといふ。然れども龜山院は城州嵯峨龜山の上にて火葬し奉り、御骨を淨金剛院・南禪寺・金剛峯寺の三ヶ所に藏められしといへば、名所圖會の記せるが如く、車駕を廻らせ給ひしとき御喜捨ありしを以て、其の報恩の爲めに同天皇及び同皇后の塔を建てしものならんか。

陵基一偶抄 龜山院交野百重原陵。在私市村獅子窟山寺、

貝原氏諸州巡 獅子窟は私市の巽なり、麓より本堂まで十二町有、本堂西に向へり、其一段高き所に大勢の窟有、龜山院の御陵

は窟の上により、遺勅に依て此所に葬り奉る、其の境すぐれたる地なり、石階二重、佛堂も亦美麗也云々、

神州 奇苑 龜山院御不豫の時、獅子窟寺の法師に祈を仰付けられ、當山に臨幸ありて怒ち牛燈し給ふ、即伽藍再興、又遺勅

によりて當山に葬奉る、今に御陵遺跡たり云々。

蓮華寺

蓮華寺は字久保の内にあり、眞言宗高野派寶城寺末にして大日如來を本尊とす。創立の年月は詳な

らす。境内は壹百九拾四坪を有すれども、今は衰微して本堂を残せるのみ。

雲林寺

雲林寺は同字にあり、紫金山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百八拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に地藏堂あり。

實想院

實想院は同字にあり、淨光山と號し、曹洞宗永平寺派景雲寺末にして藥師如來を本尊とす。由緒は詳ならず、尼寺なり。境内は貳百五拾四坪を有し、本堂のみを存す。

松寶寺

松寶寺は同字にあり、月秀山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百參拾五坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に地藏堂あり。

西念寺

西念寺は字中通にあり、盤川山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百貳拾八坪を有し、本堂・庫裏を存す。

觀音寺の址

觀音寺の址は字院田にあり、寺は龜王山と號し、龜山上皇の神牌を安じ、同上皇の普見山に御幸のとき、行宮を爲し給ひし所にして、後大悲の像を安置して千手寺と號す、故に院田の號あり。後二條天皇の嘉元二年勅して本堂を再興し、寺領を寄附し給ひしかば、坊舎悉く備はり、諸堂巍然たりしも、慶長の役に荒敗して僅に十三層の石塔を存せしが、貝原益軒の南遊紀行に當寺のこと見ゆれば、元祿二年の頃には再興せられて存したるならん、其の廢寺となりし年月は詳ならず。

天田神社

天田神社は字天田にあり、底筒男命・中筒男命・表筒男命・息長帯姫命を祀れり。創建の年代は詳

若宮神社

ならず。明治五年村社に列せらる。境内は五百九拾四坪にして、本殿・拜殿・社務所を存す。末社に八幡神社あり。氏は本地及び大字森にして、祭日は十月十四日なり。

若宮神社は字久保にあり、底筒男命・中筒男命・表筒男命・息長帯姫命・品陀別命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は七百參拾坪にして、本殿・拜殿を存し、末社に春日神社あり。祭日は十月十六日なり。

本地は寛永十年より、分れて一部は大坂東町奉行久貝因幡守正俊の役知となり、一部は永井信濃守尙政の領地となりしも、共に石高詳ならず。寛文二年復た其の四百貳拾參石四斗貳合(南方と)は麾下越智權之丞の采地となりしが、永井氏領は元祿三年上地し(村記に依れば、永井信濃守より永井帶刀に傳へ、上地の時は永井徳五郎とす、寛文四年改帳には永井伊賀守領地。所に私市村)、徳川代官の支配となる。又大阪東町奉行久貝氏の役知は、慶安元年同松平準人正重綱・寛文三年同石丸石見守定次・延寶七年同設楽肥前守貞政・貞享三年同小田切土佐守直利の各役知となり、元祿四年復た徳川代官の支配となる。依て村高五百八拾參石六斗五升八合の内、壹百六拾石六斗壹升六合(北方と)は徳川代官の支配にして、其の四百貳拾參石四斗貳合は依然麾下越智氏の采地たりしも、越智氏の采地は世襲して同主馬に至り、明治元年五月廿四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となる。又徳川代官支配地は寶永二年本田伯耆守正永の領地となり、傳へて豊前守正矩に至り、享保十五年駿河國田中に移りて上地し、再び徳川代官の支配に歸し、文久二年京都守護職松平肥後守容保の役知とな

り、明治元年の初の新に御料となりて北條相模守の當分取締に移り、同六月大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字傍示に同じ。

| 大字 | 字 | 石高 | 明治八年改正 有租地反別 | 明治九年一月一日 現在人口 | 町村制施行 町村制施行 町村制施行 大正元年十月一日 大正九年十月一日 | 町村制施行 町村制施行 町村制施行 大正元年十月一日 大正九年十月一日 | 町村制施行 町村制施行 町村制施行 大正元年十月一日 大正九年十月一日 | 町村制施行 町村制施行 町村制施行 大正元年十月一日 大正九年十月一日 |
|----|---|-----------|-----------------|------------------|---|---|---|---|
| 大 | 傍 | 五九・五五〇 | 三三・一一二 | 三三 | 三三 | 三三 | 三三 | 三三 |
| | 寺 | 三三〇・〇〇〇 | 三三・五七 | 三三 | 三三 | 三三 | 三三 | 三三 |
| | 森 | 三三〇・〇〇〇 | 三三・七五 | 三三 | 三三 | 三三 | 三三 | 三三 |
| | 私 | 三三〇・〇〇〇 | 三三・七五 | 三三 | 三三 | 三三 | 三三 | 三三 |
| | 計 | 一、三三〇・〇〇〇 | 四三・八二二 | 一、三三三 | 一、三三三 | 一、三三三 | 一、三三三 | 一、三三三 |

第二十一項 氷室村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、杉村・尊延寺村・穂谷村の三ヶ村は、當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の域内には氷室の古跡ありて歴史上著名なるに依り、其の名を採りて氷室村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて交野郡所屬たりしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬す。

大字杉

本地は古來交野郡に屬し、もと津田郷の内にして、郷は一に氷室郷とも呼びしといふ。もと杉本村と呼びしが、後單に杉村と稱す、其の改まりしは慶長年中ならん。村名は杉の大木ありしより起れり、其の址は今も杉と呼ばれ、舊樹は已に枯れて植繼の新樹となる。其の地は三之宮神社の舊址なりと傳へて、九月九日には同社の宮座より獻供あり。字地に越前林・貢谷といへるあり。津田山中の溪間にありて、穂谷川は其の中央を貫流せり。

氷室の址

氷室の址は南方峯巒の河内・山城兩國の境を驅れる字下の谷にあり、左右岩壁峭立して北に向ひ、一條の溪水涓々として其の間より流る、里俗は之を氷室谷とも呼べり。日本後紀淳和天皇天長八年の條に「八月乙酉、山城・河内國各加置氷室三字、供御闕乏也」と見ゆる氷室三字の一なり。又字小井出には妙美泉ありて清冽甘味、寒暑に増減なく、行人の掬する所たりしが、明治初年道路の開鑿に際し、其の道敷となりて今はなし。

若宮神社

若宮神社は字室の背にあり、八幡大神を祀れり。創建の年月詳ならず。津田城主津田主水正の守護神として崇敬せし社なりといふ。明治五年四月尊延寺村の嚴島神社に合祀せられしも、同十二年十月二十日復舊して村社に列せらる。境内は九拾坪にして本殿・拜殿・土藏を存す。末社に天満宮あり。

西方寺

氏は本地一圓にして、祭日は十月十九日なり。

西方寺は同字にあり、金光山安樂院と號し、淨土宗佐太派來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百四拾壹坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は元和二年より麾下久貝因幡守正俊の采地となり、同氏世襲して同忠左衛門に至り、文久三年五月沒收せられて徳川代官の支配に歸し、慶應元年九月復た其の采地に復せしも、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉す。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第六區に屬し、同七年一月二十二日第三大區四小區に改まりて、同四月十三日其の八番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區四小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となりて、同月二十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十七年七月一日第二十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字尊延寺

本地は古來交野郡に屬し、もと津田郷の内にして、芝村と稱せしが、後尊延寺村と稱す。村名は尊

氷室の址

延寺の名に因めるものにて、其の改名せられしは慶長年中ならん。津田山中溪間の僻邑なり。西部の山間に室谷といへるあり、其の地は氷室のありし址なりと傳ふれども、今は耕地となりて遺跡の見るべきなし。氷室は日本後紀淳和天皇天長八年の條に「八月乙酉、山城・河内國各加置氷室三字、供御闕乏也」と見ゆる氷室三字の一なり。

尊延寺

尊延寺は字寺垣内にあり、今は池之坊と稱せらる、幡多山と號し、眞言宗金剛峯寺末にして不動明王を本尊とす。創建の年月は詳ならざれども、舊寺にして、正平年間においては當寺海藏坊初め同宿三十九人は津田城主中原範高に屬して、津田寺衆徒 獅子窟寺衆徒及び交野の三十九士と楠正儀に扶持せられしといへば、其の衆徒は武人に伍して兵馬の巷に威を振ひしものならん。諸坊中には興廢ありしなるべきも、文明十八年の記録帳に海藏坊・中性院・池之坊・中之坊・東性坊・奥藏坊・金勝院・靈光院・東之坊・北之坊・常嚴院・學頭正藏院(以上十二院)・長覺院・觀音院・大門坊・信光院・勤藏坊・角之坊(以上六院)、承仕法師十八人・公人侍八人・同寺公衆藤田和泉・川橋中務・田中治部・川島信濃・田内宮内・永田式部・藤江大膳・野村大炊と記すれば、十餘坊を有する大寺院にして、其の如何に繁榮せしかを推想するに餘りあり。三之宮神社の宮寺にして、同社に關する舊記中、同宮治承二年の再建に尊延寺脇之坊良海・永仁六年四月の寶殿建立に尊延寺別當上西原淨海・天正六年六月上尊の上遷宮に池之坊祐仙・慶長七年四月上尊の正遷宮に池之坊祐春寺の名見ゆれば、古くより同社の宮寺となり來り

善助坊

しものにて、隆昌を極めし寺運も時勢の推移と共に衰頽に傾き、諸坊廢絶しける内に池之坊のみ存續し來りしものならん。境内は四百七拾九坪にして、本堂・庫裏の外に不動堂・地藏堂・五大堂を存す。古碑に曆應三年の文字を刻せるものあり。

善助寺は字笠松にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳拾八坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

來雲寺

來雲寺は字里にあり、尊延山河内院と號し、淨土宗佐太派來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百參拾七坪を有し、本堂・庫裏を存す。

嚴島神社

嚴島神社は同字にあり、市杵島姬命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列し、大正四年六月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳百八拾坪を有し、本殿・拜殿・神饌所・社務所を存す。末社に春日神社・稻荷神社あり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十五日なり。

本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年其の男麾下永井甲斐守尙申(或は尙冬に作る)の采地となり、同氏世襲して同大之丞に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉す。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字杉に同じ。

大字 穂谷

本地は古來交野郡に屬し、もと津田郷の内にして、穂谷村と稱す。字地向庄・中の側・前路・鳥居といへるあり。津田山中の溪間に人家は星散せり。もと東南極にありて僅少の戸數なりしが、中古今の地に移轉せり。村名は産土神の鎮座ありし米塚の名に因みて起りしものならんといふ。

米塚は南部にあり、東西壹百拾間・南北壹百貳拾間・廣さ七反九畝拾歩にして、若宮神社の舊地なり。社はもと穂谷神社と稱し、邑の産土神たりしが、明治五年津田村大字津田の郷社三宮神社に合祀せられて今はなし。其の地の米塚なるより樹林を復た米塚林と呼べり。

おく山のかり穂谷間につみあけて貢をなす賤の米塚
米つかのふもとの庵に世々かけて長く傳へし法の恵を
同 蓮 如

長傳寺は字向庄にあり、米塚山穂谷院と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は五百貳拾壹坪を有し、本堂の外に鐘樓を存す。

西雲寺は字中之側にあり、穂谷山九品院と號し、淨土宗佐太派來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百六拾五坪を有し、本堂兼庫裏の外に釋迦堂・觀音堂あり。

奥志賀池及び奥の谷池あり、奥の谷池は廣さ壹反貳畝拾八歩にして、奥志賀池は四反貳畝貳拾參歩

米塚

長傳寺

西雲寺

奥志賀池及び奥の谷池

なり、共に上武治水氏の先代なる上武治左衛門寛助の發意苦心の餘に成りし所なり。治左衛門は本地の庄屋たりしが、本地の水利に乏しくして旱害の多きを憂ひ、里民に商議し、領主及び關係奉行所の許可を得、文政九年七月より奥志賀池築設の工事に着手し、翌十年四月に至りて落成したるも、部落を距る西南拾數町穂谷川水源池廣谷山の字奥志賀に築かれたるものなるを以て、池水を部落の附近なる田地に引用せんとするには、其の水を一旦穂谷川に落し、字大藤尾より更に水路を穿たざるべからず、依て直に之が工事に着手して、斷崖の山腹に延長參百間餘の水路を完成し、文政十一年五月初めより池水を引用して村内田面拾四町歩餘に灌漑せり。之が爲め久しく旱害に苦み來りし里民は、初めて其の塔に安んずるに至る。奥の谷池は嘉永三年の築設なり。里民は其の功を徳とし、明治十二年五月同家門前に一碑を建て、之を紀念し、表に遺愛碑と刻せり。

本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年其の男麾下永井外記尙春の采地となり、同氏世襲して同吉之丞に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字杉に同じ。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|-------|---|-----------------|------------------|----------------|------------------|---------------------|
| 大 | 字 | 舊 | 石 | 高 | 明治八年改正 有租地反別 | 明治九年一月 一日現在人口 | 町村制施行 町村制施行 | 大正元年五月 末日現在人口 | 大正九年五月 一日國勢調査の人口 |
| 杉 | | | 六・七〇〇 | | 五・六三三 | 三六 | 七・七七七 | 三三 | |

| | | | | | |
|-----|---------|----------|-------|---------|-------|
| 尊延寺 | 一八五・二〇〇 | 一三三・八三・五 | 五三 | 一八五・七〇〇 | 五八 |
| 穂谷 | 三三三・〇〇〇 | 四三・四六四 | 三八 | 二八・三六 | 四二 |
| 計 | 五〇八・二〇〇 | 一八九・九二四 | 一、〇〇〇 | 五八・九三三 | 一、三三三 |

第二十二項 菅原村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、長尾村・藤坂村の兩村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、産土神菅原神社の名を採りて菅原村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて交野郡所屬たりしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬す。

大字長尾

本地は古來交野郡に屬し、津田山中の廣野と呼べる所なりしが、寛永二十年時の領主久貝氏は、其の家宰細谷善兵衛に命じて之を開墾せしめ、初めて一村を爲して津田新田河内志には一名藤坂新田とせりと稱せしが、後貞享三年八月に至りて長尾村と改稱す。字地に北坂・高野道・松川・屋敷裏といへるあり。菅原神社は字宮の前にあり、菅原道眞を祀れり。寛永二十年久貝因幡守正俊本地開墾の後、其の子

菅原神社

勝圓寺

正俊寺

因幡守正世の慶安三年に齋地を下して社殿を造營し、氏神として勸請せしもの當社の起原にして、其の後大破しければ、鈴木代右衛門は久貝家の命を受けて文化四年に再建せり。明治五年村社に列し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は壹千四百五拾六坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・神饌所・社務所・土藏等を存す。末社に北山神社・貴船神社・稻荷神社・高倉神社あり。氏は本地一圓にして、例祭は十月十九日、夏祭は七月二十五日なり。

勝圓寺は同字にあり、日應山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛文十二年の建立・松廓の開基なり。境内は八百七拾壹坪を有し、本堂・庫裏を存す。

正俊寺は字フログ谷にあり、長尾山と號し、下野國都賀郡曹洞宗大中寺末なり。領主久貝因幡守忠左衛門正世の慶安二年飯盛山麓なる中野村の舊寺竹之坊を移して、亡父因幡守正俊追福の爲めに建營し、亡父の名を寺名に冠せしもの即ち當寺にして、開山は關仁和尙なり。本尊は釋迦牟尼佛にして等身の座像なり、俗に黒佛と呼ばれ、もと竹之房の本尊たりしものにて優秀の作なりといふ。庭前に十三層の石塔あり、また竹之坊より移せるものに係る。又墓地に久貝家の墓ありて一區郭を爲し、家臣細谷善兵衛の墓も墓地にあり。善兵衛は即ち前記の如く領主正俊の命を受けて本地を開墾せし人にて、表面に村興院殿梅林如休居士と題し、横に寛文六丙午歲二月五日と刻せり。境内は壹千壹百貳拾四坪を有し、本堂・庫裏を存す。

瑠璃光庵

瑠璃光庵は字屋敷裏にあり、東方山と號し、前記曹洞宗正俊寺末にして藥師佛を本尊とす。推古天皇二十年高麗の沙門德弼法師藥師佛を携へて來朝し、上宮太子は當國交野郡山田里に多慶山萬法藏院を建立して之を安置せられたるに、星霜を経て堂宇傾廢し、剩へ兵燹に罹りて燒失し、尊像も土中に埋没せられて見えざりしが、正保四年領主の家臣細谷某なるもの靈夢に感じて之を藥師谷に穿ち得しかば、明暦三年當所に精舎を建立して尊像を安置し、圓照尼を請じて開山たらしめたるもの即ち當寺なり。境内は壹百五拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。

清恭寺

清恭寺は字枚方道にあり、曹洞宗萬福寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。延寶六年僧大圓の開創なり。境内は五百拾坪を有し、本堂のみを存す。

稱念寺

稱念寺は字招提道にあり、平松山無量壽院と號し、淨土宗智恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。承應二年二月僧來譽傳達の開創なり、初め津田村にありて淨土寺と號せしが、寛文元年當地に移りて今の寺號に改む。境内は六百九坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。外に觀音堂あり。

久貝氏陣屋の址

久貝氏陣屋の址は字屋敷裏にあり、東西六拾間・南北參拾間・廣さ壹千八百坪の坦地なり。陣屋は元祿二年久貝因幡守正方の初めて築く所なりしが、久貝忠左衛門に至り、明治の初年に上地せられて今は畑地となれり。

本地は徳川氏の初より麾下久貝因幡守正俊の采地に屬し、寛永二十年開墾して村高貳百四拾四石參

斗貳升貳合を得、後寛政五年更に新田四石四斗四升五合を得、同氏世襲して同忠左衛門に至り、文久三年五月沒收せられて徳川氏代官の支配に歸し、慶應元年七月再び久貝氏の采地に復せしも、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉す。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第六區に屬し、同七年一月二十二日第三大區四小區に改まりて、同四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區四小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十七年七月一日第二十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 藤坂

本地は古來交野郡に屬し、もと津田郷の内にして、藤坂村と稱す。初め津熊村・藤坂村の二ヶ村たりしが、後津熊村の住民藤坂村に移轉しければ、同村名は自然消滅して單に藤坂村となれり。津熊村の移轉せし年月は詳ならざれども、三宮神社の天正六年社殿修繕費奉加帳に、同村より米壹斗を寄附せしこと見ゆれば、其の移轉したるは同年以後ならん。屋敷跡は今其の字を西先といひ、里民に津熊を

姓とせるものあり、是れ同村在住者の裔なり。

菅原神社

菅原神社は字宮山にあり、菅原道真を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳千貳百拾貳坪にして、本殿・拜殿・神饌所を存す。未社に貴船神社あり。氏は本地一圓にして、例祭は十月十九日・夏祭は七月二十五日なり。

博士王仁の墓

博士王仁の墓は菅原神社の上方なる字御墓谷にあり、もと壹百貳坪の裡に圓形なる自然石の碑ありて、其の前面左右に石の花生筒並び、其の間に壹尺五寸角位の回向石と石の手水鉢一個を存し、里人はおにの塚と呼びて畏敬し、齒痛及び瘧に罹れるもの之に祈れば靈驗ありと稱し、三七繩を以てその碑を縛して祈り、祈りて癒ゆれば其の縛を解くを例と爲せしも、其の博士王仁の墓たることは殆ど知るものなかりしが、享保年中五畿内志編纂の爲めに巡回せる並川永は、此の古墳を認めて其の終に澆滅せんことを歎じ、領主に進言しければ、領主久貝彌右衛門は之を容れ、高さ參尺の石に博士王仁墓と刻して其の後方に建てしが、其の後文政十年に至り招提村の人家村益徳の、有栖宮家の臣大石兵庫と謀りて更に之を表彰したるもの、實に臺石三重の上に建てたる高さ參尺の巨碑なり。表面に刻せる博士王仁墳の五字は有栖川宮殿下の御染筆にして、其の碑は舊碑を距る數十歩の所に据えられしかば、碑は舊碑・新碑・新々碑の三基となる。當時家村益徳の家に王仁の舊記を所藏せしに、有栖川宮家の儒臣綾井某なるもの之を聞き、大石兵庫と謀り家村益徳と議して、當墓石柵補修の資を募集せんが爲、

め、其の古記を携へて播・丹に赴き、遂に踪跡を失して、舊記も亦世に出ずといふ、惜むべし。而して墓は此の兩碑成りて王仁の墓たること明になりしも、其の墓域狹隘にして荒廢のまゝなりしかば、山中與三郎・寺島彦三郎の兩氏首唱者となりて、一は王仁の靈を地下に慰め、一は文學の始祖たる其の偉功を天下に表彰せんとし、明治二十五年八月より村内有志の寄附金を以て、周圍の民有地壹千五百貳拾參坪を買収して墓地の大擴張を爲し、更に同二十七年四月より寄附金に依りて其の周圍に石垣并に土堤を築き、兆域初めて整ひ、同三十二年大阪府に於て仁徳天皇一千五百年祭の行はるゝに際し、其の附祭として同年九月二十八日一大祭を挙げ、以來樹木を栽植して風致を添へ、茶所を建設して參拜者の休憩に便する等、施設經營せられて今に至る。其の墓域擴張以來の施設經營に要したる費用は、前後を通じて壹萬圓の上に出でしといふ。尙舊碑の前に建てる石燈籠は、明治三十六年大阪府南區問屋町木村音右衛門の寄附なり。而して此の墓を里人の「おにの塚」と呼びし「おに」は王仁の訛にして、王仁は謂ゆる博士王仁なり。博士王仁は其の先漢の高祖に出で、應神天皇十六年二月來朝して論語十卷・千字文一卷を獻じ、皇太子菟道稚郎子の師となりて、我邦に於ける漢文學の端緒を開き、其の子孫は相繼ぎて文筆に従事し、遂に後世我國の文學をして燦爛たる光輝を放たしむるに至る。博士王仁は本地に住せしと傳ふれども、其の址は今詳ならず。

日本書紀

應神天皇十五年秋八月の條 阿直岐亦能讀經典、即太子菟道稚郎子師焉、於是天皇問阿直岐曰、如勝汝博士亦有耶、

對曰、有王仁者是秀也、時遣上毛野君祖荒田別巫別於百濟、仍徵王仁也、同十六年春二月、王仁來之、則太子萬道雅師于師之習、諸典籍於王仁、莫不通達、故所謂王仁者、是書首等之始祖也。

古事記

應神天皇の段 又科賜百濟國若有賢人者貢上、故命以貢上人名、和邇吉師、即論語十卷・千字文一卷並十一卷、付是人即貢進 此和邇吉師 實文書等類

古語拾遺

至於輕島豐明朝、百濟王貢博士王仁、是河内文首始祖也、至於後磐余稚櫻朝、三韓貢賦、奕世無絕、齋藏之傍、更建內藏、分收官物、仍令阿知使主與百濟博士王仁記其出納、始更定禮部、

古今

なにはつにさくこの花冬こもり今は春へとさくこの花

王

仁

明尾寺

明尾寺は字西先にあり、多慶山と號し、真言宗仁和寺末にして十一面觀世音を本尊とす。本尊は用明天皇の御宇、高麗國より德胤法師の持來りて聖德太子に奉り、同太子に仕へし麻魯古の御藍を建立して之を安置せしもの即ち當寺なり。然れども河内名所圖會には、初めは中將姫の開基にして、土人は元當麻と呼ぶと記せり。南都興福寺官務法印三綱記に依れば、當寺衆徒は五ヶ郷土等と南朝に屬し、正平年中楠正儀に従ひて男山に奮戦せしこと見ゆれば、當時は寺門隆昌を極めしならん。然るに元和元年大坂落城の際兵火に罹りて焼失し、翌二年僧圓以之を再建したるも、漸次衰微して今に至る。境内は四百四拾坪を有し、本堂・庫裏・土藏・鐘樓・門を存す。外に護摩堂・地藏堂あり。

明善寺

明善寺は部落内にあり、寶珠山と號し、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。津田村大字津田善應寺の開基たる僧淨賢の開創なり。其の年月は詳ならざれども、善應寺は大永三年二月の創立な

四法寺

りといへば、當寺の成りしも同年間ならんか。元和元年大坂の役に際し、兵火に罹りて焼失し、同六年再建したるも、天保三年十二月七日再び火災に罹りて灰燼となり、同五年三月再建して今に至る。本堂は殆ど樺材を以て成れる七間四面の大建築にして、結構莊嚴附近各村の寺院に冠たり。境内は八百拾七坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。西法寺は部内にあり、幽谷山と號し、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならざれども、過去帳に寛文二年のものあれば、同年以前なるは明なり。境内は貳百貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。

舊馬塚・同
黃金塚

北方なる北谷に馬塚といへるあり、博士王仁の愛馬を埋めし所なりと傳へ。又招提村に通ずる西北方の野徑の傍に參拾坪許なる黃金塚といへるあり、正月の元旦には鶏鳴の聲聞ゆと傳へしが、兩塚とも已に開發せられて今は畑地となる。本地は元和二年より麾下久貝因幡守正俊の采地となり、其の後の領主及び區畫の變遷は、大字長尾に同じ。

| | | | | | |
|----|----|-------|--------|-------|-----------|
| 大字 | 長尾 | 石高 | 明治八年改正 | 町制施行 | 大正元年五月 |
| | | | 有租地反別 | 町制施行 | 大正元年十一月一日 |
| | | | 一日現在人口 | 當時の反別 | 當時の人口 |
| 長 | 尾 | 二、四七五 | 二、九七三 | 三、五九〇 | 一、二七七 |
| 藤 | 坂 | 四、六五三 | 一、九四四 | 六三九 | 三、六六三 |
| | | | | 六三九 | 一、二七七 |

計

一

七三三三

一七三三

一〇三三

五〇五五

一九三

一〇〇三

一〇〇三

第二十三項 牧野村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、禁野村・磯島村・渚村・小倉村・坂村・宇山村・養父村・上島村・下島村の九ヶ村は、地形民情共に合併するを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地の多くは往時の牧野郷に屬するに依り、其の舊稱を採りて牧野村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて交野郡所屬たりしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬し、同二十九年度より着手せられし淀川改良工事の爲め、九町七畝拾壹歩の地は買収せられて同川敷となる。

大字 禁野

本地は古來交野郡に屬し、もと牧野郷の内にして、禁野村と稱す、交野の原の禁野と呼ばれたる往時の稱を殘せるなり。字地に天の川・大垣内といへるあり、河内志村里の條に「禁野屬邑二」と記せば、此の字地を指せるならん。東部は高地なれども西部は一帶に低地にして、低地の高地に接する所は殆ど懸崖を爲し、大字渚・同小倉・同坂を経て、北方楠葉村大字樟葉に亘れり。此の低地部は往時に於ける淀川流域の幾變遷せし所なり。今其の一例を擧ぐれば、大字磯島はもと淀川の西岸にありて

攝津に連接し、後同川の東岸となりて本地に聯續せり。同川流路の變遷此の如くなれば、同大字の攝津に連接せし當時にありては、今の京街道の邊は淀川の流路たりしならん。然るに又天の川も其の流脈は本地より直に北に向ひて流れ、樟葉村大字船橋より舟して溯ることを得たりといふ。同川を詠せし古歌に依りて見るも、今の流路と頗る其の異なるものあるを想はしむ。依りて思ふに、此の低地部は天の川の下流なる淀川沿ひの區域なれば、堤防の築設全からずして其の奔流に委せられたる時代にありては、兩川の流路一定せずして隨時に變轉し、淀川は數派に分れ又は合し、東に若しくは西に流れて對岸攝津との間に狂漲し、天の川も流脈の北に向ひて、楠葉村大字船橋の邊に至りて淀川に合したることありしならん。後堤防を築き河道を制し、漸次開發せられて現時の形を爲せしものならんも、尙其の一部には河床たりし舊狀を存して葭原となれるあり、溜して不用の池となれるもあれば、以前に於ける此の低地部の如何なる状態にありしかは、蓋し想像外なりしものと思はる。而して其の當初に築かれたる淀川堤防は京街道筋にして、西邊なる堤防は其の後の築設なり。西邊なる堤防は即ち現在の淀川堤防筋にありし堤防にして、其の堤防は明治二十九年度より着手せられたる淀川改良工事に依りて、些少の曲折を矯められたるも、其の位置には殆ど異動なし。同堤防中大字磯島に於ける部分は、享保六年頃より成り初めしものなりといへば、同大字所屬以外の分も其の前後に成りしものと知らる。京街道筋なる堤防の成りし年代は明ならざれども、畿内治河記に、京橋より枚方に至るの

地方は汗澤なりしを、天正年中堤防を築き河道を制して伏見・大坂間の捷路となす、是に於て水の遊蕩する所遂に良田となると見ゆれば、此の枚方より本地を経て楠葉に至る間の京街道筋なる堤防の成りしも、當時若しくは其の以後なるべし。而して天の川の流路も、淀川流路の變遷に伴ひて變更せられ、堤防も築かれしものならん。

天の川

天の川は低地部を流る、古來の名川なり。水源二あり、一は田原村大字上田原の峰山なる字池奥より發し、一は大和なる南田原の龍ヶ淵に出で、涓々として砂礫を撫し來り、合して一川となり、下田原に流れ、磐船村大字私市に落ちて磐船の峽を過ぎ、交野・川越南村を経て本地に入り、宇天の川の西邊に於て折れ、枚方町大字岡新町に至りて淀川に注げり。平時は水淺くして清瑩、水底の砂礫は歴々として數ふべく、風光奇絶にして最も觀月に宜し。曾丹集にいふ、昔一人の仙女あり、此の溪水に浴して逍遙しけるに、少年あり戯れて其の衣を隠せしかば、仙女は歸るを得ずして遂に少年と夫婦になり、後三年を経て飛び去れり、故に天の川と稱すと。南遊紀行には「砂川にて水少く、其の川白くひろく長くして、恰も天上の銀河の形の如し、扱こそ此川を天の川とは名付たれ」と記せり。蓋し川名は哮ヶ峰・磐船、又は星田の星石等の故事に因みて起りしものならんか。其の名の優にして由來の美なるが爲め、古來著名の歌枕として其の名は歌人の間に喧傳し、其の京街道に架せるは鵲橋なり。

伊勢物語

昔、これたかのみこと申みこおはしましけり云々、(中)御供なる人酒をもちたせて野より出きたり、此酒をのみてんと

てよき所をもとめ行に、あまの川といふ所に至りぬ、みこにむまのかみおほみきまいる、みこのたまひける、交野を狩りて天の川のほとりに至るを懸にて、歌よみて盃させとの給ひければ、かのみまのかみよみて奉りける、

狩り、ら七夕のめに宿からんあまのかはらに我はきにけり

みこ歌を返す、誦し給て、返し給はす、紀の有常御ともにつかうまつれり、それか返し

一とせに一たひきます君までは宿かす人もあらしと思ふ

薬花物語

二月廿日(延久)天王寺に詣てさせ給ふ、此の院をば一院とそ人々申しける、後三條院とも申すめり、女院(聖)も一品

(子)も詣てさせ給ふ、(中)廿六日雨いたくふれと、さのみやはとて御船いてぬ、上達部の舟に殿上人のり交りて、ひれもすに遊び

つゝのほる、あまの河といふ所におはしまし着きぬ、

由務内侍日記

九月四五日(弘長)の程に尼崎といふ所に行くに、(中)橋おほく過ぎぬる中に、これなん天の川に侍るといふを見れば、

橋やふれて其のかたばかりそはつかに残る、

これやこの七夕つめの戀ひわたるあまの川はらの鵲の橋

山家集

天王寺へ参りけるに、交野なと申す渡過ぎて、見はるかされたる所の侍りけるを問ひければ、天の川と申

すを聞きて、宿からんといひけんを思ひ出たされてよみける

西行

あくかれし天の川原と聞くからに昔の波の袖にかゝれる

最勝院障子和歌

露わけし野への歌草かれしより御狩はつらき天の川かせ

秀能

後撰

天の河ふゆは氷に閉ちたれや岩間にたきつ音たにもせぬ

讀人しらす

續後撰

天の川とはき渡になりにけりかたの、御野の五月雨の比

爲家

新古今 むかし聞く天の川原を尋ね来て跡なき水を眺むばかりそ
 同 狩くらし交野の眞柴をりしきて遊の川瀬の月を見るかな
 續古今 天の河秋のひと世の契たにかた野に鹿の音をや啼くらん
 新古今 今日もまた天の川波たち歸り同じ交野に狩り暮らしつゝ
 續後拾 あふことは今日も交野の天の川此渡こそうき瀬なりけれ
 新後拾 みかりするかた野の雪の夕暮に天の川風さむく吹くらし
 同 宿かさぬ天の川原や憂からまし交野に春の影なかりせば
 同 七月七日天の川といふ所に日暮れしかば、船を留めて河原におり居て
 同 たなはたは思ひ知らなん天の川いそぐ渡に船をかしつる
 千首 住みなれて幾夜になりぬ天の川遠きみきは秋の夜の月
 同 狩くらし交野のみ野の天の川かは風さむし宿はなくして
 同 のむことは交野に近き天の酒何とたへて人のたへかし
 同 七夕の一夜の宿もいく夜れん天の川原のあかぬかりはに
 玉葉 天の河やと問ふ道も絶えぬへし交野の御野につもみ白雪
 同 たのますよまたあふ事もかた野なる天の川原の遠き渡は
 新千載 暮ぬなり天の川邊に宿からん日並の御狩ちよばあれとも
 柳芳三品集 水とわかつ訝えぬらん宿かりしあまの川原の冬の夜の月
 白河殿七百首

藤原真經
 左近中将公衡
 家隆
 藤原家豊
 讀人しらす
 藤原實名
 津守國助
 同
 宗真親王
 同
 三條西實隆
 後柏原天皇
 源資平
 範宗
 融覺

交野原

建仁元年歌 月のすむ天の川原に宿かれはかた野の鹿も哀れそひぬる
 合 明香集 こゝや又たなはたつめに宿かりし天の川原の夕ぐれの空
 御集 狩くれて鳥立も見えぬ雪の中にそいかと過ぐる天の川風
 晚花集 天の川はしのぬる夜は少きを交野に鷹のあはぬ日はな
 六帖詠草 波よする渚の岡のはなすゝきなきをたて、秋風吹く
 同 これやこの空にありてふ同じ名に流れて高き天の川のみ

源家長
 雅經
 順徳院
 下河邊長流
 小澤蘆庵
 同

詠曲 雲雀山

「同」それ狩場は四季の遊にて、時折節の興を増す、春「梓の眞弓春くれば霞む外山の櫻狩、雨は降り來ぬ同じくは、濡るとも花の木陰に宿らん、扱また月ば夜をのこす、雪には明る、交野の御野、禁野につゝく天の河、空に雁の聲はする、

東部の高地は交野原なり、交野は一に片野に作れり。是れなん桓武天皇以來歴代天皇の遊獵し給ひし所なり。桓武天皇以前にありては、寶龜二年二月光仁天皇の交野に行幸ありしことあるも、其の遊獵し給ひしことの史上に見ゆるは、延暦二年十月桓武天皇の行幸を初めとす。同天皇の遊獵し初められたるより御狩場となりて、同天皇及び嵯峨天皇は最も多く遊獵あらせらる。其の遊獵あらせられたる區域は、本地より大字渚・同小倉・同坂より山田村の大字中宮・同甲斐田・同片鉾・同田口を中心として、廣く其の附近に及びしものならん。御狩場となりしを以て御狩野の稱起り、一に御野とも呼べり、天子御獵の所なるに依る、其の之を三野に作れるあるは御野の借字なり。庶民の私獵を禁せられたる

を以て復た禁野と稱せられしが、其の稱残りて本地の村名となれり。其の地は今も尙秋冬の候に至れば鴻雁の族群り來り、獵區は所々に設けられて其の捕獲少からずといふ。

續日本紀

光仁天皇寶龜二年二月庚子、車駕幸交野、辛丑、進難波宮、

同

桓武天皇延暦二年冬十月戊午、行幸交野、放鷹遊獵、庚申、詔免富郡今年田租、國郡司及行宮側近高年并諸司陪從者

賜物各有差、又百濟王等供奉行在所者一兩人進階加爵、施百濟寺近江・播磨二國正稅各五千束、授正五位上百濟王利善從四位下、

從五位上百濟王武鏡正五位下、從五位下百濟王元德、百濟王武鏡並從五位上、從四位上百濟王明信正四位下、正六位上百濟王真善從

四位下、壬戌、車駕至自交野、

同

延暦六年冬十月丙申、天皇行幸交野、放鷹遊獵、以大納言從二位藤原朝臣繼繩別業爲行宮矣、己亥、主人率百濟王等

奏種々之樂、授從五位上百濟王玄鏡・藤原朝臣乙觀並正五位下、正六位上百濟王元眞・善貞・忠言並從五位下、藤原朝臣明子正

五位上、從五位下藤原朝臣家野從五位上、無位百濟王明本從五位下、是日還宮、

同

延暦十年冬十月丁酉、行幸交野、放鷹遊獵、以右大臣別業爲行宮、己亥、右大臣率百濟王等奏百濟樂、授正五位下藤原

朝臣乙觀從四位下、從五位下百濟王玄風・百濟王善貞並從五位上、從五位下藤原朝臣淨子正五位下、正六位上百濟王真孫從五位

下、庚子、車駕還宮、

日本後紀

桓武天皇延暦十一年八月庚辰、遊獵于交野、

同

延暦十二年十一月乙酉、遊獵于交野、右大臣從二位藤原朝臣獻楷衣、

同

延暦十三年九月壬辰、遊獵于交野、壬子、遊獵于交野、賜百濟王等物、

類聚國史

桓武天皇延暦十四年三月甲午、遊獵于交野、

日本後紀

桓武天皇延暦十四年冬十月己卯、幸于交野、以右大臣藤原朝臣繼繩別業爲行宮、乙酉、車駕還宮、

同

延暦十六年冬十月庚申、有啄木鳥入前殿、明日車駕將幸于交野、終斯而已、

同

延暦十八年冬十月己卯、遊獵于交野、

同

延暦十九年十月壬午、幸于交野、庚寅、車駕還宮、

同

延暦二十一年十月壬辰、幸交野、戊戌、車駕還自交野、

同

嵯峨天皇弘仁三年二月甲辰、遊獵于交野、山城・攝津・河內等國獻物、賜侍從以上及國宰掾已上衣被、

同

弘仁四年二月己亥、遊獵於交野、以河崎野爲行宮、

同

弘仁五年二月甲午、幸交野、是日鶴鶴萬數集陰陽寮北楯、人異之、乙未、遊獵于交野、日暮初山崎離宮、河內國及掌

侍從五位下安部宿禰吉子奉獻、賜四位已上被、五位並百濟王等衣、丙甲、遊獵于水生野、攝津國奉獻(中)是日車駕至自交野、

同

弘仁六年二月己未、行幸交野、庚申、百濟王等奉獻、五位以上並六位已下及百濟王等賜祿有差、乙丑、車駕自交野還、

同

弘仁七年二月壬子、幸交野、丙辰、遊獵水生野(中)是日車駕至自交野、

同

弘仁八年二月丁未、幸交野、庚戌、賜五位已上及山城・河內・攝津等國掾已上衣被、施捨佐爲・百濟・粟倉三寺各綿一百

斤、是日車駕至自交野、

同

弘仁九年二月庚午、幸交野、癸酉、車駕還宮、

同

弘仁十年冬十月乙丑、幸交野、丁卯、山城・河內・攝津三國奉獻、己巳、車駕自交野還、

同

弘仁十一年二月壬辰、幸交野、五位以上及山城・攝津兩國司賜衣被、

第三篇 國郡市町村志

第二章 河內國

第三節 北河內郡

牧野村

一三一五

同 弘仁十二年冬十月庚寅、車駕至白交野、陪從親王以下五位以上山城・攝津兩國郡司賜祿有差、
 同 弘仁十三年冬十月甲午、幸河陽宮、遊獵于交野、
 類聚國史 淳和天皇天長二年冬十月己酉、太上天皇狩于交野、左大臣陪從焉、遣中納言清原真人・夏野藏人令供奉、
 續日本後紀 仁明天皇承和三年二月戊子、先太上天皇狩獵河內國交野、
 同 承和十一年二月戊寅、行幸交野、賜扈從諸臣侍從已上及河內・攝津等國司祿、日暮車駕還宮、
 明月記 土御門天皇延仁三年十月十日、昨日無御狩、今日御片野、
 同 元久二年五月二十七日、天晴、歸參水無瀨殿、今朝御狩、御片野、
 同 建久元年九月十二日、出御前參上、即出御馬場殿、片野御狩、

交野原は特り歷代天皇の御獵場たりしのみならず、惟喬親王もしばぐ遊び給ひし所にして、一千
 年後の今に至りても其の名は嘖々として人口に膾炙し、無二の歌枕となりて、其の詠せられたるもの
 實に無數に上れり。今其の少數を掲記せん。

枕草紙 野はかた野、

中務内侍日記 九月四日(八)の程に尼崎といふ所に行くに、京を夜深く出て、鳥羽院近き程にて夜つうく明け行く空に、

木々の梢も色つきそむる比なれば、艶なる程にて中々おもしろし、遙々漕ぎ行くに河務たちて、こし方ゆく先も見えず、き
 ん野・交野といふ所するに、おとにのみ聞き渡るなと思ひてしばし見るに、遠ければ定かにあらねと、しばし野のなかり鳥の
 たつた、雉子にやあらんといへば、

古もありとはかりはおとに聞く交野の雉子けふ見つるかな

仙記 正和二年仲秋十七日、河内國觀心寺へ御幸(御幸)御一泊、十八日磯長御廟御幸、(御幸)自其日日御膳以後、四天王

寺御幸、(御幸)及日半還御、月廻雲客參議四隣以下警固武士如雲霞冬御迎云々、禁野・交野にかゝり、八幡伏拜、打過大渡橋邊、梅
 津をよそに見て、赤井河原にかゝらせ給て、其日は山崎の圓成寺に着御、

後撰 あふ事の交野へとてそ我は行く身を同じ名に思ひなしたつ、 藤原爲世

金葉 ことわりや交野の小野に啼く雉子さ、こそは狩の人は辛けれ 肥後

詞花 蔽ふるかた野のみ野の狩ころも濡れぬ宿かす人しなけれは 藤原長能

續詞花 交野わたりに通ふ女に物申しけるか、常はかしこにのみ侍りけるか、京に上りて侍りけるに、 中原師尙

又下るとて此度程なく歸り來へき由申しけるに遣しける

いさしらす狩にと聞けと逢事の又交野にや成らんとすらん

同 雉子なく交野のみ野の花すゝきかりそめにくる人な招きそ 藤原時房

新勅 逢事の交野の小野の篠すゝき穂に出てぬ戀は苦しかりけり 藤原仲實

同 今日よりは狩にも出つな雉子なく交野の御野は霜結ふなり 宗圓

新古今 鶴なくかた野に立てる櫓もみち散らぬばかりに秋風そふく 藤原親隆

同 狩くらしかた野の眞柴をり敷きて淀の川瀬の月を見るかな 藤原公衡

同 み狩する交野のみ野に降る電あなまゝたき鳥もこそ立て 崇徳院

同 またや見ん交野の御野のさくら狩花の雪ちる春のあけほの 藤原俊成

同

あふことはかた野の里の篠の庵しのに露ちる夜半の床かな

同

新續古

御狩せしかり此のあとも今は世に哀れかたの雪のふる道

崇徳院

同

雪ふかき交野の雉子ふみ立て、空と、鳥のあはぬ日もなし

藤原爲重

同

は、一のばらふうは毛に玉ちりてかた野の原に蔽ふるなり

藤原忠定

同

御狩せし代々のためしをるへにて交野の鳥の跡を尋ねん

後花園院

續拾

いかにせん濡れぬ宿かす人もなきかた野の御野の秋の村雨

藤原俊成

五社百首

御狩するかた野の小野に日は暮れぬ草の枕を誰にからまし

藤原基成

新後拾

けふも早交野のみ野に立つ鳥の行へも見えず狩暮らしつゝ

足利義詮

同

鴉なくかた野のみ野の草まぐらいく夜假寝の敷つもるらん

藤原基氏

新千

踏むはなし交野の若菜雪ふかみき、その跡を尋ねてそ懐む

安藝

同

狩暮らすかた野のみ野の雪の中に歸るさおくる山の端の月

忠房親王

文治六年女御入内御屏風和歌

今日も又交野のみ野に打出て、鳥立も見えず狩くらしつゝ

實房

けふ何日ひなみに御狩々くらし交野の小野を行き歸るらん

藤原隆信

急ぎ立つ日なみの御狩雪ふかき交野のみ野の冬のあけほの

藤原定家

又もなほ人に見せばや御狩するかた野の原の雪のあしたを

入道皇太后宮太

やとからんかた野のみ野の狩衣ひもゆふくれの檜のした陰

後鳥羽院

百首

堀川百首

御狩すと檜の重柴を踏みしたき交野の里に今日も暮らしつ

源師頼

同

やかたをの鷹手にすゑて朝たては交野の原に雉子啼くなり

藤原基俊

同

御狩するかた野の原に雪ふればあはする鷹の鈴そきこゆる

源師時

同

とつ歸るた馴の鷹を手にすゑて雉子啼くなを交野へそ行く

永緑

同

みかり人近くなりゆく鈴の音を交野の雉子いか、聴くらん

紀伊

明月香并集

昔より日嗣の御狩たえせれば打出るをりもかたのなりけり

藤原雅經

玉吟

雉子たつ交野の冬のみ行かひ今日もいくよか合せくらしつ

藤原家隆

龜山殿七百首

夕くれば淀のかは風身にしめてかた野のみ野をかへる狩人

爲朝

永久百首

あふ事の交野の雉子悲戀にうへほろ／＼とたちひ啼くなり

常陸

同

御狩する交野の御野を今朝みれば一つ松根に雉子啼くなり

藤原仲實

最勝四天王院障子和歌

やとかさん人もかた野の笹の葉に深山もさやと霞ふるなり

後鳥羽院

散る雪に冬も交野のさくら狩花ならなくに濡れ／＼そ行く

慈圓

あられ降る音そ淋しき御狩する交野のみ野の檜の葉かしば

通光

かばらしな霞ふりにし狩ころもかた野のはらの冬かれの色

俊成女

狩りくれぬ交野のみ野の檜の葉にあらはとふる村雨の空

藤原有家

風をいたみ交野のとちしたはれて忍ぶ枯葉に霞ふるなり

藤原定家

立ちかへりみきはの宿やかり衣かた野の霞そて降るなり
 夕つく日とたちも見えぬ山の端の暮々、交野に霞ふるなり
 かり暮らし今はとたちも交野なるふみなら柴の雪のした折
 交野々のみゆき跡ある君か代に逢ふや嬉しきやかたをの跡
 南部百首 交野々のみゆき跡ある君か代に逢ふや嬉しきやかたをの跡
 海士の囀 またも来ん交野のみ野の小鷹狩よこの川瀬の月も見かへら
 自撰歌 踏み分けし御狩の跡もさながらに焼るかた野の去年の白雪
 桂園一枝拾 櫻ちる交野の御狩に啼くさす去年の吹雪や思ふ出づらん
 同 かつ野ゆく人そぬれたる冬枯の葛葉のたりや打しころらん
 青葉 狩ころもびもゆふ風の吹き立て、歸るかた野の袖そ寒けき
 六帖詠草 明日もこん交野の眞柴菜せよ飽かす暮れぬる今日のみ狩は
 藤原家隆
 源具親
 藤原雅經
 一條兼良
 足立弘訓
 本居宜長
 香川景樹
 同
 荷田春満
 小澤蘆庵

謡曲 籠祇王

シテモ次第「旅立つ雲の朝もよい、紀の路にいさや急かん、シテサレ」是は此程都に住む祇王と申す女にてさむらふ、我遊女の道を
 たしなみ、魚香にうつつ花鳥の、聲の綾織る旗浦、いとつらかに初月の、雲井にも名を残す身の、花の都の住居かな、又都
 の住居に年よりたる父を持ちて候ふか、籠者とやらんきこえ候ふはとに、老の親とてさなきたに、別れの近き世の中に、いかに
 る罪にか沈み給はん、急き下りて今一目見まぬらせばやと思ひつゝ、ニム「春の霞と立ち出て、都の月の夜深きに、淀の渡りこ
 立ち出づる、鶯散りにし花の山風の、宇野野の霞の露分けて、旅衣、禁野の雪をたどりゆく、交野の御野の櫻狩、雨は降り来ぬ
 同じくは、ぬるとも陰に宿らん、月住吉や西の海、遙かに見えて沖つ波、互にかゝる夕雲の、和泉の國に着きしかば、信田の森

の葛の葉も、また下萌は春草の、野山を分けて紀の國や、粉河の里に着きけり、

和田寺

和田寺は字禁野にあり、弘法大師の開創にして眞言宗仁和寺の末たり、聖徳太子の作と傳ふる三尺
 六寸の薬師佛を本尊とす。本尊は初の四天王寺にありて、文武天皇の皇后御懐胎のとき、祈りて御安
 産あらせられし靈佛なりしを、同大師の當寺に移せしものなりといふ。後惟喬親王の此の地に遊獵し
 て雪を當寺に避け給ひしとき、其の由来を聴きて堂宇を修繕せしめられしも、中世衰頽して廢寺とな
 りけるを、康平年間和田源秀其の舊蹟に就きて堂宇を再建し、更に寺名を和田寺と改め來りしに、明
 治七年八月再び廢寺となりしが、同十三年五月十九日之を再興し、同二十三年大字渚の觀音寺を移し
 て本堂とせり、即ち現在の本堂是れなり。昔は醫王山佛陀院と號せしが、今は湯王山と號せり。本尊は
 安産の靈佛と稱せられて、今も妊婦の來賽するもの多し。境内は貳百七拾九坪を有し、本堂及び庫裏
 を存す。河内名所圖會には、惟喬親王の此に遊獵ありしとき、三足の雉波瀲院に飛入りて死せしを以
 て、塚を築きて小祠を建てらる、今の鎮守これなりと記すれども、今は鎮守なし。又以前は御狩櫻と
 いへるありしが、其れも今はなし。

雉子塚

同寺の上部は御狩神社の舊址にして、其の上方に古塚あり、俗に雉子塚と稱へ、同寺の條に記した
 る、三足の雉を葬りし所なりといひ、三足白雉靈と刻せる碑石ありしも、今其の碑は少し東方なる畑
 地に移さる。思ふに其の雉塚といへるは、惟喬親王の遊獵し給ひし地域内にあるを以て、好事家の附

陸軍火薬庫

會に成れる謬説にして、塚は正しく一個の古墳ならん。大正二三年の頃之を發掘したるに、石棺現れしを以て、怖れて元の如くに埋めしといふ。

其の東北部には陸軍火薬庫の設けあり、世に禁野の火薬庫と稱せられる。敷地は本地及び大字渚・山田村大字中宮の三大字に亘り、其の初めて設けられしは明治二十九年なり。當時買収せられたるは大字渚領の貳萬貳千九百五坪なりしが、同四十年に同大字領四千壹百八拾八坪、同四十三年に本地及び大字渚・山田村大字中宮領の參萬四千五百九坪を買収して擴張せられしかば、其の總坪數は六萬五千九百五拾八坪(内譯と符合せざるは官有地・國有林・道路等を含むに依る)の廣さとなれり。四方に土堤を築きて、數多の火薬庫を其の裡に設けらる。明治四十二年八月二十日午前二時火薬庫二棟俄然爆發して、附近の部落に被害あらしめしことあり、其れより防禦の設備一層嚴重となる。

眞光寺

眞光寺は同字にあり、八見山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永祿二年二月茨田郡出口村の人辻本幸勝といへるもの、出家して道正と號し、當所に一字を建立したるもの即ち當寺の創始なり。後元祿年中火災に罹りて什寶記録等を烏有に歸せしめしといふ。境内は壹百七拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。

淨蓮寺

淨蓮寺は同字にあり、香臺山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十六年の頃圓蓮社頓譽上人了闍大和尚の開基なり。境内は壹百九拾九坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に地

藏堂あり。

車塚

車塚は同字の南河原にあり、高さ凡壹丈・周圍凡參町にして一小丘を爲し、松樹繁茂せり。復た一の古墳なれども、傳へて惟喬親王の御車を乗捨て給ひし所なりといふ。

百濟王神社

百濟王神社の址は字大垣内の宮山にあり、社はもと三松家の邸内社なり。三松家は百濟王の改姓せるものにして、今の三村俊雄氏は其の裔なりといふ。同家先代は古くより今の山田村大字中宮に住して、百濟王神社に奉仕せしが、文祿年間三松俊治此の地に來住し、後同俊元に至り慶安三年八月其の奉仕せる百濟王神社の分靈を邸内に奉齋せしもの即ち當社の起原なり。爾來同家の私祭たりしも、明治維新後に至りて當字の氏神と爲し、同十七八年の頃社殿に大修繕を加ふると共に、敷地を三松家より寄附せられたりしも、同四十二年三月五日大字坂の片野神社に合祀せらる。然れども其の本殿・拜殿は尙其の儘に残りて、氏子は之を祭祀せり。本殿は檜皮葺にて奈良春日神社の舊殿を移せしもの、拜殿は明治十五年の再建なり。

本地村高六百拾五石四斗六升六合の内、參百六拾石は徳川氏の初期より麾下船越某(駿河守又五郎左衛門作)の采地となり、其の貳百五拾五石四斗六升六合は元祿七年より大久保加賀守忠朝の領地たりしが、船越氏の采地は同氏世襲して同柳之助に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となる。又大久保氏領は同氏世襲して同加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて、翌六月大阪

府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年四月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第七區に屬し、同七年一月二十二日第三大區四小區に改まりて、同四月十三日其の一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區四小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第二十七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至り。

大字 磯島

本地は磯島村と稱して、古來攝津國島上郡所屬たりしが、明治七年八月四日國界の組替に依りて當國交野郡所屬となる。村名の磯島といへるは、淀川に島形を爲せしより起れるの稱にして、其の島上郡に屬したるは西岸攝州に連接したるに依り。即ち今の淀川は西邊を流るれども、往時にありては東部を貫流して、今の京街道の邊は其の河道たりしといふ。部落は分れて茶屋町及び下島となり、下島は本郷にして上島・下島に分れ、其の中には出來坊町又は出婦などいへる小字あり。茶屋町は京街道筋にありて俗に上島と呼ばれ、大字禁野の西に連りて淀川に臨む。同川に沿へる舊堤防は、享保六

正光寺

年頃より土を盛り出水毎に竹箆を以て堰留のしもの其の濫觴にして、後漸次年月を重ねて修築せられしものなりといふ。明治二十九年度より着手せられたる淀川改良工事に依りて新堤防となりしも、之が爲め八町壹反五畝拾四歩の地は買收せられて同川敷となる。

正光寺は字茶屋町にあり、明照山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明十六年蓮如上人の出口村なる光善寺に巡回ありし時、京都の日野宰相といへる人、同上人より道忍といへる法諡を授けられ、出家して建立したるもの即ち常寺なり、爾來法燈繼續して今に至る。境内は參百五坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地村高四百參拾石四斗六升參合の内、六拾九石參斗貳升は徳川氏の初期より石清水八幡宮の社領となり、其の參百四拾壹石壹斗四升參合は堂上日野家の領地となり、其の貳拾石は寛永十年より永井日向守直清の領地となり、寛文十年日野家領の内貳百四拾參石貳斗壹升七合を同家領に残して、其九拾七石九斗貳升六合は更に永井伊賀守尙庸の領地となりしが、石清水八幡社は明治元年五月十日の公布に依り(上地は四)・日野家領は同月二十四日の公布に依り(上地は三)、ともに大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日更に兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第四十一區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。又永井直清の領は同氏世襲して同日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配となり、同

四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。又永井尚庸の領は同氏世襲して同肥前守尙服に至り、明治二年六月土地せり、依て加納藩の支配となり、同四年七月十四日加納縣に屬し、同年十一月二十日更に大阪府の管轄となり、是に於て全村初めて同一管治に歸せり。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第二區五番組に屬し、同七年八月四日堺縣河内國交野郡に編入せられて第三大區四小區一番組に入る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字禁野に同じ。

大字 渚

本地は古來交野郡に屬し、もと牧野郷の内なり、一に粟倉郷と稱し、又波瀲郷とも呼びしが、後渚村と稱す、渚は波瀲に同じ。字地に北の町・市場町・山垣内・メクリ(三粟と書せり)といへるあり、河内志村里の條に「渚屬邑二」と記せるは、此の字地の内の山垣内とメクリを指せるものならん。明治維新後坂村流作新田を割きて大字坂に編入し、明治二十九年より着手せられたる淀川改良工事の爲め四反參畝拾七歩の地は買収せられて同川敷となる。已に大字禁野の條に記せしが如く、東方高地は交野原にして、其の西部の低地に臨める崖下は、往時淀川又は天の川に沿ひし水邊なりしより、波瀲と呼ばれて、終に村名となりしものならん。其の流路に當りし遺形は久しく残りて、南方字出來島なる舊

名浦の原・御林下の約拾町歩、及び西北なる字柏井・同西間田の約拾五町歩は卑濕の地たりしが、大久保加賀守の所領時代に、坂村庄屋渚村兼帶岡田喜八郎・山上村庄屋渚村兼帶下村庄右衛門の盡力に依りて埋立てられ、又京街道筋なる字メクリ以西なる字大水の約參拾町歩は水場たりしが、坂村庄屋渚村兼帶岡田喜八郎の盡力に依りて埋立てられたる所なれば、其の埋立に依りて現時の形を爲せしを知るべし。兩所の埋立てに就ては、設計を初め關係村の懸合等悉く其の骨折に出でたるものなるを以て、其の成るや領主は之を喜び、其の勞を多として前者に對しては兩人に白銀三枚宛を賞與し、米貳石宛を終身扶持し、後者に對しては岡田喜八郎に帶刀を許さる。岡田喜八郎は今の大字坂なる岡田八右衛門氏の先々代にして、其の感狀は同家に所藏せらる、今其の前者に對するものを左に掲記せん。但し月日のみにて年號なきも、岡田喜八郎は文化五年に生れ、明治元年十月十二日の死去なれば、其の埋立てられしは文化以後と知らる。

八月十七日

坂村庄屋渚村兼帶 岡田喜八郎
 山上村庄屋渚村兼帶 下村庄右衛門

渚村水場永荒所御林下井浦の原柏井低田溜池下西間田共地揚場所之内、別而御林下之儀は大業之普請、殊に百五十年餘亡所同様候處、右口々地揚普請見込通之年限にて、當子年皆出來に相成御役々遂見分候之處、初發見積り通り者却而手堅出來、後年種之山水堤切等は格別之儀、並々之増水に而者水底之愁も多分有之間敷相見え、右普請一條に付而は兩人共初發目論見を始

近村懸合向等格別に骨折、其上昨亥年禁野可御相給故障筋一條に付而茂萬端取斗向行届、斯大業之地揚普請聊無故障皆出来に相成、且被是入組候取扱事等迄其方共一不通心配いたし、永久兩全之御爲筋取計候段、委細達御聽候處遊御満足候、依之兩人共白銀三枚づ、被下置、並生涯米貳石づ、被下置候、向後別而出精可相勤候、

渚院の址

渚院の址は字北の町にあり、今は村役場の所在地となる。院は惟喬親王の交野遊獵の際に御し給ひし別墅なり。親王は文徳天皇の皇子にして、和歌を能くし又詩を作り給ひしが、在原業平及び紀有常等を召させられて、交野原・水無瀬野の間にしばし遊獵を試み給ひ、其の水無瀬野に遊獵の時は水無瀬野の別墅に御し、交野原に遊獵の時は此の渚院に入りて休憩し給ひ、以て其の好ませ給へる遊獵に日を暮らし、折に觸れ興に乗じて詠歌以て襟懷をのべ給ひし高風は、伊勢物語の記せる所に依りて推想せらる。然るに其の東宮の望絶えて落飾し、小野里に幽棲し給ふに及びて、院は水無瀬の別墅と共に荒れしかば、改めて精舎となせしもの即ち後の観音寺是れなり。寺は眞言宗に屬して十一面觀世音を本尊と爲し、寛永元年領主永井伊賀守尙庸に依りて修葺を加へられたりしが、明治維新後の神佛分離に依りて、同三年境内にありし西栗倉神社を御殿山に移し、寺は廢止せられて堂宇を存せしも、同二十三年に至りて本堂は大字禁野の和田寺に移り、本尊は字北の町の西雲寺に轉じ、翌二十四年村役場を其の址に新築せられて、今は鐘樓と寛永元年永井伊賀守の家隸松井吉通の建設せる渚院の碑、及び同二十八年六月建設の小山彦三郎・岡田喜八郎兄弟の功勞紀念碑を存す。もと惟喬親王の駒を繋ぎ給

ひしと傳ふる駒留松、及び同親王遺愛の五本櫻といへる櫻樹ありて、櫻樹は春天に花を開き、人せしめて同親王御在世當時の昔を偲ばしめしも、已に枯死して名のみを殘せり。而して渚院は同親王の薨去し給ひしより、縉紳公卿の懷古の情を寄せて詠せるもの多く、紀貫之も土佐國の任を終へて京に歸るとき、淀川より院址を眺めて昔を偲びしは、土佐日記に見ゆる所の如し。又こゝに繁りし樹林は、謂ゆる渚の森なり。

伊勢物語

昔、これたかのみことと申みこおはしましけり、山崎のあなたに水無瀬といふ所に宮有けり、年毎の櫻の花盛にはて宮へなんおはしましける、其時右の馬のかみ成ける人をつれにのておはしましけり、時よへて久しく成にければ、其人の名わすれにけり、かりは念比にもせて、酒をのみくつゝ、大和歌にかゝれりけり、今かりする交野の渚の家、その院の櫻ことにおもしろし、其木のもとにかりわて、枝を折てかまじにさして、かみなかしもみだ歌よみけり、馬のかみなりける人のよめる

世のなかにたえて櫻のなかりせば春の心はのとけからまし
となんよみたりける、又人の歌

散ればこそいと、櫻ばめてたけれ憂世に何か久しからへき

とて、其の木のもとに立ちて歸るに、日くりに成ぬ、

土佐日記

かくて舟ひきのほるに、なきさの院といふ所を見つゝゆく、其の院のむかしを思ひやりて見ればおもしろかりけるとこゝなり、しりへなる岡には松の木ともあり、なかの庭にはうめの花さけり、こゝに人々のいはく、これはむかし名たかくきこゝえたる所なり、故惟喬のこの御とも故在原業平の中将の、世の中にたえて櫻のさかみらは春の心はのとけからましといふ歌よめる所なりけり、いまきやうある人所に似たる歌よめり、

千世へたる松にはあれといにしへの聲の寒き、かはらさりけり
またある人のよめる
きみこひて世をふるやとの梅の花むかしの香にそ獨にほひける
と、いひつゝ、その都のちかつくを喜ひつゝのほる、

- 續後拾 花の色のおかす見ゆれば歸らめや渚の宿にいま暮りしてん 藤原俊成
- 新後拾 交野なるなききの櫻いと春か絶えてといひし跡にさくらん 法印定圓
- 同 かり人も厭かぬかけとや交野なる渚の花のえたを折りけん 藤原雅親
- 續古今 むら時雨いくしほ染めてわたつ海の渚の杜の紅葉しぬらん 衣笠内大臣

河州交野渚院碑銘

向陽林子撰

河内國交野之郡、北臨雍州而近涇城、南連攝州以接難波、西則河流水長、東則野廣山登、郡有邑曰渚、一日曰瀛都、有院所謂奈疑佐院是也、渚與瀛其後訓其奈疑佐、故相通用、此地左右有葛葉、有天河、而男山・山崎隔河相對、木津川宇治里在其良方、廣瀨・神南・櫻井並於乾橋、望高樓、江口・神崎於坤維、顧瞻嗣・飯盛二山於巽角、誠是畿内之絕境也、曾聞光仁帝幸交野、桓武帝或自寧樂京、或自長岡宮、或自平安城、屢獵於交野、放鷹獵群禽、弘仁帝亦遊於此、建行宮於山崎、則奈疑佐院亦是朝宮乎、歷代遂爲御獵場、有禁野之稱、唯賞介覽視得蒙恩許、而私臂許也、院裏栽千株之櫻、以禮三春之美、在五羽林扈從惟喬親王於此院、賞花詠歌極一日之樂、遺千歲之芳、爾來藤俊成・藤家隆等所除、載在撰集、豈唯櫻而已哉、紀真之學梅杏以寓懷古之意、藤家良見紅葉以添染色之興、或聽松於此 雪波 響、或遇雪於此傲春花之香、或清衣於村雨、或皎月於輪鞍、或聞鶉於秋風、或戒雉於禁霜、或託情於嘯々之鹿、或賦耳於嘯々之蟲、其餘四時之變態、朝暎之眺望、氣象萬千不可枚舉、冠蓋遐遙如雲如林、有宿者、

有卜居者、既而時世推移、兵馬塵河、院廢蛛網、門設雀羅、明月自來去、鳥鳴而山幽、沈々々々無人知焉、四至勝内亦爲里民被掠焉、被千株花爲鳥石、猶城堤之柳不存其一也、院裡唯一小堂而已、寬永年中信州牧永井尚政、蒙欽命賜院城食祿十萬石、交野郡亦稱焉、頃歲信牧 老懸車、乃有命使其嫡男右視衛尚政襲封涇城、而以交野分賜其男伊州太守尚庸、新治所於渚邑、去歲太守賜官暇社采地、行邑之大偶遇渚院、憐其荒廢而聊加葺修、督其區畫、於是人皆知院跡之來由、懸車翁聞而奇之、裁櫻櫻若千株於院裏、太守家士各有所寄贈焉、乃知櫻在開敷爛漫春、喚起惟喬・在五於九泉、再興風流盛遊於今日、則匹似劉郎去後栽支都觀桃、而何有城于韶到太腹讀不見梅之說哉、太守家臣杉井吉通、請記其始末以刻石、太守領之、謝价乞余書其事、至再三不措、余與太守交際殊渾、故識吉通、且喜、認舊蹟、嗚呼與廢絕者人民之所歸心也、推小以知大、於太守有所期乎、遂叙之垂不朽、系之以銘、銘曰、

- 於戲波瀾 境貞王殿 翠華雲靡 白鶴雪飛 吟以勸醉 遊而忘歸
- 在昔爲盛 中葉式微 烟籠野水 月鎖村扉 遺蹤復舊 花柳芳菲
- 寬文元年辛丑十一月吉辰日 永井伊賀守家隸 杉井吉通建之

渚岡は近く渚院の東南にあり、俗に御殿山を以て稱せらる。其の地は大宇祭野の東部、火藥庫の北より來れる高地の北端にして、丘上は平坦砥の如し、惟喬親王の渚院去來の當時に亭榭を置き給ひし所なりと傳ふ。然れども大字小倉の部落にも渚岡の稱あれば、渚岡といへるは、本地より同小倉に亘る往時の水涯に臨みし高地一帯を呼びし稱ならんか。河内名所圖會には、渚岡は渚院の東をいふなるべしと記せり、古來の勝區にして古詠あり。而して此の御殿山は、本地門川太吉氏所藏の見聞諸事記

に依れば、元龜・天正年間松永久秀の旗下たる野尻備後太夫なるもの、交野に亂入しけるとき城を築きし所にして、當時寺院を破り石塔を集めて石垣を爲しければ、本地には其の類の石多しと記せり。降で萬治元年より本地附近の領主となりし永井伊賀守尚庸は、其の屋形を此の山上に設け、居ること二年にして江戸に去りしも、貞享四年野州の烏山に轉封せらるゝまでは、同氏の郡代は此に居住し、元祿三年本庄因幡守の本地及び坂・宇山・村野・上島・楠葉の高五千石を采地とするに及び、再び同氏の陣屋は此に設けられて、同六年常州笠間に轉封するまで繼續せり。其の南邊には堀の址あり、又近く宇山垣内の坂路には牢坂の名あり、居城又は屋形若しくは陣屋の存在したる當時の遺物にして、牢坂は牢舎のありしより起れるの稱なるべし。されば其の御殿山といふは此等の關係より呼びなせるの名ならん。本地の部落を敵下し、淀川を隔て、近く城・攝の翠巖に對して、風光の美なる宛然圖せるが如し。

| | | | |
|-----|--------------------------|------|----|
| 新拾遺 | うちつけに渚の間の松風を空にも波の立つかと思へ | 源 | 信明 |
| 新續古 | わたつ海の渚の間の花すゝまよれさそよする沖の白波 | 同 | |
| 夫木 | つるのゆる渚の間の岩かれに夕浪かくと見ゆる卯の花 | 素覺法師 | |

御殿山神社

御殿山神社は前記御殿山にあり、品陀和氣命を祀れり。もと小倉村東粟倉神社の御旅所なるもの觀音寺の境内にありしが、文政年間小倉村と争論を生じたる結果、其の御旅所に八幡大神を勧請して本

白雲寺

地の氏神と仰ぎ、西粟倉神社と稱し來りしも、明治維新後の神佛分離に依りて、同二年當地に社殿を造營し、翌三年九月十九日遷宮ありて、今の社名に改められ、同五年村社に列し、同四十一年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は壹千八百七拾九坪を有し、本殿・拜殿・廊下・納家・社務所を存す。末社に稻荷神社・貴船神社あり。氏は本地一圓にして、例祭は十月十九日に行はる。

白雲寺は宇市場にあり、證城山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。舊寺なりと傳ふれども、開創の年月は詳ならず、眞言宗にして南寺と稱せしが、文治年間同宗の信寂上人は法然上人に歸依し、念佛の行者となりて當寺に來住せしより、淨土宗に轉じ、辨譽上人の時に至りて知恩院末となる。寛文中火災に罹りて記録の焼失したるが爲め、寺歴の明ならざるは惜むべし。境内は參百九拾參坪を有し、本堂の外に庫裏・門を存す、本堂は明治三十三年の再建なり。外に地藏堂及び觀音堂あり。觀音堂は西國三十三番の札所にして、地藏堂はもと大字禁野の裏なる野原にありしを、萬治二年本地御殿山の西に移し、世人の崇敬厚かりしが、其の此に移せしは明治三十三年の頃なり。

西雲寺は宇北の町にあり、長光山と號し、淨土宗念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永七年僧存悦の開創にて小山寺と號し、眞言宗なりしが、後源波なるもの之を中興して轉宗し、今の寺名に改む。境内は參百九拾參坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に觀音堂あり。堂に安置せる觀世音は、渚院の址なる觀音寺の本尊なりしが、明治二十二年同寺の毀たるに及び、當寺に移安せられ、同四

西雲寺

田中庵の址

十四年六月此の堂を新建して安置せらる。

田中庵の址は同字にあり、貞享二年本地の田中佐兵衛・田中覺兵衛の發願に依りて建立せられ、田中久治郎なるもの佛法に歸依し、慈觀と法名して住持となりしも、明和七年六月入寂し、其の後尼僧の住する所となり來りしが、明治維新後廢庵となり、佛像等は西雲寺に移管せられしも、同庵唯一の寶物として傳へ來れる十六善神の畫幅は、當時の尼僧之を携へ北條伊勇二氏方に來寓して逝きしかば、其のまゝ同氏方に保管せらる。其の幅は田中庵創立者の一人たる田中佐兵衛の門前に天降りしものと傳へ、惡疫流行の際に靈驗ありと稱して祈るもの多きのみならず、害虫發生の時には、祈りて其の供へたる線香の火を松明に移し、此の畫幅を捧げて田疇の間を廻れば、害虫退治の効ありと稱して今も早天の時には之を行ひ、稱して田虫送りとなん呼べり。

清傳寺は字メクリにあり、授法山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛文十四年頓譽上人の創立にして、後教傳房なるもの之を中興せり。境内は貳百貳拾參坪を有し、本堂・庫裏・門を存す、外に地藏堂あり。

本地は徳川氏の初めより村高壹千參百六拾參石八斗五升八合の内、參石六斗八升は石清水八幡社領となり、其の拾四石八斗五升七合は日野家の領地となり、其の壹千參百四拾五石參斗貳升壹合は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、石清水八幡社領は明治元年五月十日の公布に依り、日野家領

清傳寺

は同月二十四日の公布に依り、共に大阪府司農局の支配となる。又永井氏領は萬治元年其の子同伊賀守尙庸に與へ、尙庸は治川を本地に定めしが、傳へて伊賀守尙富に至り貞享四年下野國鳥山城に移りて上地し、元祿元年徳川氏代官の支配に歸し、同二年本庄因幡守宗資の領地に轉じ、同氏常陸國笠間に轉封せられて同五年上地せしかば、同六年復た徳川代官の支配に歸し、同七年大久保加賀守忠朝の領地となり、同氏世襲して同加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて翌六月大阪府司農局の支配となる。又以上上村高の外なる、享保十二年以來新墾せし淀川流作場の石高參拾參石七斗五升六合は徳川代官の支配たりしが、同代官多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配となる。是に於て全村初めて同一管治に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區四小區内の二番組に屬したるの外は、大字禁野に同じ。

大字小倉

本地は古來交野郡に屬し、もと牧野郷の内にして、粟倉郷とも呼び、粟倉村と稱せしが、後東小倉村と改め、後單に小倉村と稱し、其の部落のある所には渚の岡の名あり。舊郷名の粟倉といへるは、

長安寺

往時粟倉の設けありしより起れるの稱にはあらざるか、其の小倉といへるも御倉の借字にして、粟倉のありしより呼びなせしものなるかの如くに思はる。且粟倉郷は復た粟倉寺のありし所にはあらざるか、寺は日本後紀嵯峨天皇弘仁八年二月交野行幸の條に「施捨佐爲・百濟・粟倉三寺各綿一百片」と見ゆる粟倉寺是れなり。同紀中に見ゆる佐爲寺は攝津國三島郡千里村大字佐井寺の佐爲寺即ち今の山田寺にして、百濟寺は當郡山田村大字中宮の舊百濟寺なるべし。兩寺は其の跡明なれども、粟倉寺のみは其の址明ならず、特り寺と同名なる此の粟倉郷ありて、其の所在地たざりしかを聯想せしむ。長安寺は字渚の岡にあり、瑞光山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百七拾參坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。外に大日堂・行者堂あり。

欣求庵

欣求庵は同字にあり、攝津國三島郡五領村大字上牧口蓮宗本澄寺末にして釋迦・多寶二佛を本尊とす。貞享二年三月本澄寺十二世日寛の隱居寺として開創せし所なり、後頗壞せしを以て文化八年に再建して今に至る。境内は壹百五拾四坪を有し、本堂・庫裏を存す。

粟倉神社

粟倉神社の址は同字にあり、社は由緒不明なるも、元和二年新に八幡大神を勸請して社殿を造營し、八幡宮と稱して本地及び渚村の産土神と仰ぎ、文政年間に至りて更に擴張改築しけるに、其の後渚村と紛擾を生じて分離し、渚村は當社の御旅所たる同地觀音寺の傍に八幡宮を勸請せしを以て、當社は本地のみの氏神となり、明治五年村社に列せしが、四十二年三月五日大字坂の片野神社に合祀せらる。

車塚

車塚といへるは部落の東方なる柏原にあり、瓢形を爲して東に向ひ、大阪府地誌には高さ凡貳丈・面積貳千四百貳拾六坪と記し、添付の同塚圖面には、西登り拾壹丈四尺・東登り九丈・中渡貳拾壹丈にして、其の周圍を繞れる空堀の幅を凡壹丈五尺なりとせり。堀は内外の二重ありしといへば、同誌の記せるは其の内堀なるべし、外濠は已に埋れたれども、底窪の地ありて僅に其の俤を田圃の間に其れらしく認めしむ。總じて規模頗る廣大にして、ありふれたる普通の古墳とは其の選を異にし、一見して其の或は貴顯の陵たらざるかに想到せしむるのみならず、其の丑寅に接せる所には大塚といへるありて當塚に連接し、西邊には赤塚・猫山・しようが山といへるありて陪塚の形を爲せしといふ。大塚・猫山・しようが山は已に開發せられてなきも、赤塚は其の半を開發せられて半を殘せり。里人の口碑には此の車塚を桓武天皇の御陵なりと傳へて印象深く、世人も我は其の然らざるかを疑ふものあるも、同天皇は日本後紀に「大同元年夏四月庚子、葬於山城國紀伊郡柏原山陵」と見え、延喜諸陵式に「柏原陵、平安城宮御宇桓武天皇、在山城國紀伊郡、兆域東八町・西八町・南五町・北六町、加丑寅角二峯一谷、守戸五煙」と見ゆれば、里傳は誤なるべし。然れども類聚國史に「大同元年十月庚午、改葬皇統彌照天皇於柏原陵」と見ゆると共に、此の地の名を柏原と稱し、剩え塚の丑寅には前記の大塚ありて、延喜式に見ゆる二峰一谷の形に似たるものありしといへば、里人の桓武天皇御陵なりといへるも、蓋し其の理なきにしもあらざるが如し。一回も發掘せられたる形跡なく、本地有となりて、土地臺帳には